

平成23年山形村議会第2回定例会

議 事 日 程 (第2号)

平成23年6月9日(木曜日)午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員(12名)

1番 大池俊子君	2番 三澤一男君
3番 小林武司君	5番 上條光明君
6番 宮澤敏君	7番 竹野園麿君
8番 柴橋潔君	9番 中村弘君
10番 上条浩堂君	11番 竹野入恒夫君
12番 大月民夫君	13番 神通川清一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清沢實視君	副村長 百瀬泰久君
教育長 本庄利昭君	総務課長 笹野初雄君
住民税務課長 青沼永二君	保育園長 山口隆也君
保健福祉課長 小野勝憲君	農林建設課長 中村俊春君
教育次長 根橋範男君	総務課 課長 住吉誠君

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正君

書 記 藤 沢 ゆ き み君

◎開議の宣告

○議長（神通川清一君） おはようございます。

それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

なお、6月1日から当村もクールビズということでもあります。上着の着用は適宜にお願いします。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、9番・中村弘議員、10番・上条浩堂議員を指名します。

◎一般質問

○議長（神通川清一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

一般質問は、1人1時間を限度に再質問2回までの一問一答方式で行います。

質問答弁は簡潔明快にお願いします。

◇ 宮澤 敏君

○議長（神通川清一君） それでは、質問順位1番、宮澤敏議員の質問を行います。

宮澤敏議員、質問事項1「被災者支援システムの活用について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） 議席番号6番、宮澤敏でございます。まず初めに、3月11日に東日本を襲った巨大地震と津波は、約2万5,000人の死者・行方不明者を出し、今も避難所での被災者の苦難の生活が続いております。亡くなられた方々に対しご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

被災者支援システムは、被災者台帳をもとに避難、被災状況などの個人データを一元的に管理し、被災者証明の発行に迅速に対応できるほか、救援物資の管理、仮設住宅の入退去、義援金の交付などの業務が行われるものです。このシステムは、全国の地方公共団体が無償で入手でき、災害時の緊急対応に活用できるよう利用促進が図られてきました。

しかし、このたびの東日本大震災発生前の時点で同システム導入の申請があったのは約220自治体にとどまり、被災した東北地方では導入自治体はほとんどありませんでした。

このたびの東日本大震災では、市や町全体が津波に襲われるなど、地方公共団体の行政機能そのものが麻痺した地域もありました。いざというときの備えのため、同システムを導入しておくことにより、どこでどういう方が避難されているのか、どのく

らの救援物資が必要なのか、被災者支援に関する必要な情報のバックアップが可能になり、仮に行政機関等が災害に遭った場合でも、被災者支援、復旧に迅速に対応することができると言われております。

それでは、質問いたします。

災害発生時には行政の素早い対応が被災者支援には不可欠のため、被災者支援システムを平時のうちに構築しておくことが極めて重要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、宮澤議員より出されましたご質問、「被災者支援システムの活用について」のご質問に対してお答えしたいと思います。

被災者支援システムは、平成7年の阪神大震災で、神戸市に次ぐ被害を受けた兵庫県の西宮市が、日常業務復旧とあわせて短期間で被災者を支援するシステムを構築いたしまして、支援者支援や復旧・復興業務に大きな力になったということをお聞きしているところでございます。

宮澤議員の申されるように、平成19年7月の新潟県中越沖地震後もこのシステムの導入があまり進んでいないようでございまして、東日本大震災後の本年6月現在でこのシステムのインソールキーの発行団体は、全国で19%、長野県に至りましては13%という状況のようでございます。

本村山形村におきましては、既にインソールキーの発行は取得してございますが、しかし、このシステムは無料で使用するということができるわけでございますが、サーバ等整備のハード面の経費がかなり必要となるようでございます。この点を踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、再質問があれば質問してください。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） このシステムを事前にセットアップすることによって、これを想定してより実践的な形で訓練ができ、災害が起きたときに何をしなければならないのかがわかるということになっております。そして、まず災害に遭った場合は、罹災証明書の発行が大事だと言われております。支援金も義援金もすべて世帯単位で支払

われるようになっているということで、いざ災害のときには非常に混乱して長時間被災者を待たせることになるということでございます。そういった生命と財産を守る政策ということで、できるだけ前向きにご検討をいただきたい、このように思います。

○議長（神通川清一君） 答弁はよろしいですか。

○6番（宮澤 敏君） 答弁はいいです。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、次に、質問事項2「太陽光発電の普及について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） 生活水準の向上に伴い、世界のエネルギー消費量は増大し続け、このままのペースで進めば石油が約40年、天然ガスも約60年で枯渇してしまうと予測されております。

太陽光エネルギーは、地球に到達するエネルギーの1時間分だけで人類が1年間に消費するエネルギー量に匹敵するほど無限で、地域偏在性の少ない再生可能エネルギーです。無尽蔵の自然のエネルギーである太陽光を使う太陽光発電なら、エネルギー問題や環境問題に家族みんなで貢献することができます。

原発にかわるグリーン電力として、太陽光発電が注目されている折、ソフトバンクの孫正義社長と神奈川、埼玉など19道県の知事が記者会見し、大規模太陽光発電所メガソーラや風力発電などの普及を図る自然エネルギー協議会を7月上旬に設立すると発表し、参加自治体などと共同でメガソーラーの建設を進める方針も明らかにしました。

ソフトバンクが個々の自治体と休耕田など用地の提供を受けるなどして進める計画で、1施設で一般家庭5,000世帯分の電力を賄える出力2万キロワットのメガソーラーを中心に、全国で10カ所程度の建設を予定しているようであります。

そこで、質問いたします。

山形村の一般住宅への太陽光発電導入世帯は何世帯でしょうか。

毎年の普及率はどのくらいになっておりますか。

そして、今後5年、10年先をどのように見通されているか、取り組みと課題をお聞きいたします。

以上です。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、宮澤議員の2番目のご質問でございます「太陽光発電の普及について」のご質問に対してお答えしたいと思います。

初めの「村で太陽光発電システムの設置している導入世帯数はどのくらいか」ということについてお答えしたいと思います。

年度別で申し上げます。18年度に6件、19年度に10件、20年度に7件、21年度に8件、22年度におきましては35件、それから今年の23年度、この5月の末日現在で6件入っております。合計72件でございます。

補助のなかった平成17年度以前の導入件数、また、18年度から21年度で村の補助を受けずに設置した件数もあると思われませんが、補助金で設置した以外の導入件数は、村といたしましては残念ながら把握しておりません。ちなみに、導入者と売電契約を結んでおります中部電力に問い合わせいたしましたところ、本年3月末現在、山形村での売電契約の件数は137件と聞いております。137件ということでございます。

次のご質問の2番の普及率でございますが、先ほど申し上げましたように、わずかずつでございますが上がりつつあると思っております。太陽光発電システムの設置が可能と思われる村内の住居専用住宅の棟数を調べましたところ、現在2,800棟ほどありまして、先ほど中部電力の売電契約数の報告137件がすべて一般家庭用であったといたしますと、太陽光発電システムの普及率は現在4.9%といった状況でございます。

次に、3番目のご質問でございますが、「今後5年、10年先の見通し、取り組み、課題等について」のご質問に対しお答えしたいと思います。

今回の福島県での原子力発電所の事故、また、将来の東南海沖大地震を想定しての中部電力浜岡原子力発電所の停止等を受けまして、国のエネルギー政策も脱原子力の方向で論議されようとしております。菅直人首相も先ごろ、自然エネルギーを使った発電を2020年代までに国内総電力の20%まで引き上げる方針を示しました。今後、国のエネルギー・電力政策がどのように変わっていくか見きわめていく必要があると思っておりますが、山形村といたしましては、先に策定いたしました第二次環境基本計画にございますように、まずは太陽光発電の普及推進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、再質問があれば質問してください。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 平成21年度が申し込まれた方が8件、そして22年度が35件ということですが、これは補助枠を見直したというか、超えて、希望者には全員になるべくということで行われたものかどうかお聞きいたします。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 太陽光発電システムの村の補助でございますが、先ほど村長が申しましたように、件数は先ほどのとおりでございますが、環境基本計画を受けまして18年度から村で村費で補助させていただいてきておりました。18年から21年度につきましては、当初予算で盛らせていただきました150万円程度を限度ということでしたが、22年度からは先ほど申請は全部受け付けるということで、補助の単価は下げさせていただきましたけれども、申請あったのはすべて受けるようにということにさせていただいておまして、22年度からは増えているということでございますし、本年度につきましても、23年度につきましても現在480万円、40件を当初予算で盛らせていただいております。ということで普及を図ってまいりたいということで補助枠を広げたということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、よろしいですか。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 今年度の23年の補助目標が40件ということで先ほど言われたのですけれども、これも申し込み者があれば40件でなくても希望者には全部なるべくという考え方でよいかということと、それから将来これからの山形村としての何割くらいでもっていきたいかとかというような、そういった目標があったら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 現在、本年度は5月末で6件ということでございます。月3件、今後こういった脱原子力の方向の中で希望者が増える可能性がございます。480万円を超えてしまいそうになりますと、また議会の皆様のご理解をいただく中で補正予算を組んでまいりたいというふうに思っております。

それから普及率ですが、先ほど申しましたように、現在137件ということで、先

ほど設置可能な住居専用住宅、2,800棟ほどございます。現在5%ということ
でございます。村といたしましては、できるだけこういった自然エネルギーを使っ
ての推進ということございまして、数字的な目標というところまでは立てて
おりませんが、そうはいいまして全部の世帯2,800世帯につきますと、
村費で、今は1件当たり12万円の限度にさせていただいております。1
キロワット3万円で4キロワット限度にさせていただいております。1
件当たり12万円限度でございます。すべてつけますと村費で6億円
くらい必要になってきますか。ちょっと計算してみましたが、それだけ
のことは考えられませんが、いずれにしても続けていくということになり
ますと、村の財政の問題にも直結はしてくるかなというふうに思っ
ております。

先ほどこの6月6日、県の環境部の方から、市町村との共同による自然
エネルギー推進研究会を設置するというので、この参加は村としてどうか
ということでも問い合わせが来ましたので、村としても自然エネルギー
の推進は県とも一緒にやっていきたいということで、この研究会に参
加をする意向を伝えてございます。

数字的な目標というところまでいっていませんが、できるだけ多くの
世帯の皆さんに導入をして推進を図ってまいりたいというふうに考
えております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員に申し上げます。ただいまの
発言で質問は3回になりました。

以上で宮澤敏議員の質問は終了しました。

◇ 大池俊子君

○議長（神通川清一君） それでは次に、質問順位2番、大池俊子
議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「東日本大震災、栄村の震災をどう受け
とめ何を教訓にすべきか」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。今日は2つ
の問題について質問したいと思います。

まず初めに、「東日本大震災、栄村の震災をどう受けとめ何を教訓にすべきか」を質問します。

未曾有の震災から3カ月になろうとしています。死者・行方不明者を合わせて2万5,000人、11万人を超える被災者が不自由な避難生活を強いられています。福島第1原発も東京電力が発表した「工程表」は、原子炉やその施設内にどのような事態が起こっているか、全貌をつかめないまま作成された「収束策」なるものも、それを実行する裏づけも根拠も示されないものでした。実際1号機では、メルトダウンが判明しました。

今なお放射性物質を放出し続け、住みなれた家を追われ、見えない放射能の不安におびえる日々であり、街はゴーストタウンになっています。

まず1つ目に、地震、津波は天災です。昔から防波堤、防潮林で災害防止に取り組んできましたが、今回の災害は、被害の実態がいまだに明らかにならないという未曾有の事態であります。しかし、原発は明らかに人災です。「原発安全神話」を振りまいてきた東電と政府に責任があると思います。最近の世論調査でも半分の国民が原発を廃止と望んでいます。日本は、先の大戦で「神風が吹く」と信じ、広島・長崎の原爆投下となりました。

2つ目に、復旧、復興の問題では、現地に足を運び被災者の要望を聞く中で、それぞれの地域の実情に合った復興プランを住民合意でつくり上げていく。しかも財源の大半は国の責任で行う。復興を名目にした消費税増税は、被災者にも増税を押しつけ苦しみに追い打ちをかけることになる。財源問題では、政党助成金の廃止、米軍のおもいやり予算の縮小など見直してほしいものです。

この①②の問題についてどう受けとめますか。

3つ目に、この災害から村は何を学び、何を教訓としますか。地域の自主防災計画の再点検、見直しをということで、災害救助のための情報公開、私の夫が消防分団長のとき災害救助の訓練があり、地震発生時の人命救助もその一環です。しかし、個人情報保護法があり、高齢者世帯や一人暮らしの方がどこに住んでいるのかわからなかった。災害救助の先頭に立つのは地域の消防団です。今回の大震災を見ても明らかです。個人情報保護法はさておき、地域の情報は区長や消防団には公開すべきではないでしょうか。

2つ目に、避難の仕方と避難所の再点検。この震災で避難所となっているところが被害に遭ったケースがあります。また、みんなで集まって避難する中で、津波に遭っ

てほとんどなくなってしまったなどさまざまなことがありました。再点検をということでお聞きします。

3つ目に、区・常会への未加入者へ加入を呼びかけてほしい。東北では合併せず、自立のまちづくりをしてきた市町村が多く、末端の自治組織が救援、復興に活かされていると聞いています。自治会に加入しないために、支援を受けられないこともあったという、これは新聞にも出ていました。そして、例えば陸前高田市は、小さな集落ごとに自主防災組織をつくっていたことが機能し、行政と被災者、避難所との連絡がとれ、毎日「広報りくぜんたかた臨時号」を出したという話もあります。

以上の件を初め、また、今後山形村の取り組みはどのような予定になっているでしょうか。これで1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大池議員のご質問事項、最初の「東日本大震災、栄村の震災をどう受けとめ何を教訓にすべきか」についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、「①と②についてどう受けとめるか」ということをございます。

私は、大池議員の申されたことにおおむね同意見でございますが、先の大戦が終わってから日本が急速に経済大国にのし上がった陰には、強力な電気の力もその要因の1つであったということは否めないと思います。このように経済大国ということで、それぞれの生活も文化的に大変余裕のある生活といえますか、大変厳しいとはいいながらも急速に伸びたというのは、先ほど申しましたとおり電気の力によっているものというように思っているところでございます。

しかし、そもそも原子力発電は核爆弾の製造の過程で生まれた偶然の産物とも言われ、その生い立ちを見ますと、危険性を秘めていると当初より警鐘を鳴らしていた専門家も多かったようであります。

しかし、電力会社と政府は、「原発は原子力の平和利用ということで絶対安全だ」と現地の自治体や住民は原発マネーに押さえ込まれてしまったというように言われております。日本は、無数の活断層が縦断する地震大国でありながら、ところ構わずという語弊があるかもしれないですが、地質調査も当時はあまりしっかりした検査もしなかったということで、原発をつくり続けたというようでございます。

今回の福島の第1原発事故を境に、日本全土には54基原発があるそうですが、そのうち老朽化して既に停止しているのも幾つもあるそうですが、危険度の高いものから即停止するとともに、原発核エネルギーから自然エネルギーへの転換をできるだけ早い段階で切り替えることを望むものでございます。

ドイツのように徐々に核エネルギーから自然エネルギーに切り替えていくことが、プランを組んで20年以内にはできるだけ核に頼らないような方策が最善の策かというように私どもは思っております。

次に、②番目の「復旧、復興へ向けての財源の問題」では、国の施策において被災地には税の軽減措置が定められているようでございます。放射能漏れ事故で避難を余儀なくされ、出荷や作付の停止、売上の減少などに苦しむ住民の生活が厳しくなっているようでございます。あの日から既に3カ月たとうとしているのに、被害への賠償はようやく「第2次指針」がまとまったところのようでございますし、新聞報道では、近日中に賠償の責任を負う東電より仮払いを開始するようでございますが、あまりにも遅い対応だと私は思います。

なお、政党助成金の廃止と米軍おもしろいやり予算の縮小見直し問題につきましては、大池議員と同意見でございます。

唾然といたしましたのは、2,513億円ですか、義援金がそれぞれ、村からもまだ受け付けはしておるわけですが、義援金がまだ3割ぐらいしか現地の被災者の皆さん方のところへ届いていないということにつきまして、本当に憤りを感じ次第でございます。一刻も早く義援金につきましては、できるだけ私どもといたしましてもその願いであったわけですが、まだ日本赤十字社の中に7割の額が残っているというようなことございまして、まことに残念なことだというように思っております。

①②につきましては、以上であります。まだいろいろと申し述べたいことがございますけれども、ご質問の①と②に対しましては、このくらいにしたいと思っております。

次に、3番目の「この災害から村は何を学び、何を教訓にするか」とのご質問でございますが、村では、近年大きな災害が起こってはおりませんが、3月の東日本大震災を初めとして全国各地で大きな被害が発生しております。そして、大きな被害を被っているわけですが、こうした中、特に高齢者や障害者の方々等の災害時要援護者が迅速に避難できるために支援体制を整えておくことが求められております。

このため、災害時、だれが支援してどこの避難所等に避難させるのかを定める「避

難支援プラン」の全体計画を平成22年3月に策定をいたしました。今後は、区や自主防災会、民生児童員の方々と連携をしまして、地域において支援の必要な方々を把握しまして、個人情報を開示することを同意して登録する個別計画を検討しているところでございます。

災害の被害を最小限に抑えるには、「自助・共助・公助」それぞれが連携をすることが大切だと思っております。阪神淡路大震災時に生き埋めや閉じ込まれた人の救助をだれが行ったかといいますと、「自助・共助」によるものが9割ということをお聞きしております。

山形村では、平成20年4月に各区に「自主防災会」が設置されまして、ご存じのとおりでございますが、地域を守る備えと行動をしております。これを契機に、区・連絡班への未加入者の方々には、自主防災会への参加、強いては区等への加入へつながってほしいと願っているわけでございます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、再質問があれば質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは、2回目の質問をします。

初めのどう受けとめるかについては、1つ新聞の中でもあるのですが、今回の津波で起きた、今、社会的にも問題になっていますが、大川小学校というところで、避難児童を一堂に集めて、みんな集まるまで集めて、そのことによって遅れてしまい全員が亡くなってしまったという悲惨な出来事もありました。逆に、「津波てんでんこ」とこのごろ最近非常に言われるのですが、とりあえずそれぞればらばらに逃げて、そのことによって後で必ず親が迎えにくるからということがあります。

それから信毎の記事で立花隆さんという方が言われているのですが、津波というのが、ただ、今、防波堤をつくるのにどのくらいの津波で、10メートルとか5メートルとか言われるのですが、それは高さだけではなくてエネルギーの問題でいくと、今回の大地震によると、エネルギーで計算すると広島原爆の3万2,000発に当たる。そしてまた、かつてこの世に存在した最大の水爆50メガトンの10発分にも相当する津波の地震エネルギーが起きているということです。想像もしなかったことが起こり得るということだと思います。

このような中から、先ほど村長も言われたのですが、義援金も皆さん、村の中でも、本当にお金がなくても自分たちの生活よりもっと大変だからということたくさん集

められたと思いますが、本当に現地に届いていない。食料も尽きて明日の生活も困るという避難所、また、個人の震災で残された方々がいっぱいいるというのも非常に残念でなりません。逆に、医療機関とか農業関係の支援団体など、直接行く方々が集めて持って行って直接被災地へという、それで役立てているという例もたくさんあります。

①②はそれでいいのですが、次の避難の仕方ということで、先ほど避難の支援プランということでやっていくと言われたのですが、今、民生委員さん、区の中で情報公開をしていくということですが、この情報公開を住民の方々に個人個人というのではないのですが、はっきりわかるように何回も繰り返しながらみんなで話し合い取り組んでいくということが必要だと思いますが、そういう点で今度の防災訓練がまず初めのいいきっかけになると思うのですが、具体的には先ほど支援プランと言われたのですが、どのようにされるかお聞きしたいと思います。

それから消防団の例を出したのですが、どこまで情報公開を、どこの組織というか、団体までされていくのかをもう少し詳しくお願いします。

それから避難の仕方と避難所という件で、各地域で一旦広い場所へ集まるのですが、その途中経過を見ても、まだまだ本当に震災が起こるといっても大丈夫だろうというのがどこか住民の中に、私もそうなのですが、そういう想定のもとであまり危機感がなくやっているのですが、そういう点でもこの機会にもう少し緊迫感のある訓練をやっていく方向に考えてほしいのですが、その点ではどうでしょうか。

避難所の件では、例えば中大池、上大池もそうなのですが、山際であったり、中大池は建物が古くてみんな収容できなくて、そこが避難所になっていたという例がたくさんありますが、この機会に区ぐるみで、村ぐるみでということになるのですが、そういう点からももっと具体的に話し合われるような方向に持っていったらどうかと思います。その点ではどうでしょうか。

区・常会への未加入者ということで、まだまだ未加入者がだんだん増えてくる中で、今回の地震もやっぱりどんなに被災に遭われても、家がなくなっても最後は昔住んでいたお隣同士というのが言われていますし、非常にそういう点では大事なつながり、先ほど「自助・共助」と言われたのですが、本当にそうだと思うのですが、それを強めていくのにやっぱり区への働きかけというのをもっともっとみんなで話し合って強める必要があると思うのですが、そういう点でお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 幾つかありましたので、もし落ちていればお願いをします。

防災の関係の支援プランの作成でありますけれども、先ほど村長答弁ありましたように、全体計画まででき上がりましたので、これからというような形でありますので、これも早急に民生委員、あるいは消防等々も加えながら作成をしていかなければいけないと思っております。

つきましては開示の方法でありますけれども、やはり一番主体となるのが自主防災会ではないかと思っております。それからそれぞれの自主防災会には民生委員さん、あるいは消防団等々入っておりますので、その中での開示が先かと思われま。

避難の仕方でありますけれども、言っでは何ですけれども、山形村、農業もそうですけれども、想定外ではありますけれども、津波というのがほとんど考えられないような気もありますけれども、100%ないということではありませんけれども、津波というのは0か1、デジタル方式でそういう分かれ目がはっきりするような災害でありますので、山形村としてはもし地震が起きれば、それ以外にそれぞれさまざまな被害、あるいは負傷者が出る方向がありますので、やはり避難の仕方につきましても、先ほど申しましたように防災会等で検討していただきながら、その方法等もお願いをしたいと思っておりますし、また、避難場所の見直しにつきましても、やはり各防災会ではほとんどのところが公会堂、あるいはコミュニティセンター等々ありますけれども、そのほかに村では公共施設もありますし、避難施設でなくて避難地ということでトレセン、あるいは小学校のグラウンド等も避難地としてしてありますので、そちらへの移動方法も今後の検討していかなければならないことと思っております。

未加入者の関係でありますけれども、近所等のつき合いがわずらわしいとかということが入っていない方、あるいはだれが住んでいるかわからないということでは、いざというときには助けを期待できないわけでもありますけれども、先ほど村長答弁ありましたけれども、大きな災害を契機といたしまして、各地区で防災会を立ち上げて3年目になっておりますけれども、そういう防災組織の中で一度でもいいから足を運んでいただいて、助け合い、支え合いということで、自分のできることは日ごろからそういうことで心がけていただくように、あるいは区等への加入もこの契機に一度見直してほしいものと考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、よろしいですか。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） やっぱり今回の震災の中で、日本全体が「頑張ろう」とか「希望」とか「助け合い」というような言葉が出ています。やはり今まで行われてきた防災訓練も、ただやるのではなく、先ほど答弁の中でも言われましたが、この問題を村としてどのように区へ強めていくかというか、普及させていくか。先ほど避難支援プランをこれから詰めてやっていくと言われたのですが、それを住民の方々にまでどのように広げて徹底していくか。

災害はやっぱり繰り返し繰り返し訓練を行うことで防げるというのが1つありますし、もう1つは、やっぱりお隣同士、どれだけつながりを強めていくかというところから来ていると思いますので、実際に今の避難訓練をみても、元気な人たちが集まれるだけ集まって、仕事の人はそのまま仕事に行ってしまいますし、そういう状態が今まで続いていたのですが、そのところをやっぱりもう一度みんなで見直すというか、そういう機会にすべきだと思いますし、この地震が毎日のように日本のどこかで起こっているということで、今までとは違う環境に日本全体が置かれてきているのだというのを自分たちで実感していく機会として考えていくべきだと思いますので、その点で先ほど避難所にしても今後検討していくと言われたのですが、強めていく方法をもう少し積極的にやっていってほしいのですが、そういう点ではどうでしょうか。

各区の取り上げ方ももう少し真剣に、1つずつを今までの自主防災組織があって計画があってやっているのですが、その点検も含めてやっていくいいチャンスだと思うのですが、そういう点では村としてどのように指導していくのか、再度お聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 村長。

○村長（清沢實視君） 行政といたしましては、住民の生命・財産を守るための大きな使命がございまして、特に災害時におきましては、行政の力をいかに出すかということでございますけれども、これは基本的なことでございますけれども。すべてが行政、村という考え方から脱却していただきまして、区を中心にした防災会を中心にして、それぞれやっていっていただきたいというように私どもお願いしまして、区長中心にしてでき上がっております区の防災会、これが平成19年に設立しまして平成20年4月1日から、先ほど申しましたとおりそれぞれスタートした。6つの区が一斉にスタートしたわけでございますけれども、その中で、昨年度の場合は「逃げ遅れゼロ～隣近所の助け合い～」をテーマにして行われたわけでございます、それぞれ区独自で区長中心にして、分団長等も中に入りまして、それぞれの企画をしましてやってい

ただいたところでございます。ですから「あれをやれ、これをやれ」というのは村の方から指示はしてございません。

とりわけ今年の8月28日に予定しております総合防災訓練でございますが、山形村地震総合防災訓練と申しますけれども、これを今年は区の防災会を中心にしてそれぞれ企画をしていただきたいということで話をしております、近々もう一度区長の会の皆さん方にお集まりの機会がございますので、その辺のところも徹底してやっていただきたいというように思っております。

ですから村といたしましては、この山形村地震総合防災訓練は継続してやっていかなければならないというように思っております。それぞれ去年あたりも、上竹田あたりもそうですし、それぞれのアイデアを出し合っただけ大勢の人たちが参加できるような方策を考えております、たしか去年は2,000人を超えたというように記憶しております。村民の参加者2,000人、これは大変大勢の方の参加でございます、それだけ関心度も高いということもありますし、それと同時に、先ほど来申し上げております連絡班、また、区へ参加していない方も、参加されていないというか、入っていない人たちのちょうどいい機会にもなりますので、その辺のところも話していただきたい。

今回の被災地では、いろいろ食料が、最初のころ援助物資等もある地区へ持っていったところが、区に入っていない人には名簿に載っていないから渡せませんというようなトラブルもあったように聞いております。そんなことは極端といたしましても、やはり生命にかかわることでございますので、確かに個人情報の保護というのは大切なことでもありますけれども、緊急時において、また、災害時において、個人情報、このことについてはまた別問題だと私は考えております。

ですからほかの区は、下竹田区におきましては、それぞれ各家庭を、防災会をつくる時に家庭を回りまして、それぞれ署名をしていただいて、「情報提供いたします。個人情報、結構でございます」という、「結構でございます」というのは「よろしゅうございます」ということで許可を得たというようなこともお聞きしております。ですから先ほど言いましたように、災害時におけるときには、やはり犠牲になるのは高齢者であり体に障害を持たれている方が多いわけでございますので、その点ではご理解いただいて、名簿作成に当たっては協力してもらいたいというように思っておりますし、また、民生児童委員の方々も大変ご尽力を賜っております、その点につきましては一生懸命やっております。

以上、お答えになったかちょっとあれですが、私の方から申し上げました。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員に申し上げます。ただいまの発言で質問が3回になりました。1番の質問は終わりにします。

続いて、大池俊子議員、次に、質問事項2「指定管理者制度について」質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、2つ目の質問をしたいと思います。「指定管理者制度について」。

指定管理者制度は、2003年に導入され、2009年の総務省調査では7万を超える施設がこの制度により管理されています。企業による経営で利益が優先され、安全性の低下、雇用の不安定化、労働者の低賃金化が問題になっています。そして、この3年間で業務停止などが2,100件に激増していると言われています。

この制度について、昨年12月28日に自治体に適切な運用を求める総務省の通知が出されました。この通知によりますと「この制度は価格競争による入札とは異なる」と指摘し、制度の運用に当たっては「住民の完全確保に十分配慮する」「労働条件への適切な配慮がなされるよう留意する」、片山総務相は「サービスの質を上げるのが目的だったが、競争性の導入によってコストを下げるツール（道具）として使われている」と指摘しています。その結果、低賃金などの問題が起きていることを認めました。

そこで、質問します。

この通知をどう受けとめますか。スカイランドきよみずをどうこの制度により生かしていくか。指定管理者のもとで働く労働者の実態を把握する必要があると思います。どのようにつかんでいるでしょうかを質問します。

これで第1回目の質問とします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大池議員の大きな2番目の質問事項「指定管理者制度について」のご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

国の指定管理者制度が導入されて8年が経過いたしました。この制度によりま

して、導入以降、公の施設の管理において多様化する住民ニーズへの効果的効率的な対応がなされてまいりました。しかし、全国の市町村においてさまざまな取り組みがなされる中、注意する問題点や更新に当たって制度の適切な運用を図るよう昨年12月に総務省から通知が出されておるわけでございます。この通知につきましては、村として問題点を留意し、改めて制度の運営管理に努めてまいりたいと思います。

さて、ご存じのとおり本村におきましては、スカイランドきよみずに指定管理者制度を導入いたしまして、株式会社トヨタエンタープライズと株式会社三和商会JVとの平成22年4月1日に運営について協定を締結しております。指定期間は、平成27年3月31日までとなっておりますわけでございます。

管理運営につきましては、基本協定書の規定に基づきまして、指定管理者連絡調整協議会を設置しております。この委員会は、委員が9名で、住民代表2名、税理士等識見を有する者3名、指定管理者2名、村職員2名で構成しております。委員会は四半期ごとに開催しておりまして、昨年は4回開催したところでございます。協議会の中で、指定管理者から運營業務の実施状況報告書及び収支状況等が提出されまして、施設の安全性、顧客の満足度の向上や住民サービスの向上、集客手段など指定管理者の円滑な管理運営を図るための協議を行っておるところでございます。また、業務実施等が適正ではないと認められたときは必要な指示を出すようにしてございます。

村では、この協議会を通してまして、管理が適正に行われているか監督しまして、今後も指定管理者制度をさらに効果的に活用できるように努力してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、再質問があれば質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この前のスカイランドきよみずの報告の中で、2,300万円の前年度は赤字が見込まれるということで報告されたのですが、その中で人件費は結構十分に支払われているというのを言われたのですが、実際に働く人たちの何人かを聞いてみましても、非常にスカイランドきよみず会社のときより労働強化というか、労働が非常にきつくなっているということをお聞きしました。価格の面でも大変厳しいという話もお聞きしましたが、そういう点で全体枠としては人件費も十分とられているのですが、そういう今度の総務省の話の中でも言われているように、低賃金の問題とか労働条件の問題などを適正にきちんと見ていく必要があると思うのですが、その点

ではどういふふうにとらえられているでしょうか。

管理者連絡調整会議ですか、この中で適正でないと思われた場合は指示をしていくと言われたのですが、1年間ですが、4回やられた中でそういう問題は起きなかったのかどうかをお聞きしたいと思います。

指定管理者が民間にわたったということで、非常に施設面でのお金が今回の村の当初予算の中でも4,000万円を超えるのが出されていますが、そういう施設管理とかいろいろなものを出される一方で、やっぱり指定管理者に対する総務省が言われたような見直しというか、チェックもしていく必要があると思うのですが、そういう点をどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 指定管理者制度の関係でご質問ございました。私も前にスカイランドに携わっていた関係、そして、かつての職員等が今の会社で働いているということもございますので、私なりの見解を申し上げたいと思っております。

正直言いまして、トヨタエンタープライズ、そして三和商会という大変実績のあるところの指定管理者が今回運営していただいている中でございますので、やはり労働条件につきましても、それなりにちゃんとした対応での処遇はしていただいているという、そういう認識で私どもしていたことは事実でございます。

今、ご紹介いただきましたように、報告の中でも人件費等につきましてもかなりのウエイトを占めているということで報告いただいておりますし、そういう中では、正直言いまして私どもも、私のやったときはかなり職員の皆さんには苦勞をさせながらやらせていただいた経過がございますので、それと比べれば、報告だけを見れば、それなりの処遇をしていただいたということで私どももとらえていたところでございます。

そうはいいまして、社員の中には正社員もございますし、また、パートの皆さんもございます。議員がご指摘のところは、多分パートの皆さんの処遇ではないかと推察しているところでございますが、そこら辺の処遇については実際にどのくらいの処遇でということは、私どもとしましては把握していないのが正直言いまして現実でございます。

そういう中で、指定管理者制度を今、協定書を結びながらいろいろやらせていただいております。ご指摘の協定書の中では、そこら辺のパートの皆さんの処遇についての協定は、正直言いまして明記されておられません。ただし、協定の中で

不備の点、あるいは抜けている点等につきましては、これから誠意を持って話し合っていくという、そういう1項目があるところでございます。もし、そういうご指摘があるとすれば、何らかの形でお聞きしながら、連絡調整会議もそうなのですが、実態を調べるということも1つの方法ではないかと思っておりますが、ただし、かなりスカイランドきよみず、今の指定管理者も、私どもそれなりに頑張っているというようにしてございますので、そこら辺も含めまして今後検討はさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、よろしいですか。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 総務省から出された通知に対してなのですが、せっかく出されたので、この機会にパートの人たちも含む労働者の問題や、また、中身の問題についても再点検というか、していただいて、今なかなか情勢も厳しいので、山形村の中に友の会もできています。全体がどのくらいかというはつかんでいないのですが、もし、わかりましたらここでどういう状況なのか。友の会に入ることに、多ければ多いほど利用者も増えてくると思うので、そういう村の今後の取り組み、そうはいつでも指定管理者がかわってもかわらなくても、あの施設は維持管理をし続けなければいけない状態にありますので、やっぱり村民の福祉サービス向上のためにということでもありますので、その点を村の今後、スカイランドきよみずに対する取り組み、友の会も含めての取り組みを今後どうされるのかというのをお聞きしまして、総務省の再点検も含めてどうするのかを最後にお聞きしまして、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 今、働いていただいておりますスカイランドの社員の皆さんが、本当に毎日生き生きと働いている。そのことがやはりスカイランドにお客さんを大勢集客していただくという基本原則になろうかと思っております。今いろいろなご指摘いただいておりますので、そういう面ではそこら辺の実態をもう少し、連絡調整会議もそうなのですが、お聞きしながら、また、調べながら、全体的にどうスカイランドきよみずを发展させ、そして村の皆さんがご利用いただくという立場で今後の検討課題にさせていただきたいと考えております。

総務省が出されているところのご指摘というわけでございますが、先ほど村長答弁でございましたが、指定管理者制度ができて8年になります。残念ながら最初か

ら十分な指定管理者制度として成り立っていないのが、どこの指定管理者の実態を見ても明らかな問題が出てきております。ご案内のように協定書というのは罰則がないという形になっておりますので、それをカバーするためお互いに話し合いをしないかということをごさいますので、そういう点も含めて今後いろいろな立場で検討、あるいは三和商会、そしてトヨタさんの方と折衝しながら話し合い、そして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 友の会。

清沢村長。

○村長（清沢實視君） 友の会でございます。友の会は、スカイランドきよみず応援隊といえますか、応援団といえますか、そんなような形の中で、大変大勢の皆さん方にご協力願っております、委員の皆さん方も大勢の方が応援いただいておりますことをごさいます、先月のゴールデンウィークの前の方に「どのくらいになりましたか」「とくに100人は会員が突破しました」ということをお聞きしたものですから、順調だねということをごさいますけれども、目標はやはり300から400、ならばなら500という、500人を目標にしておりますので、ここへ来てちょっと下火になってきたというか、話題があまりしなくなってきたような感じを受けますものですから、ぜひスカイランドきよみずを盛り上げるために、知人、親戚の方々等にも会員になっていただくように、大変条件といたしましては特典として大変いい利用しやすいようになっておりますので、ぜひ、この際、皆さん方にもお願いしたいというように思っておりますし、私ども職員もできるだけ大勢入るようというように今後も話してまいりたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員に申し上げます。ただいまの発言で質問は3回になりました。

以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

ここで、休憩します。10時25分まで休憩とします。休憩。

（午前10時15分）

○議長（神通川清一君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時25分）

◇ 中 村 弘 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位3番、中村弘議員の質問を行います。

中村弘議員、質問事項1「農道の排水処理について」質問してください。

中村弘議員。

（9番 中村 弘君 登壇）

○9番（中村 弘君） 議席番号9番、中村弘でございます。私は大きく分けて4つの質問をさせていただきたいと思っております。

3月11日に東日本大震災、また、原発事故により3カ月がたちました。お亡くなりになった皆さんに冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、早速ですが質問に入らせていただきます。

最初の質問は、「農道の排水処理について」でございます。

上大池（中央線）の信号機より東の農道でございますけれども、これにつきましては、私線があります。南北に走っている私線でございますが、私道でございますが、これは舗装されておられません。これにつきましては、今度は東西の道路へみんな泥が出ていて作物がつかれない状態が今現在起きております。その中で多分難しい事業になるかと思っておりますけれども、泥と水を何とか処理できないかお願いをしておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。1回目の質問です。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、中村議員より出されております質問事項1の「農道の排水処理について」のご質問に対してお答えしたいと思います。

ご指摘の場所でございますが、上大池の信号機から東側に向かったの箇所でございます。道路が一定勾配のため、逃げ場のない雨水や、議員からも申されているように、南北線の砂利道から押し出されてくる土壌が道路上に滞留する状態となっております。上大池区の地域づくりからも改善要望がたびたび出されておるわけでございます。長年の懸案の箇所でもあります。現段階では、恒久的な対策がとれずに私ども

どもといたしましても苦慮しているところでございますが、とりあえずは耕作者の方々、また、専門的知識のある方々ともご相談を交えた中で、方策等に対し、今後の対策等につきまして前向きに検討してまいりたいというように思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 中村弘議員、再質問があれば質問してください。

中村弘議員。

○9番（中村 弘君） 長年の懸案だということと、前向きに考えていきたいということでございますけれども、これは畑地かんがいの方の道路でございますが、畝間かんがいの方の道路につきましては、排水路があるために道路はたまっておりません。これ、ずっと排水の線を引けということになれば大変な事業になってしまいますけれども、ぜひ、水だけなら何とかかなると思うのですが、泥が何とか出ないような対策だけでも打ってもらえれば作物がつかれる形になってくると思いますけれども、泥が被ってしまいますので、作物が大体畑2メートル前後、畑は全部あけてあります。そういう中でつかれないでいる状態でございますので、前向きな考えでもってぜひ協力をお願いしたい、そういうふうをお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 答弁はよろしいですか。

○9番（中村 弘君） いいです。

○議長（神通川清一君） 中村弘議員、次に質問事項2「鳥獣被害対策について」質問してください。

中村弘議員。

（9番 中村 弘君 登壇）

○9番（中村 弘君） 続きまして、「鳥獣対策について」お願いをしたいと思います。

山形村全体の山際の田畑、そこにつきましてはイノシシとかクマ、それからサル、全部出ておまして、作物がつかれない状態が続いております。ずっと見ますと、何もつかれないのでそのまま原野になっている畑のが多く見られます。イノシシやそういうものにつきましては、ナガイモまで掘って食べてしまうというような形になっておまして、これにつきましては、ぜひ村として電気柵など山際へずっと張ればいいと考えておりますけれども、大変なお金がかかることでございますので、全部は一度にできないと思っておりますが、そういう形は村としてとれないかどうか質問いたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、中村議員の2番目のご質問でございます「鳥獣被害対策について」のご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

一向に減らないイノシシだとかサル等の獣類の出没に、農家はもちろんであります。村といたしましても大変頭を痛めているところでございます。現在、村で行っております獣類の出没や、また、被害防止対策でございますが、1点目といたしましてイノシシやサル等が里に近づきにくいようにする間伐を中心にした里山整備の実施、それから2点目が猟友会に委託いたしましてわなや捕獲器を使って捕獲駆除、3点目といたしましては農家の自衛手段としてのネットや電気柵等の購入に対する補助等でございます。

近隣市村では国の補助事業を活用しまして、地域全体に金網や電気柵を設置したり、あるいは設置しようとしている市村もでございます。設置した市村に設置状況を聞いてみますと、サル、よそのところではニホンジカが大分多いようでございますが、サル、ニホンジカ、イノシシ等の出没に困っていた区民の皆さんの総意によりまして設置した。また、行政は材料のみを提供し、山林所有者や農家の皆さんが総出で設置したというところもでございます。また、設置後の施設の維持管理につきましても、地元の皆さんの手によって行われているとお聞きしているところでございます。ただ、こうした国の補助事業も、既にご存じの方もおられると思いますが、事業仕分けによりまして予算も大幅にカットされまして、計画どおり進んでいない市町村もあるということでございます。

こうした中でございますが、本村におきましては、電気柵による被害防止の対策でございますが、山形村農業技術者連絡協議会が中心となりまして、本年度より試験的な取り組みを開始しております。この6月に入りまして、農家のご協力をいただく中で、四ツ谷地籍におきましては、長さ200メートルの電気柵の設置をいたしました。また、上大池の豆沢地籍におきましても、約100メートルほどの電気柵を設置しまして、効果等状況を観察することといたしております。電気柵による一定の効果が得られましたら、一般の農家に対しましてもPRをいたしまして普及を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(神通川清一君) 中村弘議員、再質問があれば質問してください。

中村弘議員。

○9番（中村 弘君） どうせありがとうございます。試験的ではございますが、四ツ谷と上大池、約300メートル電気柵を張って試験をするということでございますが、ぜひ、個人では今までも豆沢地区、そこらは全部ネットを張っているわけですが、イノシシにしても利口でございまして、ただのネットでは効かないというような形になっておりますので、ぜひ少しずつでも増やして被害のないよう、また、作物がつかれるようお願いをしたい。

それと、私ども管理している池でございますが、池の土手を全部イノシシが掘ってしまいます。役員でもって全部草刈りをしたりしているわけですが、大体深さが5センチ以上掘ってしまいます。そういうことでもって、ぜひ池の土手もくんでは困りますので、ぜひ、そういうところもネットをお願いしたいというようお願いしておきたいと思っております。お願いします。

○議長（神通川清一君） 答弁はよろしいですか。

○9番（中村 弘君） はい。

○議長（神通川清一君） それでは次に、質問事項3「消防詰所建設について」質問してください。

中村弘議員。

（9番 中村 弘君 登壇）

○9番（中村 弘君） 3つ目の質問でございます。

消防詰所の建て替えということでもってやっているわけでございますけれども、上大池地区につきましては22年度予算、23年度には中大池の詰所ということでもってつくるようになっているわけでございますけれども、今現在、どんな状態まで進んでいるかお聞きをしたいと思います。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 中村議員によります3番目のご質問でございます「消防詰所建設について」のご質問に対してお答え申し上げたいと思っております。

上大池分団の詰所につきましては、現在、設計業者による実施設計が行われており、本年平成23年には完成の予定でございます。

今お話ございました中大池分団の詰所につきましては、用地買収のための松本税務

署との事前協議は終わっております。これから中大池分団詰所建設委員会と設計業者とで実施設計の協議に入りまして、年が明けた平成24年早々には完成の予定となっております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 中村弘議員、再質問があれば質問してください。

中村弘議員。

○9番（中村 弘君） つくってくれるということでございますので結構でございますけれども、消防の詰所というのは、全部耐震がなくて作り替える形になっているわけございまして、東日本大震災みたいに大きな地震があったときには必ずつぶれますので、ぜひ早めの対策をお願いしたい。そういうことでもって各区長さんたち、一生懸命土地探しをしていただいておりますので、ぜひ早めの建設をお願いをしたいと思います。そういうことでもって各区長さんたち、分団長さんたちにこれを申し上げたいと思っております。

そういうことで24年度の最初ということでもってお聞きしましたので、ほかの部落に対しましても早めの策をお願いをしましてこの質問を終わります。

○議長（神通川清一君） 中村弘議員、次に質問事項4「子供通学道路の外灯設置について」質問してください。

中村弘議員。

（9番 中村 弘君 登壇）

○9番（中村 弘君） 1つ、通学道路に対しましての外灯の設置のお願いでございます。多分これ、PTAの方からも出てきているのではないかと思うのですが、中大池、上大池のPTAからも多分出ていると思います。

上大池、淀の内連絡班から、中大池野際へ行く道路でございます。これは畑との境でございまして、今、外灯がいちいのところまでしかありません。隣から向こうは真っ暗でございます。また、中大池地区でもって造成をされてございまして、6件か8件だと思いますけれども、団地ができる予定のような場所でございます。ぜひ、そこに外灯を1つでもつけてもらいたいということで、ここは中学生、小学生の両方の通学道路のようでございます。ぜひお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 中村議員の4番目のご質問「子供通学道路の外灯設置について」のご質問にお答えしたいと思います。

中村議員のご質問の箇所につきましては、業者による宅地造成に伴う協議の中で外灯の設置の要望をしております。なお、それ以外の箇所につきましては、区の地域づくりで検討していただければというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 中村弘議員、再質問があれば質問してください。

○9番（中村 弘君） この箇所につきましては、中大池のPTA、上大池のPTAから防犯協会の方へも多分申請をされていると思います。中学生、これからは暗くなつての自転車、足、それでもって全部道路を帰っていくわけでございますけれども、ぜひお願いをしたい。

それと業者につけるといふ形をお願いしてあるということでございますけれども、業者の造成してあるところは中大池寄りでございます、その下にももう1つぐらい欲しい形になろうかと思えます。ぜひ、そこらをお願いしたい。

そういうことでもって、多分これは地域づくりの方からも出てくると思いますが、地域づくりの会議がいつあるかわかりませんであれですけれども、多分そこにのつてくると思えます。ぜひお願いをしたいと思えます。

それからもう1つ、これは私、議員になってから2回聞いたことがあるわけでございますけれども、場所は変わりますが今井線でございます。今井線の外灯が1つ5年も6年も切れたままぶら下がっております。どこで直すかわからないですが、ぜひ、そこらも早いところお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 今井線の外灯につきましては、現場で調査をしまして早急に修理したいと思います。よろしく申し上げます。

○9番（中村 弘君） 場所はわかっているわけですか。

○総務課長（笹野初雄君） 夜でないとわかりませんので、夜間調査してみたいと思います。

○9番（中村 弘君） 場所的には、ジャスコへ行く途中にマルハチのでっかい木が植わっている、あの道路の出口の十字路です。電柱1つきり外灯がついている。そこだ

けは道路が横切っていますので、2つ続けて電柱についているわけですが、ぜひそこも早いところ修理をお願いしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 中村議員、質問が3回になりました。

以上で中村弘議員の質問は終了しました。

◇ 柴 橋 潔 君

○議長（神通川清一君） それでは次に、質問順位4番、柴橋潔議員の質問を行います。

柴橋潔議員、質問事項1「農道の整備について」質問してください。

柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

○8番（柴橋 潔君） 8番、柴橋潔でございます。2つの質問を、農道にかかわる問題として質問させていただきます。

まず、「農道の整備について」ということですが、私は日ごろ、今井、塩尻方面への用事の折、小坂原や東原の農道をよく利用しております。以前から気にかかっていたことは、風食や雨水、トラクターの耕起によって、いろいろの要因で土が道路に出て幅員を狭くしている箇所が多く見受けられることです。

この質問をするに当たりまして、過日、村内の道路を見て回りました。北傾斜の土地のせいか南北線より東西線の方が幅員の狭いところが多く、上土手が高くて道路に崩れ落ちるのではないかと思います。本来4メートルの幅がなくてはならない道路ですが、狭いと思えるところをはかってみましたら、2メートル50センチくらいしかないところもあり、上大池の信号機から東行の数十メートルは特にひどい状況で、至急手当すべき路線であると思われれます。春先の風食等で埋まった箇所の整備の形跡も何カ所か見られます。役場から東行の道路に土手の改修の跡等も見られますが、ほかには見受けられませんでした。舗装の上に土が出、草が生え、本来真っ直ぐであるべき道路が曲がって見える状態になっています。多年にわたり全く整備の対象になっていなかったのでしょうか。

構造改善がされ広く舗装された道路が開通したときは、皆この整備されたほ場と道路を誇りに思い大切にしていこうと思ったに違いないと思います。農業立村をうたう村として、今までほうっておいた農道の幅員の回復にどのようなお考えをお持ちなのか、実施の予定はあるのかお伺いしたいと思います。1回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、柴橋議員より出されております質問事項1の「農道整備について」のご質問にお答えしたいと思います。

農道の幅員の回復にどのような考えを持っているかでございますが、確かに議員の申されるとおり、定められました幅員を確保していくのが理想かもしれませんが、場所によってはさまざまな要因がございまして、道路幅が狭くなっている箇所もあるわけでございます。

一例を挙げますと、農地に雨水が入るために、農家によっては土手際の土はとらないでほしいという農家もございまして、また、ほ場の法面が高く、道路側の土を取り除くことによって、農地が崩れてしまう恐れがあつて心配だという箇所もございまして。また、ここ最近では、風食がひどく、飛ばされた土が道路側に堆積する例も非常に多く見られるようになってきておるところでございます。

土の処理につきましては、村の費用で処理するにもおのずと限界がございまして。状況に応じまして業者に委託して取り除いております。また、例年、土木委員の皆さん方と村の職員が現地に出まして片づけを行ってきております。

東原の道路につきましては、農家の方からもさまざまな声がありまして、道路は農家の土地を分け出し合つてあけたものだから、農業者優先の道路、また、道路状況をよくすると大型車や一般通行車両が多く進入してきて農作業にも支障が生ずるといった声もございまして。

幅員の回復につきましては、今年は風食のおさまりました5月中旬に土砂の堆積の多い箇所を業者委託によりまして、また、建設業安全協会の皆さんのボランティア作業でも取り除いていただきました。また、6月中旬には、恒例によりまして土木委員さんの皆さん方と農林建設課職員による土砂処理作業も予定しているところでございます。

今後も、道路状況のパトロールを行いまして、状況に応じながら道路整備、道路幅員の回復を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、再質問があれば質問してください。

柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 今、答弁の中にもありましたとおり、確かにナガイモ畑などの場合、特に雨水の浸入を防ぐという、これは農家にとっては、イモの根を落としてしまえば、その年は本当に全く収入がないような状態になってしまうということは重々わかっております。ですけれども、皆様の努力で道路改良が少しずつでもなされていただけるように希望しておきたいと思っております。

以上、答弁は結構でございます。

○議長（神通川清一君） それでは次に、柴橋潔議員、質問事項2「農道での交通安全について」質問してください。

柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

○8番（柴橋 潔君） では、2番目の質問です。「農道での交通安全について」ということで質問させていただきます。

ところどころに農業車両優先の看板があるわけですが、朝夕の通勤時間帯には多くの車が通過しております。山林やウォーターパルから南への道路は特に多くなっています。農作業で駐車している車で積み下ろしの際、横を猛スピードで車が抜けたりとか、また、トラクターですれ違いのときに怖い思いをした等の話をよく耳にします。ほ場内の道路には交差点の標識のない箇所も多数あり、正式な止まれ標識のあるのは、役場信号から東への道路に対してのみで、中大池信号から東への県道にも1カ所もない状態であります。これから作物の成長に伴い見通しの悪くなる一方の中で、運転者のマナーに頼る以外交差点での出会い頭等の事故も防げない状況です。公安委員会も農道にまでとても手が回らないことは十分理解できますので、農業車両優先の看板ではなく、ほ場内通過車両への注意を促す看板への立て替えを提案したいと思います。1件でも事故を減らすため、村としての見解をお伺いいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、柴橋議員の2つ目のご質問「農道での交通安全について」のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の中の道路につきましては、柴橋議員の申されるとおり、通勤、あるいは交通渋滞の抜け道として通過車両が多くなっております。ご提案の車両への注意を促す看板の設置でございますが、過去に農作業の省力化に伴う機械化、農作業車、これが

大変大型化してきておりました、看板が支障であるというご意見をいただいたこともございます。

道路等への標識等の設置につきましては、公安委員会の指定した規制の標識など以外の標識は、道路管理者であります村の判断で設置ができますので、標識、あるいは道路面を利用した有効な方法を、村の交通安全協会の皆様方のご意見をお聞きしながら、特に交差点での交通事故防止につきましては、通過車両に促すような方策を、柴橋議員が申されるようにそんな方策を考えてまいりたいと思います。

なお、6月5日には、松本交通安全協会山形支部の役員の皆様方が、大池原・東原地籍の道路に白線を引く作業を行っていただいたところでございます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、再質問があれば質問してください。

柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 観光協会が農家と提携してブルーベリーの摘み取り、アスパラ、トウモロコシの収穫、ナガイモの掘り取り、リンゴ狩り等、春から秋まで多くの事業が展開されています。駐車場を用意してある畑はいいのですが、路上駐車も多く見受けられます。農道の通行になれてない車の運転者も多く、危険度が高まっております。観光農園として協力してくれる農家に、駐車した車が交通の障害にならないような工夫をしていただけたらと思います。せっかく楽しみで来た体験農業が、嫌な思いにつながる事態が発生すれば、村としても大きな損失となってしまいます。観光協会としても事故の原因にならない駐車の仕方の指導等に努めてもらうことが大事かと考えます。

農道は、農作業、また、農業者のための道路であることには違いありませんが、道がつながっている限り、ただいま村長の答弁の中にありましたように、渋滞を避けてとか、信号機を避けてというような意味で抜け道的に農道に入ってきております。入ってくるのをとめるということは不可能と受けとめ、事故に合わない、起こさない走り方や駐車の仕方以防衛する以外に方法はないと思います。

5月の駐在所の広報にも「死亡事故ゼロ2,600日」とあります。輝かしい記録を更新し続けるため、農道内交通安全を押し進めていくことも大変重要なことであると思われませんが、村としてほかにどのような方策があるかお伺いをしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） ただいま柴橋議員の言われるとおり、観光協会によります

農家、摘み取り等につきましては、やはり路上駐車ではなくて、路上駐車もここ最近、車上ねらい等も出ておりますので、防犯上非常に路上駐車は危険でありますので、やはり農道駐車ではなくてほ場等への駐車場を設置させていただくような方策で、また、観光協会の方とも話し合いをしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、よろしいですか。

○8番（柴橋 潔君） はい。

○議長（神通川清一君） 以上で柴橋潔議員の質問は終了しました。

◇ 竹野入恒夫君

○議長（神通川清一君） それでは次に、質問順位5番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「節電について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） 11番、竹野入恒夫です。私は今回、大きな項目で3つの質問をさせていただきます。

3月11日、山形村議会の最終日2時46分、議会中にぐらぐらと来た地震が、こんな大きな災害になるとは思ってもいませんでした。東日本大震災と栄村を中心とした長野北部地震で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。そして、福島第1原発事故の早期終結を願います。

5月6日の夕方、菅直人首相が突然発表した中部電力浜岡原子力発電所の停止要請は、福島第1原発事故で生じた強い原発記事の世論に巧みに訴えかけている運動家としての面目躍如の決断だった。一方、中部電力は、寝耳に水の首相要請を重く受けとめた。火力発電に移行するためには、例え年間2,500億円の追加経費がかかっても、安定した電力供給のために死に物狂いの努力が迫られ、初めての赤字決算が避けられないとしても、彼らにとっては首相要請を断る選択は、世論の原発不信の前ではあり得なかつただろう。

こうして現在、合計出力250万キロワットの4号機、5号機、定期点検中の3号を加えると360万キロワットの浜岡原発は早晩停止された。東京電力向けに行って

きた75万キロワットの電力融通もとまり、電力供給が減少する。

それでは、一般質問に移ります。

その1は、1「節電について」。

今日の原発は、50年にわたる関係者の努力と数十兆円に上る設備投資の結晶であり、これまでの原子力発電は、クリーンで低コストの自前電力を確保する国策の切り札として推進されてきた。しかし、5月6日、中部電力浜岡原子力の停止要請が発表され、電力供給が減少する。

そこで、お聞きします。

(1) 原子力発電に対する村長の考えは。

(2) 7月1日から東京電力館内15%節電が義務づけられるわけですが、中部電力館内の村の取り組みはどんなふうになっているのでしょうか。

(3) スーパークールビズの実施はどんなふうになっていますか。

(4) サマータイムの導入は考えているのかどうか。

(5) 庁舎・トレーニングセンター・ミラ・ドーム・福祉センター・小学校をLEDの蛍光灯にかえた場合の費用は、節電の効果はどのようになるのでしょうか。

(6) 新保育園は、LEDの蛍光灯で設計されているのかどうかお聞きします。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、竹野入議員の質問事項1の「節電について」のご質問の中で、初めの(1)の「原子力発電に対する村長の考え方について」でございますが、私の考えを申し上げたいと思います。

高度経済成長真っただ中の1960年（昭和35年）、この年代でございますが、急増する電力需要に対応するため、各電力会社は原子力発電所の新設を、これに対応するための新設を急がなければならなかったようでございます。

日本は無数の活断層が走っている地震大国でありながら、先ほども申し上げましたけれども、ところ構わずというところまた語弊があるかもしれないですが、原発をつくり続けてきたわけでございます。新聞等にも載っておりますが、フランスが電力の9割近くを原子力に依存するのは、地震国ではないということが前提にありますし、アメリカの場合もスリーマイルという大きな事故もあったわけでございますが、総体的に

は地震の多いと言われております西海岸を避けて建設しているようでございます。

中部電力浜岡原発は、このたびすべて停止したものの、そのほかに13基が林立する若狭湾の原発も敦賀原発や美浜原発も、中には40年以上たっても、老朽化しているわけでございますが、それにもかかわらず運転を続けているようでございます。

ドイツにおきましては、全土にある17基の原発を2020年までにすべて停止させるようでございますし、1980年以前に、これは建設から30年過ぎているものは年度内にすべて停止させるようでございます。

我が国におきましても、できるだけ早い段階で自然エネルギー転換への切り替えが急務と考えるところでございます。

政府や電力会社は、日本には資源がないという理由で原発を推進してきたわけでございますが、四方を海に囲まれた日本は、自然エネルギーの宝庫という見方もあるようございまして、先ほども申し上げましたが、太陽光、風力、水力、波力、波の力です。それから地熱などを利用しての発電など作り出す地形的条件と発想豊かな技術力は、大きな可能性を秘めていると考えます。特に最近のNHKニュースによりますと、アイルランドにおきまして日本の企業が地熱を利用しての発電所、大きなプロジェクトを組みまして既に稼働しているそうでございます。

今こそ原子力以外のエネルギーに目を向けるべきであると思えますし、同時に40年以上の老朽化した原発は、停止する方向にも持っていくように、政府並びに電力会社に常識ある判断をお願いするものの1人でございます。

以上であります。

次に、2番目の「村の取り組みは」でございますが、今年の夏は逼迫が懸念されております電力需要へ対応するため、長野県では「ピークカットチャレンジ」と称しまして省エネルギーを実施されます。

村の取り組みといたしましては、庁内の照明器具の点灯時間の減灯、パソコンの待機電力の縮減、エレベーターの不要時の電源停止、エアコンの設定温度の変更、特に夏場の電力需要が多い月曜日から水曜日の午後1時から午後4時までは、極力節電に心がけまして、小さな取り組みでございますが、節電に協力していくつもりであります。

次に、3番目の「スーパークールビズの実施は」というご質問でございます。

環境省により出されております服装等については、村では、5月16日から10月末日まで、昨年より前倒しいたしまして延長を行いまして、ノーネクタイ、ノージャ

ケットで取り組んでおります。

これについては、公務員として節度ある服装で臨みたいと考えております。エアコンの使用についても、できるだけ自然換気で取り組んでいきたいと思っております。また、ブラインド等の利用も日常行っておりまして、今後については、すだれの利用等も検討してまいりたいと思っております。

4番目の「サマータイムの導入は」というご質問にお答えしたいと思っております。

民間企業におきましては、既にサマータイムを導入しているところもあると聞いております。山形村におきましては、勤務時間の前倒し等のサマータイム導入は、今のところ特に予定はしてございません。

次に、5番目の「LEDの蛍光管にかえた場合の費用は、また、節電効果」についてのご質問でございます。

竹野入議員のご質問の施設につきましては、それぞれ照明器具が違いますので、明確な数値は出ませんので、各施設で多く設置されております直管型40ワット蛍光管2本組みの器具で試算してみますと、LED蛍光管とそれに伴う改修費用は、節電された電気料金のおおむね3年間分で相殺されるという試算でございます。

したがって、LEDによる効果が得られることから、村の施設も建設経過年数を経ていく施設では、照明器具の改善等が出てきておりますので、LED蛍光管の価格の動向を見ながら、順次計画的に交換してまいりたいと考えております。

次に、(6)番目でございますが、「新保育園はLEDの蛍光管で設計されているのか」というご質問でございます。

新保育園のLED照明は、廊下と玄関に設置いたします。内訳は、直管型LEDランプ27台、ダウンライト28台というようになっておるところでございます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野入議員、再質問があれば質問してください。

竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） 原子力発電に対する村長の考え方はよくわかったわけですが、エネルギー戦略は国防・外交に匹敵する重大事でありまして、やっぱり原発に頼らないエネルギーは考えていかなければいけないと思うのですが、先ほどの宮澤議員の質問の中にもあったのですが、山形村の太陽光発電の普及、村長はどのくらいまでいったらいいと考えているのかお聞きしたいと思います。

それと2番目の質問の節電の関係ですが、緑のカーテンなどを考えているのかどう

か。それと冷房の設定温度は28度にするのかどうか、その辺は決めているのかどうか。

それとスーパークールビズの関係ですが、昨年まで認められていなかったポロシャツやアロハシャツでの勤務はオーケーか、それと無地のTシャツやサンダルはどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

サマータイムの導入は、確かに役所関係は難しい面もあると思いますが、山形に合ったことを考えていけばいいなと思っております。

LEDの蛍光灯のことですが、3年間でもとをとるといような前向きな話を聞いたのですが、今、コンビニエンスストアのローソンでは、1店舗当たり約60万円かけてLEDの蛍光灯に全店舗かえるそうであります。ローソンの計算でいきますと6年でもとをとるといことですので、それに比べると山形は3年という早いわけですので、ぜひ前向きにしていっていただきたいと思っております。

それと保育園の関係ですが、27台と28台ということで設計されているそうですが、あとのものはどのようになっているのか。これは急遽こういう状況になったので設計をし直したのか、前の状況はどうだったのか、そのときは値段はどのくらいだったのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 節電の関係でありますけれども、緑のカーテンにつきましては、時期的にもこれから播種して苗を起すのは時間的にあれですので、順次これも考えていきたいと思っております。

エアコンの設定ですけれども、一昨年までは申し合わせで28度という設定でありましたけれども、課長会議等の申し合わせで30度へ上げました。

スーパークールビズの関係ですけれども、ラフなシャツとかサンダルにつきましては、先ほど村長が答弁申しましたように、やはり公務員として節度ある服装ということで今のところ考えておりません。

それからサマータイムにつきましては、先ほどのとおりであります。

LEDの交換につきましては、やはり結構LEDがまだ単価的に高いものですから、それらの動向がだんだん落ちてくるのではないかと見込んでおりますので、それらも踏まえながら考えていきたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 一番最初の太陽光発電の設置についての補助でございますけれども、これは村といたしましては、これからもずっと続けてまいりたいと思っております。恐らく国でこれだけ力を入れているということでございますので、国の方から何らかの補助金なり助成金なりというものが出るのではないかというように想像しているところでございますが、先ほど宮澤議員のときにもお答えいたしましたとおり、大勢の人が利用してもらうために広く浅くという形の中で、平成22年度からそのような施策に変えましたものですから、22年度はその分だけ多かったという成果が出ているというふうに思っております。

それから緑のカーテン、先ほど総務課長から申されましたけれども、既にふれあいの館におきましては、過去においてもたしかアサガオだったと思いますが、それによつてのグリーンカーテンをやっております。

そのほか節電につきましては、ミラ・フード館におきまして職員が中心になりまして節電を、しっかりした数字も出ておりますが、職員を中心にした努力によって、かなりの効果が出ております。要らないときはこまめに消すということでいろいろやっているわけでございます。

改めて今年の夏からは、既に暑い日が続いておりますが、設定温度もできるだけ低くしないような形をとりたいということで、きのう、おととい、課長会議の中でも、この点につきましては徹底したところでございます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 山口保育園長。

○保育園長（山口隆也君） 新保育園のLEDの設置につきましては、当初設計の中で組み込まれています。その中で設計者と協議をいたしまして、なるべくLEDを取り込もうということは当然考えたわけなのですが、その時点では、ほとんど教室関係に使うのですが、直管型のLEDランプというのは今のところチラつきがあつて目に疲れるという、そういうことがあるということで、保育室等は従来より省エネで寿命が長い蛍光灯を現在は設計しています。ただ、これから日進月歩LEDは進歩していますので、状況を見ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、よろしいですか。

竹野入恒夫議員。

○議長（神通川清一君） 現在も太陽光発電については補助金を出して、480万円です

か、予定していますけれども、これからの普及について補助金、今まで補助率が高かったのが安くしてということだったのですが、補助率をもうちょっと上げるようなことは考えていないのかどうかということ、館内が30度ぐらいの設定温度にしますと暑くなるので、扇風機の購入や台数を増やすとか、そういうことは考えていないのかどうか。

それと以前はLEDの蛍光灯が本当に何千円もして高かったわけですが、大分安くなってきたと聞いていますし、家電のノジマでは安いのを1,000円以下で販売するような記事も出ていました。ぜひ、そういうことを踏まえて検討していただいて、なるべく早いうちにLEDの電球にかえていただきたいと思います。

また、保育園の方ですが、やっぱり今、園長の言ったとおり日進月歩していますので、建てるまでには何らかの形でLEDの蛍光灯が採用できればなと思っております。以上です。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 補助率アップができないかということでございますが、先ほど宮澤議員さんのときにご質問の中で、村全体で設置した場合どのくらい村費、今の12万円を出すとした場合、どのくらい村で費用が必要かというお答えをしたのですが、そのとき私は6万円と言いましたが、ちょっと訂正いたしまして、今3億円、今、2,800灯ございまして、現在、先ほど中電の売電契約数が137件ということで、それを引きますと2,600棟くらいになるわけですが、今の補助12万円限度にした場合、3億円ということでございまして、そんなことございまして、村の財政状況にも今後よると思いますし、実は県内の各市町村で出しております太陽光の助成状況も出ております。多いところですが、1キロワット当たり7万円というところもございまして、低いところは1キロワット当たり2万円ということがございまして、村で限度としますと12万円というのは、今、県内の市町村を見渡しますと平均的な補助率かなというふうに思っております。

いずれにいたしましても現在、大体山形村の世帯でつけているのを見ますと平均4キロワットです。費用にいたしますと220~30万円ということで、国の方から10キロワットということで、国の方は1キロワット当たり4万8,000円ということで、国の方の限度が4キロワットということで、やはり19万2,000円の補助、それから村は4キロワットの3万円ということで12万円ということで、国と村を合わせますと約32万円の補助が出ている勘定でございまして、費用に対しまして、国と村の補助率を計算

しますと14%ということでございます。国の方がどういった補助政策をとってくるのかわかりませんが、太陽光がもう少し普及になってくれば生産コスト、これも下がってくるかなというような感じもしております。そんなこともございますので、補助率のアップにつきましては、今後また財政の状況にもよりますので、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 今、補助、扇風機等のご配慮をいただきましたけれども、こういう状態になっておりますので、何とかお互いに多少高くても、あるいは暑くても我慢していこうではないかということでこの間は意志統一したところでございます。過去におきまして、補助的に扇風機を使ったというようなケースもございましたけれども、これは一切使わないということで意志統一をさせていただきたいと考えております。

また、今のLEDでございますが、本当に大分性能もよくなっています。去年のたしか夏ごろだったでしょうか、先ほど保育園長の話にございました目がチラつくとか、またはNHKで頭が痛くなってしまうなど、そんなことも報道されたことがございます。今のLEDはそういうことないと思いますけれども、いずれにいたしましてもまだまだ進化していく状態ですので、そういう状態を見ながらできるだけ効率的に取り計れるような形で導入していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 竹野入議員に申し上げます。ただいまの発言で質問は3回になりました。よって、1番は終了します。

次に、質問事項2「大課制について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） その2は「大課制について」。

（1）平成20年度から「大課制」を導入してきて、役場内の組織が大きく変わったわけですが、3年間の施行で「大課制」の見直しをしたいとのことですが、平成19年度までの組織体制に戻すのか、見直しの方向性をお聞きします。

（2）現在「大課制」導入のため、議会の委員会が課をまたいだ状態になっているのが解消されるのかどうかお聞きします。

（3）議会事務局の立場はどうかをお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 竹野入議員の2番目のご質問「大課制について」のご質問にお答えしたいと思います。

初めの（1）の「見直しの方向性について」であります。平成20年度に10課から5課へと組織機構の見直しを行い、行政需要の変化に対応した組織の構築に努めてまいりました。また、職員数についても必要最低限度の人員確保に視点を置いた集中改革プランの策定によりまして、抑制に努め一定の成果が上がったかと思えます。しかしながら、住民のニーズの高度化、複雑化、多様化によりまして業務が非常に複数課にかかわる場合や新たな行政課題等の迅速な対応については、現在の組織体制において十分に対応し得ない面も出ておりまして、組織の見直しが必要となっておりまして、そこで現在、行政機能がより発揮できる組織のあり方を研究するため、庁内で組織検討委員会を設け3回ほど会議が開かれました。庁内で組織検討委員会も設置したわけございまして、9月ごろまでには結果報告を受けまして見直す方向で進めたいというように思っております。

次に、2つ目のご質問「議会の委員会が課をまたいだ状態が解消されるか」ということですが、現在、組織検討委員会の中で検討中ございまして、まだ報告は受けておりませんが、それぞれの課で対応できるよう考えておりますが、まずは住民の利便性を優先に考えてまいりたいと考えております。

次に、3番目の「議会事務局の立場は」でございますが、議会事務局でございますが、独立しているほうが望ましいと考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、再質問があれば質問してください。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 保育園の隣に子育て支援センターが併設されるわけですが、「大課制」の見直しの中で保健福祉課、住民福祉課、教育委員会の枠を取っ払って1つに統一できないものかお尋ねします。

新しい組織を考えているということですが、住民の利便性を向上できるような組織にしてもらいたいということと、議会の委員会が改善される予定とのことと、課ごとに対処してくれるような方針らしいですが、現在の状況下は総務農林委員会の方が仕

事の範囲が多く、住民福祉委員会の方が少ない状態です。平等な仕事量の配慮をお願いしたいと思います。

どうしても議会事務局は、その中に組み込まれているような状態でしか見えませんので、ぜひ、さらなる研究をして独立、村長が言ったような形にしていきたいと思います。

結局、「大課制」でのメリットは何だったのかをお聞きいたします。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 先ほどから申し上げておりますように、今、組織検討委員会を開催しながら、そこら辺も含めながら論議しているところでございます。その中で大きなポイントというのは、1つはやっぱり今までの「大課制」をどう評価していくか。そして、これからは結びつけていくかということだと思います。不十分な点も多分かなりあるかと思いますが、住民の皆さんにわかりにくいという点もあったかと思いますが、当初はご案内のように係を課を超えながら、そういうお互いの仕事を協力し合いながらという立場での「大課制」だと思いますので、私が見る限り100%と言わないでも、それなりにやはり成果が上がったのではないかと。ただし、組織というのは時代時代によってどんどん変えていかなければいけないということでございます。今の時代に合ったところの組織体制をどう構築するかという立場で今回考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それとやはり今言われた子育て支援センターを含めた、これからの子育てをどうするかということが大きなやっぱりポイントになると思います。私の考えているのは、一貫した子育てをどう構築するかという、そういう立場で今回の組織検討委員会の中でも、そこら辺も含めて検討をしているというところでご理解いただきたいと思います。

おっしゃったところの当然農林建設課の問題、あるいは議会事務局、先ほど答弁いたしましたけれども、ある程度整理しながら、あるいは独立しながらのが今の段階で好ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、よろしいですか。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 新しい組織にするということで、9月ぐらいがめどということで研究していただけるということらしいですが、新しい組織にするために、やっぱり来年の4月素早く移行できるような体制をとっていかねばいけないと思うの

ですが、その辺は大丈夫なのでしょうか。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） おっしゃるとおりだと思います。新しい組織にするということは、それなりにどういう人員配置をするか、もちろん組織なのですが、そこら辺も含めて考えておりますと、採用の計画もございますので、できるだけ早くこの1か月か2か月ぐらいでできればというようなこと、とにかく間に合わせるように今、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員に申し上げます。ただいまの発言で質問は3回になりました。

以上で2番目の質問は終わりにします。

竹野入恒夫議員、次に、質問事項3「ごみの不法投棄について」質問してください。竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） その3は、3「ごみの不法投棄について」。

（1）村内のごみの不法投棄の現状はどうでしょうか。

（2）シルバーによるごみ不法投棄の回収状況は。

（3）清水高原の清掃を議会・職員・スカイランドきよみず・別荘管理組合等による作業がここ2年ぐらい行われていませんが、継続する考えはあるのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、竹野入議員の3番目のご質問「ごみの不法投棄について」のご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

初めの（1）の「村内のごみの不法投棄の現状」について申し上げます。

一般道路等に不法投棄されるレジ袋ごみ、空き缶、空きビンにつきましては、年間を通じましてさまざまな団体の皆様方の手によりまして回収作業をしていただいております。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ただ、こうした回収につきましては、ごみの種類、量等報告をいただいておりますので、数量的なものが多い少ないまではつかんでおりません。県の不法投棄監視員

さんの巡回や、また、一般住民からの通報によりますものでは、昨年22年度はテレビが圧倒的に多かったという報告を受けております。

次に、(2) 番目の「シルバー人材センターに委託しての回収状況」につきまして、担当課長より申し上げます。

(3) 番目の「清水高原の清掃の継続の考えは」について申し上げたいと思います。

21年度から開始されました緊急雇用事業を活用してのシルバー人材センターに委託しての定期的な巡回回収や、また、不法投棄監視員による巡回を受けての職員による回収を行ってきております。関係者の皆さん総出での清掃は、このところ2年ぐらい行っておりません。緊急雇用での回収は、本年度で最終年度と予定されておりますので、大勢の人の目で見るとの清掃も今後必要かというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、22年度からシルバー人材センターに委託しての回収状況でございますけれども、昨年4月よりシルバー人材センターに委託しまして道路等の巡回、そして投棄されているごみの回収を実施してきております。一応月2回、2人1組で、県道3路線、それから東原、竹田原の農業地帯の通行量の多い道路を回って回収をしていただいております。回収されたものは、可燃ごみ、一旦役場の集積所に持ち込んでいただきまして、可燃ごみ、あるいは空きビン、空き缶等々に分別しまして、直接クリーンセンターに搬入される場合もありますし、それから村の収集日に合わせましてその都度出している場合もございますので、クリーンセンターに直接持ち込んだ量につきましては把握できておりますけれども、それ以外については把握できておりませんが、大体昨年で1年間で約1トンくらいは回収できたのではないかなというふうに思っております。

それから先ほど村長から不法投棄の現状を申しましたけれども、去年はテレビが4台ということで、テレビがやっぱり地上デジタルの関係等で買い替えというような中で、費用がかかるというようなことでテレビの不法投棄が少し多かったのではないかなというふうに思っておりますし、不法投棄の現状でございますが、最近、きのうもチラシが入っていたのですけれども、あちらこちらで無料回収というのが、山形でもアップランドの上、あそこだというチラシが入ってございました。そんな無料回収が結構盛んに行われているようになってきてございまして、不法投棄自体の大きなものは少

なくなっているかなというような感じも受けております。

以上です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、再質問があれば質問してください。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 不法投棄等がいろいろな関係で減ってきているということですが、5月29日の環境整備では、上竹田地区では自転車2台、乳母車が1台出ました。村全体では、環境整備の日の状況はどうだったのかお聞きしたいと思います。

シルバー人材センターによるごみの不法投棄の回収ですが、今ルートを開いていまずと清水高原あたりが入っていないわけですが、この辺はどうなっていたのか。この間、この質問をする前に清水寺の八十八夜の後、議員がスカイランドきよみずの裏の別荘の線を下ってきたわけですが、ごみの不法投棄がかなり目立ったので、また、山菜とりでスカイランドきよみずの沢を行ったりするわけですが、不法投棄がかなりあるように思っ、持っ、帰ることもあつたのですが、もつと大きなものがあるわけだ。その辺はどうなつているのかどうかと、村の河川清掃もせつかく補助金で腰まである長靴を購入したのに清掃が行わなくなつてしまつた。どうして行わなくなつてしまつたのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 環境整備で集まりましたごみの量につきましては、たしか上竹田からかなり出されたというふうにお思ひしておりますが、ほかの把握は今できておりません。

それからシルバー人材センターの巡回ですが、一応清水高原の観光道路、先ほどちょっと落としたましたが、やっ、いただいております、スカイランドきよみずまで。ただ、やはり巡回といひましても、やっ、ぱりいちいち沢まではやっ、ていないのが現状でございまして、道路際に落ちているのを集めてきているということもございまして、先ほども出ておりますが、大勢の目で沢筋まで下つて見るということも必要だといひうにお思ひしておりますので、今年秋できるかどうか、ちょっとそこら辺はまた検討してまいりたいと思ひますが、いづれにしても緊急雇用の事業につきましては本年度で終了予定ということもございまして、それがなくなればやっ、ぱり関係者の皆さんに出ていただい、てやっ、ていくといひ必要もあるといひうにお思ひしております。

それから河川清掃、これも昨年から河川につきましては、三間沢川と唐沢川につきましてもシルバー人材センターで月2回やっ、ていただいております。これにつきまし

ては、4月から10月までということでございます。先ほども村で元気づくり支援金、それで購入した長靴がでございます。河川清掃の際は、それを人材センターの方にお貸ししまして、一応中まで入ってやっていただいておりますが、やはりこれも2人1組ということで、距離があるものですから、大勢でやる場合よりなかなか見落とし等もあろうかなというふうに思っております。

一応河川につきましても、以前は議会の皆さん、あるいは環境整備員、区長さん、区長の代理さんに出ていただいて、それと村の職員でやったこともございます。一応河川につきましても、シルバー人材センターに委託しておりますが、これも先ほど言いましたように本年度で終了予定ということもございますので、内部でもやはり年に1回くらいは関係者の皆さんで出ていただいてやったほうがいいのではないか。下流域の皆さんからもごみのことは常に言われるわけでございますので、秋できるかどうか、これにつきましても検討していきたいと思っておりますので、また議員の皆さんにもご協力をいただく場合もあろうかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、よろしいですか。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 清水高原の清掃では、毎年トラック1台ぐらひは不法投棄があったわけです。それが今、沢まで行っていないということで、かなりの量がたまっていると思うし、この間見たのは家庭灰が捨ててあったので、やらなければいけないと思ったら大雨で流れてしまったのであれでしたが、そんなことがあります。

河川清掃も、私は何年もいろいろな関係で清掃してきたわけですが、毎年トラック2台ぐらひはあったわけですが、やっぱり協働の村づくりで清水高原の清掃や村の河川清掃も意識改革の中で必要だと思っておりますが、その辺、副村長はどんなふうにお考えですか。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 先ほどシルバー人材センターの皆さんを生かすための緊急雇用、これは言いわけになってしまうという気がいたします。竹野入議員のおっしゃるとおりだと思います。私どもとしても、それなりの姿勢を見せる。そして住民の皆さんにご理解いただきながら、ご一緒になって、まさに協働の村づくりの一環だと思っております。先ほど課長答弁申し上げますように、何とかやる方向で検討していきたい。ぜひ、ご協力をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（神通川清一君） 以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

ここで、昼食の休憩をします。1時から再開したいと思います。休憩。

(午前 1 1 時 4 5 分)

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 1 時 0 0 分)

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（神通川清一君） 質問順位 6 番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項 1 「山形村総合計画更新に向けて」について質問してください。

大月民夫議員。

(1 2 番 大月民夫君 登壇)

○ 1 2 番 (大月民夫君) 議席番号 1 2 番、大月民夫です。「山形村総合計画更新に向けて」をテーマに質問をさせていただきます。

自治体のすべての計画の基本となります「山形村総合計画」も、平成 2 5 年度より第 5 次計画への更新を迎えます。本年度予算に総合計画審議委員会の運営費や、総合計画策定業務委託の予算計上もされておりまして、山形村の 1 0 年先を見据えたかじ取りのゆくえに、多くの村民が注目と期待を寄せるところであります。

一方、地方自治法改正の動きの中で、国会審議が継続審議で施行時期が流動的ではありますが、地方自治法第 2 条第 4 項の規定により、各市町村に総合計画の策定を義務づけていた条項が削除される方向のようであります。したがって、総合計画を策定するか否かは市町村で判断することになり、策定する場合の手法も市町村の独自性が発揮される流れになるものと想定されます。

内外経済情勢の不透明感や、とりわけ国内の財政再建の指針が一向に明らかにされない現況の中、1 0 年先を見据えた山形村の基本構想が形骸化したプランにならないよう、まさに熟議を重ねる必要があるかと思えます。

そこで、1 回目の質問として、以下 4 項目につきまして村長にご所見をお伺いします。

まず 1 つとして、現状での「総合計画」更新への取り組み方針とスケジュールを伺

います。

2つ目は、総合計画審議委員会の委員構成は、予算審議の際に20名規模とお聞きしておりますが、構成内容のお考えを伺います。特に第5次計画推進の中核となる20代、30代の若手委員の登用のお考えをお聞きしたいと思います。

3点目は、第4次総合計画策定に当たっては、信州大学人文学部研究室のご協力をいただいておりますが、今回外部委託する場合は、委託業務の内容はどのように位置づけされておりますかお伺いします。

最後に4点目でございますが、山形村の将来像について、より多くの村民意見並びに要望を反映するためにも、行政懇談会などを意見集約の場として事前通達し、審議委員同席のもと、より多くの意見を拝聴する場として積極的に設営していただきたいと思いますが、お考えをお伺いします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大月議員より出されております質問事項1の「山形村総合計画更新に向けて」のご質問に対しましてお答え申し上げたいと思います。

初めの1の「総合計画更新への取り組み方針とスケジュールについて」でございますが、皆さんご承知のとおり、総合計画は地方自治法で策定が義務づけられており、村がつくる計画の中で上位に位置づけられております。現在、第4次計画が進行中であり、第5次計画の策定が今年度から始まります。

計画の策定に当たっては、現計画をしっかりと検証しながら、将来を見据えた中で、村政の指針となるべく計画づくりを考えております。

スケジュールについてでございますが、今年度は7月までに総合計画審議会委員を決定し、審議会を3回開催する予定でございます。審議会において、来年の3月までに基本計画のベースとなる基本構想を検討・作成していただき、議会に上程したいと思っております。

24年度については、基本計画（前期5カ年計画）を検討・作成していただきまして、25年3月議会に上程する予定でございます。

第5次総合計画は、平成25年の4月からスタートいたします。

次に、2番目の「審議会の委員構成」でございますが、審議会の委員数は20名を

予定しております。20名のうち、半数は区長と村の要職の方から選出しまして、半数は公募等により選出を考えております。なお、公募については、6月号の広報・YCS・村ホームページにより周知し、委員を決定する予定であります。委員の年齢構成でございますが、公募の結果によりますが、若手委員の登用も積極的に検討してまいりたいと思っております。

第4次計画策定の際は、審議会と策定委員会、これは庁内の組織でございますが、この2本立てで計画の策定に当たりましたが、昨年の3月に総合計画審議会設置条例を設けまして、審議会と策定委員会の機能を一本化いたしました。これによりまして、村職員については幹事として審議会のメンバーに加わり、計画作成のサポートをさせていただきたいと思っております。

次に、3番目の「外部委託」の件でございますが、第5次計画においても外部委託を考えております。業者につきましては、7月までに選定いたしまして決定する予定であります。委託業者の内容は、基本構想・基本計画の検討原案の作成や、第4次計画の検証作業を予定しております。

次に、4番目の「意見集約」についてでございますが、意見集約の方法については、審議会でも検討していただく部分でございますが、前回は村民アンケート、対象者は村内の有権者全員でございました。これはちょうどこのときは合併問題、自立でいくか合併するかというような、そういう問題が盛り上がった最中ではございましたものですから、村民有権者全員を対象にアンケートをとらせていただいたわけでございます。意見の集約を行い、計画に反映させて、この前のときは、前回の第4次のときは、先ほど言いましたように村内の有権者全員を対象にして意見の集約を行い、計画に反映させていただいたわけでございます。意見集約において、村民アンケートは重要な位置づけになると考えるために、今回も行う方向になるかと思えます。

対象者につきましては、前回同様、有権者全員にするのか、ある程度の人数を決めて抽出で行うかは今後の検討課題になるかと思われまます。

また、毎年行っている行政懇談会も、村民の皆さんが集う場でもありますので、計画に対する意見をお聞きする時間を設けられればというように考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、再質問があれば質問してください。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） それでは、2回目の質問させていただきます。

まず、2度目の質問の1点目でございますけれども、これは自治法の改正ということでまだ決定されていないことをここであまり取り上げてもあれなのですが、地方自治法の改正で策定義務が撤廃されたとしても、行政運営の中・長期計画の策定は必要と考えているかどうか、念のためご確認をさせていただきます。

それと総合計画策定に当たってですが、過日出席させていただきました全国町村議会の研修会でのお話でございますが、全国的な傾向として、総合計画につきまして各市町村競い合って、コンサルタントの力量を得ながら、相当数の経費を投入して、見栄えのよい、変な言い方をしますと絵にかいた餅的な計画書になっている、そんな発言が全国あちこちから話がありました。住民総意の計画策定という観点から考えますと、やはり見栄えよりも実現可能な中身の濃い村民手づくりの計画策定を目指すことが肝心と思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

それと住民の意見集約の手法についてでございますが、具体的にはこれから審議会の方で練られるとは思いますが、これも全国的な傾向ということで前置きしてから発言いたしますが、行政懇談会や議会報告会の際に出されます意見や要望は、いつも大きい声を張り上げるごく限られた方の意見しか聞くことができない。声なき声をどう酌み取るかの工夫をしないと住民総意の意見集約ができず、結果として地方自治への無関心層の増大を生んでいる、そんな悩みのお話も幾つか聞きました。

山形村においては、全くその傾向がないとも言えません。各種村民意見を拝聴する機会の運営には、行政・議会ともども知恵を絞っていかねばならないと思います。

先ほど村民アンケート、多分今回もやる可能性があるというお話を承ったのですが、この村民アンケートの内容、第4次ときは設問事項とか、その辺は審議会で作成してあれしたものか、もしくは外部委託の方でその辺を練られたのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

2度目の質問は以上といたします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 総合計画につきましては、村の言うなれば将来ビジョンの羅針盤的な存在でございますが、これは必要だと思っております。

それからこれをつくるに当たっては非常に大変なエネルギーを費やしております。というのは、これは信大の学生が、以前私、ある議員の方から「割合と大勢の意見を聞かない中でやったのではないか」というような、それらしきご意見をいただいたことがございますけれども、私は当時よくその状況を知っておりまして、学生が25、

26人、アンケートの統計をとるまとめを年末年始にかけて泊まり込みでやっていた経緯がございます。これは大変なことだなというように思ったわけでございまして、その結果については、最初の一番後ろの方に統計については細かい統計が載っております。

ですからかなりの、先ほど言いましたアンケートだけではなく、一般の人たちのところへ行っているいろいろご意見を聞いたり、それこそ農協のAコープの前へ行ってみてインタビューして聞き取ったりという大変な作業でございまして、その結果が出ております。第4次の総合計画の後ろの方にかなりの数が出ておりますし、内容を見ていただければ中身の濃いものであるということと、もう1つは、村の人たちが村の将来に対して非常に期待しているという解釈をしていいのかちょっとあれなのですけれども、ちょうどさっき私が申し上げましたけれども、合併か自立かという、そういうときの大きな課題を抱えた時期だったものですから、積極的に意見をいただいたということ聞いておりますし、また、アンケートの回収率が86%という高い回収率でございました。それを見ていただいてもわかるように、有権者全員にいただいた中から統計をとりましてつくったものでございまして、何度も言うようにすけれども、非常に中身の濃い立派なものができ上がった。立派なものというか、素晴らしいものができ上がったというように私は思っております。

今回も、先ほど申し上げましたように、大勢の皆さん方の意見を聞いた中で、しかも先ほど少し申し上げましたが、若い人たち、特に将来村を背負って立っていただく若者たちのご意見も大いにお聞きした中でまとめてまいりたいというように思っております。恐らく議員の皆さん方にもまたいろいろと何かとお世話になる場面が多かろうと思っておりますけれども、そのときはまたいろいろとご協力のほどお願い申し上げたいと思っております。

それからもう1つ、先ほど会議などでもいつも発言する人は一部の人で限られたというような、確かにそういう場面もあるわけでございますけれども、大勢の人たちの意見を聞く中では、1つの方法、これは私の考えでありますけれども、以前に1回やったことがございますが、館報に村に対するご意見というはがきになるようになっていまして、はがきつきでそこにいろいろなご意見を聞く、そういう機会を村民の皆さん方にお願ひする、そういう方法も1つの手ではないかというように思っております。

この間、下諏訪の広報を見させていただきましたら、町長へのご意見というので、切手を張らずにそのまま、「どんなことでも結構です。行政に関することならどんな

ことでも結構です。また、提案等ありましたらお出し願いたいと思います」、そういう内容でありました。そんなようなものを活用しながら、住民の大勢の皆さん方のご意見を集約してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） アンケートの内容等の審議会の関係でありますけれども、第4次の関係では、第2回の審議会において住民意向アンケートの調査内容について検討していただきましたので、委託の方々が素案をつくっていただいて、それを審議会で検討していただいて、了解を得て、住民アンケートに移ったと思っておりますけれども、今回、第5次もそのようになるかと思っておりますけれども、検討してみなければわかりませんけれども、そんな方向になるのではないかと予測されます。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、よろしいですか。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） 大体今後の進め方等は理解させていただきました。やはりポイントは、審議会の構成、半分くらいは公募、具体的に10名くらいは公募という形になろうかと思いますが、やはりこれ、女性の皆さんも大勢入っていただきたい。若い方も大勢入ってもらいたいということで、ただ漠然と公募というのではなくて、ある程度この分野からどなたか、この分野からどなたかというような形の公募をとっていただいたほうが、より本当の住民の代表、大勢の方の意見の集約ができるのではないかとお願いをまず1つしておきます。

やはり先ほど私が申し上げました声なき声をいかに酌み取るかというのは、今回アンケートにすごくかかっていると思います。設問の内容で、それを見て10年先の山形はこう進むのに、私はこう考える、ああ考える、そういった意見をできるだけ酌み取るような形でのアンケート内容、基本はどうも委託の方からまず出されて、それ審議するというような形なのですが、私としたりできれば逆パターン、審議会の方で素案をつくって、また、あと委託の方と折衝というか、より詰めてやっていくというような方向が理想かと思っておりますけれども、そんなことで審議委員会の公募の仕方、アンケートの内容の精査、その辺についていま一度お答えいただければと思います。お願いいたします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 今、大月議員が申されたとおり、声なき声、「サイレント・マ

ジョリティ」と言われておりまして、県におきましても村井知事がこのことを、サイレント・マジョリティをいかに引き出すかということを中心に大きなテーマとして全面的に出したことでありまして、これを村で声なき声をいかに吸い上げるかということが大きな、これから村としてもそうだと思いますし、その手法として先ほど言いましたようにアンケートだとか村に対するはがきつきの提案型のものだとか、いろいろあると思うのですけれども、なかなか、例えばアンケートにしても有権者全員ということならあれですけれども、例えば1つの家庭に行った場合、だれが、奥さんが書くのか、ご主人が書くのか、その辺のところはどこに絞るのか、ターゲットはどこなのかということで、若者の人たちの考えがどうなのかという、理想的にはやはり前回のよう有権者全員が一番理想的かもしれないですけれども、その辺のところはこれから審議会とまたいろいろと打ち合わせの中で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員に申し上げます。ただいまの発言で質問は3回になりました。1番の質問は打ち切ります。

大月民夫議員、次に、質問事項2「総合計画の行政内部の自己評価」を質問してください。

大月民夫議員。

（12番 大月民夫君 登壇）

○12番（大月民夫君） それでは、2点目の「総合計画の行政内部の自己評価」につきまして質問させていただきます。

おおむね10年間の地域づくりの方針を示す「基本構想」を受け、5年程度の行政計画を示す「基本計画」、さらに3年程度の具体的施策を示す「実施計画」を柱にして、行政運営に理事者・職員ともども懸命なご努力とご尽力をいただいていることに敬意を表します。

終盤を迎えました第4次総合計画につきまして、次期ステップに踏み出す指針として、現段階での行政内部での自己評価の見解をお伺いしたいと思います。

評価方法につきましては一任いたしますが、基本的には、1つとして計画に対する進捗状況と今後継続取り組みする場合は、重点施策の考え方を伺います。

2つ目は、計画自体の方向性を環境変化などによる課題で見直しの必要性がある場合は、具体的な内容をお伺いしたいと思います。

現第4次の計画推進は、まだ1年ちょっと残した段階で大変恐縮ではありますが、

先に申し述べました次期ステップの指針として所見を伺いたいという思いですので、どうぞご容赦いただきたいと思います。

なお、総合計画は、第1節から第5節まで広範囲にわたりますので、今回は第1節で掲げられております5項目の基本施策に対する目標に絞り込んだ評価をお願いしたいと思います。

それでは、具体的な評価項目を述べさせていただきます。

まず第1項「自然とともに生きること」。目標内容は、「農村の個性を残しながら、暮らしの快適さを享受できる”人と自然が調和した美しい里山”の村。具体的には、景観の問題、土地利用計画に関する事象、全村公園化の目標に関してお願いいたします。

続いて、第2項「豊かな自然を守ること」。目標は、「かけがえのない自然を将来へと引き継げる村。具体的には、ごみ対策や公害防止問題、環境保全に関してお願いいたします。

第3項は「交通の便をよくすること」。目標は、「住民すべてが安心・安全で快適な移動手段を確保できる村。具体的には、道路整備と交通環境整備に関する件、並びに移動手段確保の方策についてお願いいたします。

第4項は「防災と防犯に努めること」。目標は、「災害・犯罪が少なく、万一の事態にも対応できる村。具体的には、防災・減災・消防・防犯体制の整備に関する件についてであります。

最後は第5項「安心して水を使えること」。目標は、「美しい自然を壊すことなく、安心して快適に水を使える村。具体的には、上水道・下水道の管理運営についてであります。

以上、第1節のみに絞り込んでのお伺いといたしますが、広範囲にわたります。細部のご所見は割愛いただいて構いませんので、行政運営評価の要旨をお聞かせいただきたいと思います。

第1回の質問とさせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 大月議員の2つ目のご質問「総合計画の行政内部の自己評価」についてのご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

現計画の後期5カ年計画、これは平成20年度から平成24年度でございますが、来年度、各担当課において進捗状況を検証し、第5次計画の策定に向けて課題等を掘り起こす作業を予定しております。よって、その検証作業が終了した段階で正式な評価が下されることになると思います。

今回のご質問は、現時点での評価ということでございます。5項目であります。その項目がさらに細分化されているため、計画の進捗状況をお示しはいたしますが、おおむねこの程度という答弁になりますので、ご了解いただきたいと思います。

なお、進捗状況の割合につきましては、第4次計画前期分の検証シートと現在の状況を勘案した中で判断したものでございます。

まず第1項「自然とともに生きること」であります。この項では「景観・土地利用・全村公園化」について記されております。進捗状況は、およそ6割と見ております。

「景観」については、これまでと同様に、開発業者に対しては景観が損なわれないよう指導しています。

「土地利用」は、平成18年度に見直しを行った土地利用計画が秩序立った開発に寄与しております。

「全村公園化」では、引き続きさまざまな住民が楽しめる公園の維持管理と活用を考えていきたいと思っております。

次に、第2項「豊かな自然を守ること」であります。この項では「ごみ対策・公害防止・環境保全活動」について記されております。進捗状況につきましては、およそ7割と見ております。

環境問題につきましては、平成23年度を初年度として、目標年度を平成27年度と定めた第2次環境基本計画に基づき、さまざまな施策を展開しております。

次に、第3項の「交通の便をよくすること」でございます。この項では、「道路の整備・交通環境の整備・移動手段の確保」であります。進捗状況は、およそ6割と見ております。

現在運行されている松本西部地域コミュニティバスの路線は、この8月1日より波田ルートが開設されることとなり、波田総合病院や上高地線波田駅の利用に関して利便性が向上します。しかし、交通弱者における移動手段の確保については、引き続き検討課題になると思われま。

次に、第4項「防災と防犯に努めること」であります。この項では「防災・減災

と消防体制の整備・防犯体制の整備」が記されております。進捗状況は、5割と見ております。

消防体制の整備の重点施策といたしまして、災害時の拠点となる消防団詰所、下大池は除いて、あとの5つの区であります。平成23年と24年度で整備をいたします。

次に、第5項の「安心して水を使えること」でございますが、この項では「上下水道の管理運営」について記されております。進捗状況は、6割と見ております。

水道については、平成21年度から松塩水道用水の用水供給を受けて、安定供給が図られております。上下水道ともに、経営の健全化をより一層推進してまいりたいと思います。

最後に、計画自体の方向性や環境の変化により発生する課題等で見直しの必要性の有無についてであります。計画自体が4年目に入っているため、来年度の実施する検証作業により、次期計画に反映する予定ですので、現時点では見直しの予定はございません。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、再質問があれば質問してください。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） 第1項から第5項まで要旨のご説明をいただきまして、ありがとうございました。おおむね目標の6割から7割くらいの達成という印象を受けました。どちらにしても来年度、正式な検証をするということで、また、その際の結果を期待しておりますけれども。今回、評価ということを主体にお伺いしましたものですから、1点1点深く掘り下げるつもりはございませんが、今の答弁を聞いていてポイントになるところ、私の私見みたいなものも多少ございますが、5～6項目をちょっと申し上げますので、これに関してお答えいただければと思います。

まず、景観の問題ですが、開発者に景観への配慮を要望していただいておりますが、ここ最近トラブル等はなかったかどうか、全く問題なく開発者とスムーズにやってこれたのか、もし仮に何かトラブルがあって、こんなことがあったというような具体的な例がありましたら、支障のない範囲で公表いただければと思います。

それと土地利用計画、現在、平成18年に見直されて以来、大きな修正はないものと思われませんが、それなりの機能を十分果たしている、それは私も思います。ただ、今後、環境変化に伴う見直し計画というのは視野にあるかどうかをお伺いしたいと思います。

それとごみ問題に関してですが、先般作成いただきました第2次基本計画に詳細がうたわれておりますので詳細は略しますが、基本的には「発生抑制」、それと「再使用」「再利用」の俗に「3R」と言われている行動を、村民にさらに具体的にわかりやすく説明していくことがポイントとなると思われまます。これについて、さらに住民にお願いする、そんな内容がございましたらご答弁いただきたいと思います。

それと移動手段確保につきまして、松本西部コミュニティバスの新路線スタートに大きな朗報と受けとめております。広く村民に知らせていかなければいけないと思えます。そこで、あえて質問いたしますが、今後、現在のオブザーバー的な運営立場から、共同運営の仲間入りをし、村民の利便性向上を進言し、広く村民に周知し活用していく、そんな思いをぜひ、いま一度お聞きしたいと思います。

それと防犯・防災に関してですが、これは1点だけなのですが、1つの課題として地元消防団員の確保が猶予のない課題かと思われまます。これに関しましては、近隣のみならず広域的に多様な情報収集をしながら、検討の中身を早めに深める必要があろうかと思われまます、この辺の意欲をお伺いします。

最後に、水の問題に関してでございますが、次世代に向けて水力エネルギーの有効活用も視野に入れる時期があろうかと思えます。その辺の計画立案のニーズの高まりを感じております。この辺について思いがございましたら、所見をお伺いしたいと思います。

以上でお願いします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 最初の「景観に対する中でトラブルの例はなかったか」ということでございますが、今、私が見て振り返ってみますと、やはり大きかったのは下大池の山沿いの土砂の搬出問題でありました。これは下大池区からも「大型のトラックが頻繁に通る。何とかしてもらえないか」という、そういう要望等ございまして、私どももいろいろと苦慮しまして、県の方ともいろいろ問い合わせたり、また、課の担当の課長たちも大変努力していただきまして、昨年からは搬出はなくなる状況になりました。

これは1つの進展だったというように思っておりますけれども、これにはいろいろと個人的なにかかわることがございますので、この場で申し上げられませんが、いずれにいたしましても長年、それこそ下大池ばかりの問題だけではなく、村としても行政懇談会へ行っても、下大池だけでなく小坂の懇談会でも「何とか見苦しい景

観を何とかしてくれ」だとか言われましたし、また、議員の皆さん方からもご指摘を得た経緯がございました。おかげさまであの山も徐々にもとに復帰するのではないかというように思っておりますし、土砂の搬出は恐らくもうないだろうと思っておりますので、今、思い出したら、あのくらいのことかななどというように思っておりますけれども、ほかに何か課長の方であったら、特にトラブル等ありましたら。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 景観の問題は、今、村長の申したとおりでございます。このところ大きな企業の進出等もないものですから、そういった景観でのトラブルというか、あれは今のところないということでございます。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それからごみの発生・抑制、「3R」ということで、これの取り組みということでございますが、議員さんにもお話し申し上げておりますが、実は松本クリーンセンター、ここのごみ量が大幅減ってきているということもございまして、来年4月1日から松本・山形・塩尻・朝日、4市村で運営をしていこうということで今、進められております。これにつきましても、この4市村でごみの統一を図っていこうということで今、計画してございまして、それによりますと、また住民個別分別説明会等々も多分やっついていかないと統一が図れないということもございしますので、そんなことで今、考えております。

それから水力エネルギー、これも今、自然を使ったということで環境基本計画の中にも載せてございます。まだ具体的にどうということまでいっておりませんけれども、これにつきましても研究、検討を重ねていく必要があるかというふうに思っております。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） それと小型水力発電ですけれども、中信平の土地改良区で一時頓挫した、梓川の水を引っ張ってきてケミのところへつくる小型水力発電所ですが、また予算が復帰いたしまして、14億円台ぐらい高額なものでございますけれども、その発電によりまして、水力を利用して右岸土地改良区、左岸土地改良区のポンプ室だとか電灯だとかという、そういうほうに回すという計画が今、着々と進められております。去年は、こんないい計画をどうして打ち切られたかという大変不満であったわけではございましたけれども、今回また復帰いたしまして、それを進めるという方針に決まったようであります。まだ細部については私の方までしっかり来ておりませんけ

れども、ほぼ確定だと思います。

村といたしましても、一時新エネルギーの研究をした段階では、当然太陽熱だとか太陽光等も検討したわけであります。その中で小型水力の発電所みたいなものがないだろうかという、ひょっとしたら可能性があるということで、安曇野掘金、その場所まで議員の皆さん方も一緒に視察した経緯がございます。そのときにちょうど波田の議員さんもおられまして、波田の方で、今は松本市になったわけでございますけれども、波田の方で小型の水力発電的なものをつくられたということでございます。

ただ、これにはいろいろと大きな課題がありまして、課題というのは水利権の問題があるそうです。言うなれば古田の問題がありまして、その人たちの了解を得なければいけないということと、実際に波田の小型水力発電の管理している方からお聞きしますと、とにかくえらい。ごみをとるのがだれか1人ずつとついていないと、特に大雨が降った後などはごみと一緒に流れてきて、それに絡んでしまってどうしてもだめだということで、何か対策は、いろいろ方法は考えているらしいのですけれども、そういうことをお聞きいたしました。

過去において清水ダムのあるその部分、かなり水量があるものですから、それを利用したら唐沢地区のそば集落ぐらひは簡単に電力が生み出せるというような話も出たわけでありましてけれども、その当時はお金がかかるし、それまでならすまでは何十年もかかるのでというような、そんな話も出たわけでありまして、いよいよそれがこれからの、原発がこのようにストップになりますと、脱原発の時代になってきますと、そのことも、それこそそこらのお茶飲み話ではなくて、真剣にそういうことも考えていかなければいけない時代になったのではないかとこのように私は思っております。

それから消防団員の確保でございますが、おかげさまで山形村におきましては、これにはみんな消防団の幹部の皆さん方の本当にそれこそご尽力のたまものだと思っておりますけれども、一生懸命になって団員確保のために、それこそ夜もあちこち回ってお願いしたりしまして、今のところ団員は177名ですか、ですから場所によっては女性の団員もおられるところもあるということでございますが、そのお話によりまして「女性が少し入ってもらうといろいろな面で若い人たちも明るくなるとかいろいろいい面があるよ」ということをお聞きしたことがございまして、事実村の団員から「女性の方も中には希望する人もいると思うよ」というようなこともありまして、そこまではまだ今のところ現実問題として考えておりませんが、いずれはそういう時代も来るのかなというように思っている次第でございます。

いずれにいたしましても現段階におきましては、おかげさまで団員の確保ができておりますので、将来的なことを考えたときは、女子の消防団員もお願いせざるを得ないのではないかとこのように思っているところでございます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 土地利用計画の関係のご質問いただきました。

○12番（大月民夫君） 土地利用と、あとコミュニティバスをいま一度。

○副村長（百瀬泰久君） まさに土地利用計画、今日はメインテーマでございます「総合計画」の私はこれは優等生だったと思います。これだけの皆さんが苦勞してつくっていただいた中での規制ある土地開発がされてきたということでございます。ただ、かなり年数がたっておりまして、県の方からもぼちぼちではないかというような、こういう実態がございますし、大分いろいろな形での業者さんからの打診などもございますし、住民の方からもご質問がございます。したがって、近くに見直す方向で検討させていただきたい、そう考えております。

それとコミュニティバスでございます。長年の住民の皆さんの思いが、隣の市のおかげさまでようやくコミュニティバスという形で今、成り立とうとしているところでございます。再三申し上げたとおり、新しい路線につきましては、懸案でありました波田病院とか、あるいは井上を通りましてということがございますけれども、いずれにいたしましてもそこと今までの既存の福祉バスなどをドッキングさせたり、いかに弱者の皆さんが使いやすい交通体制にする。これは学生さんも含めてなのですが、最近新しく来る若い方は全く必要ございません。自分で車を持っておりますけれども、そういう面ではこれからの福祉対策としてのコミュニティバスを大いにそこにぶつけながら使いやすい体制をつくるかと考えておりますので、協議会に入らせていただきながら、住民の皆さんのご期待にこたえるような体制づくりに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、よろしいですか。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） それでは、3回目の質問です。答弁は結構でございます。

非常に広範囲にわたりましてご答弁いただきまして、ありがとうございました。今回は一部ではございますが、行政推進サイドからの評価をお聞かせいただきました。

本来であれば議会としての評価もしながら、すり合わせをする中で新しいステップの展開の基盤をつくり出すのが理想と思います。今後、総合計画更新に向けて、できるだけ数多くいろいろな場所でいろいろなお立場の皆さんと熟議が展開されることを願って質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（神通川清一君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

◇ 小 林 武 司 君

○議長（神通川清一君） それでは次に、質問順位 7 番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員、質問事項「清水高原文化交流施設『あららぎの庄』について」質問してください。

（3 番 小林武司君 登壇）

○3 番（小林武司君） 議席番号 3 番、小林武司です。「清水高原文化交流施設『あららぎの庄』について」教育長さんに質問したいと思います。

清水寺の庫裏が老朽化ということで、新しく文化交流施設という形で「あららぎの庄」がつくられまして 3 年目になっております。場所的にも庫裏の跡ということですが、清水寺とか名前からいっても清水高原が入っているわけで、村の観光面でも重要なポイントということだと思います。

そういう中で、建設に当たりましては、建設委員の方々の大変な知恵の結集とかありまして、休憩所などは古い庫裏の一部を再利用した歴史を刻んだ風格のある施設ができたものと思います。

研修所と休憩所というか、その辺が一番問題になったと思いますけれども、政教分離というような建前があるということで皆さん骨を折ったことと思いますけれども、現実には今でき上った施設を、とにかくさらに多くの人たちに親しみを持って有効利用されることを望みます。

そういう中で、最近その後「できた後うまく使われているか」とか「気軽に立ち寄っていいものか」とか、いろいろな声も聞かれるわけです。そういう中で、現在の去年までの状況説明をしていただくことで、この施設が広く村内外に知ってもらい PR も兼ねてこの問題を取り上げたわけです。

そういう中で、次の質問をしたいと思います。

去年までの来訪者の数、結局、休憩とかいろいろあると思うのですが、参拝という人はそんなに少ないと思います。一番観光関係とか森林浴だとか、いろいろながあると思いますけれども、そういった中で、休憩の方と2番目に使用料を使って交流施設を使っている回数と分けなければならないのかというのも私もあれけれども、一応そういう方向で施設を使っているというような内容ですので、最初の方は休憩を含めた来訪者の数、大体でも結構です。

それから2番目に、使用料を払って交流施設を使っている回数、また、使用団体とか、中には個人とか仲間とか、そういうのもあると思いますけれども。

それから3番目に、利用者、または来訪者からの希望や感想などの反応はどの程度か。

それから4番目の維持経費は、当初は大分かかったようではありますが、備品をそろえたり、その後の執行予算内容も大分減ってきております。また、今後どうなるか。一応みんなに知ってもらおうというようなこともありますので、そうしてもらいたいと思います。

それから5番目に、2年以上たっているわけですが、何か運営上支障があったり、こうしたほうが良いというようなことが聞かれたり、また、教育委員会の方で考えていることがありましたらお知らせ願いたいと思います。

以上です。ひとつよろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

本庄教育長。

（教育長 本庄利昭君 登壇）

○教育長（本庄利昭君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。

「清水高原文化交流施設『あららぎの庄』について」、最初の項目であります「来訪者の数」であります。あららぎの庄にはあららぎの庄の専門の職員というものが在中しているわけではございませんので、来訪者の数というものを正確にはカウントできないわけですが、昨年度の清水寺保存会の事業報告の中の数字を見ますと、清水寺保存会でつかんでいる数字は約5,000人ほどがあそこを訪れたということになります。そのうちのあららぎの庄を利用される方は、管理人さんによりますと、大体3割前後ぐらいの方がトイレだとか休憩に使っているのではないかと思います。そうしますと、大体1,500人ほどが利用されたというふうに推測しております。

次に2番目の質問であります。「使用料を払って交流施設を使っている回数、そ

れから団体等の内容」であります。使用料を払っていた使用回数は、昨年度は7件でございました。このほかに公的な利用は8件であります。使用団体の内訳や内容でありますけれども、俳句だとか華道、お茶などの文化活動、それから同級会、花見、山菜やキノコ狩りなどのお楽しみの会といったような内容であります。

次に3番目の質問であります。 「利用者からの希望や感想等」についてであります。「あらざの庄は、落ち着いた雰囲気の中にあつて、文化的な活動するには大変最適である」というようなお話を伺っております。そのほか利用に当たっては、かぎの貸し借りや料金の支払が教育委員会の窓口ということでもありますので「面倒な点がある」という意見もございませう。それから囲炉裏がございませうが、そこはまきを使って火を焚けるというふうになっておりませうで、あくまで炭を使って、どちらかといいますと意匠といいますか、見た外見上のデザインとしての囲炉裏でありますので、「火を大きく焚くというようなことができない施設で残念だ」というような意見もあります。

4番目の質問の維持経費であります。平成22年度はおよそ27万円ほどでありました。

最後の5番目の質問ですが、「今後改善したいと考えていること」についてであります。先ほど申し上げましたとおり、利用者からはいろいろな意見を伺っておりますので、そういったことでどんなことが実際にできるか、具体的な検討はその都度進めております。今あるのは、宿泊についてももう少し融通がつかないかという、これはオープン当初から宿題としていただいている問題であります。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 小林武司議員、再質問があれば質問してください。

小林武司議員。

○3番（小林武司君） ただいまの数字で、保存会というか、5,000人くらいが訪れているという内容で、意外と自分で思っていたより多い。その割合で、あらざの庄の休憩というのは、ほとんど「休憩所」と書いてあつて紙1枚張つてあるだけで、あれがトイレを使うということと、あそこで小さい団体など中で腰をおろして弁当を食べるとか、その程度だと思ひませうけれども、それが3割で1,500人くらい。あと訪れて本尊を見たり管理者の話聞いて、あらざの庄には入らなくて帰っている人が3,500人くらいいるという、そんな内容かと思ひませう。

それから使用料の件は、7件、あとは公的な件が8件であつたということで、俳句

の会だとか華道、同級会、キノコ狩り、その他私も管理人の方にもいろいろ行って聞いてありますけれども、意外と件数は少ないということで、次の雰囲気とかそういうのはいいが、今のかぎの貸し借りで、使用規定の教育委員会からかぎを借りて、またその日の宿泊、夜の9時半だったか9時までには教育委員会にかぎも返さなければいけない。また、使った後もきれいに片づけて管理者に見てもらわなければいけない。そういうことで面倒というか、そういうことも聞きました。

それから囲炉裏の件ですけれども、あれは飾りで仕方がないと思います。昔のようにあそこで火を炊いたり、場合によっては焼き肉までやるというようなところですが、それは今の建物や今の規定でいいかと思います。ただ、管理人さんの話ですが、休憩所は朝から夕方まであけっぱなしになっているわけです。あそこへ入ってまず来訪者が「立派、すばらしい」と。まず、囲炉裏から黒い梁から見て、感嘆の声がほとんど出るそうです。ただ、大勢さんの場合には、あそこへ腰かけて弁当を食べるにもちょっと狭いということです。一番大勢来たのが1日に150人、岐阜の団体さんだそうですが、スカイランドきよみずから経由で観光を兼ねて来たそうです。そんな日もあったそうです。

4番の維持費ですけれども、最初の年はたしか備品はいろいろそろえたので、たしか大分かかったと思いますけれども、あと最初の年というか、21年度の決算では114万5,000円ほどかかっておりますけれども、あと備品とかそういうのはあれで、あとは事業費、委託料とかそういう関係で、23年度予算は一応32万4,000円、22年の内容が42万円、それが補正か何かで22年度27万円と今の発表ですが、どちらがあれだと思います。

そういうことで経費的には特別かかってはいないわけです。使用料も7件で、もらえるのが半日1,000円と冬季と普通の夏とか500円くらい燃料費で差がありますけれども、使用料で賄うということではなくて、実費、燃料費だとかその辺がかかるということで、ほとんど使う人には使い勝手のよい使用料だと思います。

それからごみの持ち帰りとかそういうことは、管理人さんの言うには、今、マナーが非常によろしくてきれいに片づけていくし、汚してはいけないという意識が皆強いようで、内容はいいようでございます。

それから宿泊のことを考えているということですが、宿泊の方は、ならばスカイランドきよみずでということ、スカイランドと提携といいますか、今度10月9日、十三夜に、これが清水高原楽しもう会という形なので、今回は田原

順子さん、琵琶の演奏会ということで、一応60名の予定で演奏会を、去年もやったそうですけれども、今年またそういうことで、チラシをもらってきましたけれども、これも清水高原楽しむ会も、清水保存会、山形教育委員会、清水高原別荘地管理組合、山形村観光協会、協賛にスカイランドきよみず、唐沢そば集落、協力にWe Love信州の会、アイシティとか入っているわけで、この企画の内容を読んでもみますと、十三夜だけではなくて、また、あれば開いてもらえれば、こういう雰囲気とか、あそこでなければいい味が出ないというような、そういう内容かと思います。普通の交流施設は、トレセンでもミラ・フード館でも施設は似たようなことができるかと思えますけれども、清水高原というあの場所にあるということで、また、そういう企画などもぜひ教育委員会あたりも先に立ったり、そういう話がありましたら、ぜひ少しでも宣伝も兼ねたり、みんなに喜んでもらう、そんなようなことを企画してもらいたいと思います。

質問といっても変な質問ですけれども、そんなような内容で、あと管理人さんの要望みたいなことであれなのですけれども、ご意見箱、アンケート箱ぐらい置いてもいいのではないかと。そういうのを参考にして、今後の管理にしていってもいいのではないかと。

それと管理人さんの任務というか、責任、要するにかぎを借りて事前に教育委員会から届けてではなくて、ある観光団体から来て、あそこへ来て雨も降っている。何人かいて部屋を借りて休みたいといったような場合に、管理人さんの臨機応変な対応ができればありがたいというようなことも言われました。

それから全体では、なじんでくればだんだんよくなるのではないかと。それから先ほども言いましたスカイランドきよみずの管理人さんが、こういう提携みたいな形をとって、要するに周遊コースというか、そういう中で今のイベントもそうですけれども、その関係で1年前よりたしか300人ほど来訪者が去年は増えたということを知りました。結構スカイランドの社員さんも、気を使って結果を出してくれているなと思いました。

それから寺社関係というか、さっきの話で問題なのですけれども、宗教色というものは一切あの施設には持ち込んではならないものではないでしょうか。そこらが一番問題で、ただ、休憩室には今、大正のころの前の建て替えるというか、屋根をふき替える前の清水本堂の写真が、このくらい小さいのが1枚飾ってあるだけで、あとはこのイベントのパンフレットと使用説明書と清水寺のちょっとしたパンフレット、ただそれだけ

で、腰かけがそこに6つばかりと小さな机と、こっちは囲炉裏の板の間、そんなような内容なのですけれども、一切、休憩所ぐらい、何かもうちょっと殺風景ではなくてもいいかな。あまりストーブや囲炉裏だけが目立つような感じもするので、そこらは宗教色でなければいいのか、そこらもちょっと聞きたいと思います。

それからこれは言うてはいけないことか、どうしてもだめなのか知らないけれども、観光目的とか、そういうので来る人というのがほとんどで、宗教色はほとんど、参拝というのは非常に少ない。ただ、古い歴史探訪とか、菩薩だからということで観光コースで来ているだけで、特に清水寺は昔から荒れたり、要するにそこらの下のお寺のように支持母体というか、檀家がなかったりするものですから、当然村で見ていかなければ今の現状はとどめないと思います。

そういう中で、訪問者によりますと、どうしても記念に御札とか、要するにお守りみたいなものをどうしても欲しいと言われる。それを休憩所内で売ることできないのか。今、本堂のお賽銭箱の右側の端の方に、黒くて墨も薄くなっているのですけれども、そこに「御札とかお守りの入用の方は管理人の方までお申し出ください」と、そんなふうになっているわけなのですけれども、管理人さんとすれば、休憩所の辺で案内方々物を売りながら、説明しながら来訪者とコミュニケーションを深めたり宣伝もしたり、そういう意見もございました。

話はちょっと別なのですが、道路の状況が堂ヶ入川と唐沢川と両側あるわけなのですが、どっちかカーナビが効かないらしいのです。途中まで来てまたあの間は非常に山の中が長い。そこにまた清水寺へ何キロとか何分とか、そういうのが入口とかそういうところにあっても途中にないもので、カーナビもどっちか効かない。途中で帰ってしまったという連絡が管理人さんの方にもあったことはあったそうです。そこらもちょっと調べてもらえればと思います。

いろいろとあれだけでも、時に管理人さんの判断でどの程度できるかということと、ご意見箱はどうだということと、お守りなどはどうしてもだめか、宗教色をあの中へ持ち込んではならないか、そこらをもう1回答弁をお願いします。

○議長（神通川清一君） 本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） 落ちがあったらまたご指摘いただきたいと思います。

最初に、管理人さんの件ですが、管理人さんは十分もっとあららぎの庄の方の管理を積極的にやってもいいというふうにお考えで、それに甘えてやっていたいているというところがあるのですけれども。管理人さんとあららぎの庄の関係といたしますか、

教育委員会では清水寺保存会の管理人さんをお願いをして、本来の仕事ではないのですが、こういった項目、掃除だとか、かぎの開け閉めのところをお願いしますというふうに、これは無償でやっただいて話なものですから、本来の仕事ではないけれどもどうでしょうかということをお願いをしている経過であります。

あくまで教育委員会での直接雇用がある管理人さんではなくて、保存会の方でお願いしている管理人さんという立場ですので、見た目といいますか、そんなには実態は変わらないような形ではありますけれども、契約上はそういうことになっております。そういうこともありますので、また保存会の方とも今月中にも下旬に常任委員会を予定しておりますけれども、またそういったときにもこういった課題を投げかけて協議してもらいたいというふうに常々思っておりましたので、また重ねてそちらの方を検討していくように考えたいと思います。

それからお守りの件ですが、これはまさしく先ほど指摘の宗教色との関係がありまして、お守りだとか絵馬の関係はどうだということなのですが、訪れた方によれば全然宗教色とは関係なくて、観光といいますか、アクセサリーみたいな感覚でそれをとらえている方もありますし、中にはそれを宗教というふうに結びつけて考えている方もあると思います。そういったこともありますので白黒すぐつく話ではないのですが、そういったことがなければ私も絵馬だとか、そういったものを置いたほうが賑やかになっていいのではないかと、単純に考えればそういうふうに私も思います。

それからご意見箱については、まだ始まって3年目に入ったところでありますので、どんな意見があるか、この際ご意見箱を設置してみればおもしろいかなと思いますので、早速実行させてもらいたいというふうに思います。

それからカーナビですが、これはカーナビができた当初から旧道の方をカーナビの、カーナビの私もあまり詳しいことはわからないのですが、カーナビで来るお客さんはみんな向こうの方を指すというような話を聞いております。10何年前からそういう話を聞いて、すべての会社といいますか、すべてがそうなっているかどうかその辺は私もわからないのですが、そういう話を聞いておりますし、簡単には直らないということも聞いております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 小林武司議員、よろしいですか。

小林武司議員。

○3番（小林武司君） ありがとうございます。あと全くあらざの庄ということではないが、やっぱり清水保存会との一緒くたにどうしてもなってしまう線も多いものであれなのですけれども、非常に教育委員会の先日の点検評価報告書の事業に対する評価のランクづけ、文化交流施設事業というのは、清水高原だけではないのがBランクで、清水寺保存会の補助金に関してはCランクということで書類を見せてもらったのですけれども、それもちょっと、Bランクにしたということはかなりいいということで、先行きかなりいいのではないかと思います。いかにあの場所がいいかということや宣伝したり、先ほど言いましたように気楽に来た人もほかへ宣伝してもらったり、本人もまた行きたいとか、そんなような内容にしてもらえればありがたいと思います。

それから最後に、これも特別話のほかですけれども、管理人さんの言うに、あの辺のササユリを植えたのが動物被害だけではなくて人的な被害、シャベルで掘っていかれたというのがほとんどだそうです。それも咲いているときはとって行く人もたまにいるけれども、一番球根が実が入るときには黄色くなり出したころに、見てといてから来て、そのときに掘っていってしまう。

それからもう1つ、ヒメシャガも大分なっているようで、非常に声をかけたらとうでもない山の方へ逃げていったという、そんな話も聞きました。その辺も清水寺保存会の方々にも一緒に話をしてもらって、これは本当にササユリもあきらめるのか、その辺もまた考えていただきたいと思います。

とりとめもない話でしたけれども、現状を説明と、村内外で幾らかでも知ってもらって、せっかくいい施設なので有効に使ってもらうようにご尽力願えればと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（神通川清一君） 以上で小林武司議員の質問は終了しました。

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（神通川清一君） それでは次に、質問順位8番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項1「『なろう原墓地公園』へのアクセス道路早期実現を」について質問してください。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） 議席番号10番、上条浩堂であります。それでは、私よりの質問1つ目『なろう原墓地公園』へのアクセス道路早期実現を」であります。

設立前に村民アンケートを実施し実現した村営霊園ですが、アンケート結果に反し、使用权といえますか、販売実績がいまいちです。かなり以前から村民の悲願として完成に至ったにもかかわらず、その原因は何でありましょう。マレット場と公園を併設しているので、ここを訪れる人は結構な数となっています。しかし、残念なことにここに至るアクセス道路が後回しになっていて、一部幅員も狭く急坂で急カーブの住宅街の真ん中を通行せざるを得ません。見通しの悪い交差点もあります。ほかにも売れ行き不振の原因はありましようが、現在の道路状態では村としても積極的にアピールできないのは当然でしょうし、案内板の設置以前の問題だと思われまます。

環境基本計画にもありますが、数々ある村の重点項目の最上位にこの公園の存在を位置づけ、さらなる整備と墓地販売効果に役立つ、そして何より近隣住民が安心感を持てるよう、悲惨な事故が起きていない今、アクセス道路の早期着工を求めまます。

以上、村長並びに行政サイドの答弁をお願いいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上条浩堂議員より出されております質問事項1の『なろう原墓地公園』へのアクセス道路早期実現を」についてのご質問にお答えしたいと思います。

なろう原公園のアクセス道路につきましては、国の補助事業等を活用いたしまして、平成22年度から平成25年の4カ年間で整備を図ろうと計画検討いたしました。そのような経緯もあるわけでございます。しかしながら、村の大型事業がメジロ押しでございまして、山形保育園の建設や認可保育園となります、やまの子共同保育園の園舎の増築、トレーニングセンターの耐震補強実施や、図書室の増築、また、平成23年度から始まります各消防団の消防詰所の建設等、子育て関係や、村民の安心・安全のために優先せざるを得ない事業が控えていること。また、これは以前になりますけれども、近年でございまして、下竹田北6号線の拡幅改良、小坂のセブンイレブン前の交差点改良、それから第5次上水道拡張事業に伴います全村にわたっての舗装復旧事業等大型土木事業が続きました。このような理由といえますか、いきさつから、なろう原公園へのアクセス道路整備計画につきましては、少し先延ばしをすることとい

たしまして現在に至っております。

このアクセス道路につきましては、行政懇談会の折にも地元より要望が出されてお
りまして、かねてより懸案の事業でございます。そんなこともございますので、担当
の課職員と十分に検討した上、財政面で余裕等が出てまいりましたら計画検討に入ら
させていただきたいというように思っております。何とぞご理解のほど、お願い申し
上げます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 答弁ありがとうございました。確かに山形村実施計画、拝見
いたしますと載ってはおります。大変小さい字で見づらいのですが、かなり向こうの
計画で。私は昨年、議員になったばかりで、そのとき図面と申しますか、青写真と申
しますか、予算規模を示していただきましたが、もし平成32年度本工事でしたら10
年も後になってしまう。ここが問題ではないかということで、先ほど村じゅうの全戸
に配布されました、これは「広報やまがた」の5月号、ここに掲載されております。
「第2次山形村環境基本計画」、立派な記事で本当にありがたいのですが。

その中で、取り組むべき課題の生活環境として「なろう原公園などの地域の公園を
住民自らが持続的に維持管理していける体制の整備」、このようになっているわけで
ございます。しかしながら、現在の立ち遅れと申しますか、アクセス道路の整備を早
急に整備しない限り、村民協力、こころはちょっと無理ではないか、こんなふうに
考えます。

また、全体の環境像として、「安全で快適な環境を育み守り続ける」と、こんなふ
うにもありますが、とにかく日ごろ村長がよく申されます「安全・安心の村づくり」
の一環のその中に、ぜひ上位に位置づけていただき、少しでも早い時期の実現に向け、
いわゆる村長の申される「柔軟政策」をお願いしたいと思いますが、村長のご決意の
ほどを再度お聞きしたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） ご存じのとおり村からいろいろな要望が出ております。その中
でどれを優先するかという優先順位等ございますし、また、いろいろの状況等も判断
した中でこのアクセス道路は大変重要な道路だというように私は以前から思っており
ます。ですから計画では30何年になっておりますけれども、ならばなら前倒しにし

てやりたいという気持ちでありますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、よろしいですか。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） もう一度お願いになってしまうかもしれませんが、先日、総務課長にお願ひし、この公園にかかった事業費を出していただいたのですが、公園の事業費だけで5億円もかかったのでしょうか。あまり膨大な数字で自分にはピンと来ないのですが、さらに霊園の建設費、こちら2億円強でよろしいのでしょうか。これだけの山形村、どちらかといえば小さい自治体である我が村の年間30万円前後の予算規模の村の中で、こんな巨費を使ってつくり上げた。しかも村民アンケートによってつくられたというところが重要でありまして、この計画が途中で消えたとは申しませんが、10年先送りした、そこらに疑問を呈したいと思うのですが、再度その辺のご答弁をお願いいたしまして第1回目の質問を終わりたいと思いますのでお願いします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 巨額という判断をされれば非常に私どもといたしましては何とも言わざるを得ないのですが。これは村民の皆さん方にアンケートをとった中で、当時は約300に近い方から、「すぐ欲しい」、また、「いずれは墓地が欲しい」という方々を対象にした中で、どうしても、何回も議会でも出されております「いつできるのだ」「どうするのだ」ということをございまして、議会でさんざん検討した中で決められたことをございまして、その中で実施してきたわけをございます。

ご存じのとおり、あそこは27名という大勢の地権者がございまして、この用地の買収に当たっては、本当に皆さん方のご理解のもとに村が譲っていただいたわけでありまして、かなりの時間もかかりましたし、大変地権者の皆さん方にはご迷惑をおかけしたようなこともございましたけれども、おかげさまで27名の方が了承いただきまして、やっとあの墓地公園ができて、また、5ヘクタールのうちの約1.4ヘクタール、これがマレットゴルフ場という形の中で大変盛んにゴルフを楽しんでおりますし、近隣市村からも大勢詰めかけてきておられまして、「大変すばらしい公園だ」と言って喜んでおられます。

その当時、墓地公園ができたときに、金額が高すぎる、安すぎる、さんざん議論しまして現在の金額になりました。ただ、私が今、思っていることは、これにはいろいろ規制がありますけれども、ある程度規制を緩和すること、本籍地が山形村であることだとか、いろいろ細かい点がございますので、その辺の買うに当たっての規制の緩

和をすれば、かなり申込者が多くなるであろうかというように思っております。

当時、議会でも「もし1年で全部売れてしまったらどうするのだ」というような、そういうご意見もある議員から出されたことをはっきり私も覚えておりますが、あれだけのものを徐々に申込者、時代の流れとともに、今こういう厳しい時代の中で、「もう少し余裕ができたらいきましょう」という話も聞きますし、今年になってからかなり成績がいいといいますか、売れ行きがよいようでございまして、それぞれ時代とともに多かったり少なかったりありますので、長い目で見ていただきまして、どれだけ経費がかかったから、それをどうだと言われると非常に私どもつらいわけでありましてけれども、長い目で見ていただきまして、それと同時に、先ほど申されておりますアクセス道路も徐々に整備していきたいというように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員に申し上げます。ただいまの発言で質問は3回になりました。1回目の質問は終わりにします。

上条浩堂議員、次に、質問事項2「総合的防災体制について」質問してください。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） それでは、2番目の「総合的防災体制について」質問いたします。

「防災」をテーマに、村の全般的な防災に関する取り組みを伺います。

平成19年制定の「山形村地域防災計画」は、細部にわたり全く非のない立派なものとは自分は認めています。今後の課題があるなら、いかにその内容に沿った実現ではないでしょうか。そして、現実起こった事例を参考にした柔軟な判断と実行が求められるわけです。

「計画」の中に「自主防災活動が極めて重要」とあり、全くそのとおりでありましょう。しかし、今までの実施内容でよいのですか。今年も例年どおり9月に「総合防災訓練」を実施するでしょうが、全村民実践に即した訓練にしていきたい。「マナー化防止上、新しい訓練を取り入れる」とありますが、3月に起きたあの悲惨な被害を対岸の火事とせず、住民意識の高揚に最適な今こそ全面的な訓練内容の変更を求める。村指定の避難場所に全村民が収容可能かも考証されなければなりませんし、何よりライフラインが完全に失われ、電話も使用不可能な状態を想定した上での訓練にしていきたい。

あの三陸沿岸地方では、かねてより過去の教訓に従ってかなり高度な避難訓練と予防対策を実施していました。それでも想定外の被害となってしまいました。何の予防対策がなければ被害はもっとひどいものになっていたと推察されます。予防はやりすぎることは絶対にありません。

もう1つ、我が村の戸籍簿を初めとする各資料のバックアップ体制の現状を含め、答弁をお願いいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上条議員の2つ目のご質問でございます。質問事項「総合的防災体制について」のご質問でございます。

日時を特定してまで予知するというこのできない地震災害、発生後の対策が重要であります。それには一人ひとりが常に強い防災対策意識を持ち続けることが大切であると思います。

各区の自主防災会の立ち上げにいろいろと助言、指導していただいた折に、自主防災活動は、あまり肩肘を張ることではなく、形式にもとられることなく、息の長い活動が「常に防災意識の更新」につながると助言をいただいたことを記憶しております。

今年は、8月28日の日曜日に「地震総合防災訓練」を実施する予定であります。なお、5月に開催いたしました区長の会の折に、地域は自主防災会が主体で実施するようお願いいたしました。

この地震総合防災訓練では、村が対策本部を設置し、訓練の全体の流れを計画いたしますので、上条議員の提案されました件につきましては、検討させていただき、本年度訓練実施要綱を作成していきたいと考えております。

また、ご心配されております村のバックアップ体制についてであります。戸籍簿につきましては、平成12年度に電子化されまして、村のほかに法務局に電子データが存在しておるところでございます。

東日本大震災被災市町村でも、庁舎の戸籍データがなくなり法務局のデータで再生されたというところもありますし、住民基本台帳はサーバなどの保守管理の委託業者にデータが残っていたところもあったようでございます。本村におきましては、各資料簿につきましては、今のところデータ化されておらず、書類として耐火書庫等に保

管されております。なお、有事の際、非常持ち出しの書類等につきましては、今後とも各課部署で徹底して管理してまいりたいというように思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 答弁ありがとうございました。これも今月の「館報やまがた」の中に、ザ検証として、もし東日本大震災と同じ規模の震災が山形村に起きた、その第一弾として本当にタイミングのいい時期に記事を書いていただいております、本当に関心する次第でございます。

それにしましても、要は先ほども言ったとおり訓練内容が問題。いわゆるお義理で出ていく訓練、また、役職だから仕方なしに出ていくような訓練ではまるっきり意味がないのではないかと思います。自主防災会に任せるのは大変結構ではございますが、一応去年はテーマとして「逃げ遅れゼロ」でしたか。しかし、去年のテーマに沿って、各区の自主防災会が本当にこれをやり遂げたと思いますか。私は実際に各区の方々に聞きました。昨年の訓練の後です。本当によく確認作業をしたなど自分が思ったのは、どことは申しませんが、ある1区のみでございました。

こういう村がテーマを挙げて、なかなか自主防災会まで行き届いていないのではないか。今年のテーマはまだお聞きしていませんが、ぜひその辺は村主導の大きなテーマをしっかりと末端まで通じるような、そういう強い指導力を持ってお願いしたい、そのように思います。

それからこれは先ほどの答弁にもあったとおり、個人情報のことですけれども、これからは開示していく方向と答弁がありました。このことに関しまして、自主防災会の機能に言及したいと思います。連絡班ごと、連絡班、昔で言う「組」は今何というのでしょうか。連絡班長さんを中心としたいわゆる小さな班、その班がご近所、要支援の数とか高齢者の数とか、こんなもの確認もできていなくて、連絡長、あるいは区長が確認できるはずはありませんし、もちろん消防団の方々も確認できないのではないですか。

まず、自分が以前から申し上げた「ご近所助け合い運動」の推進、これも全然進まないわけですが、何しろまず死んでは個人情報も何の意味もないことで、生きていてこそ法律でありますので、下竹田地区で各ご家庭から承諾をもらって歩いたというふうに、これも先ほど村長より答弁もらったわけですが、ほかの区ではどのようにな

っておりますか。ここもぜひお聞きし、区長さんたちの会議、自主防災会でも、この辺の強い指導力を発揮して自主防災をより確立していただきたい。

何しろ海岸地方は津波で大変被害に遭って、今、二重ローンで苦しんでいらっしゃる方が大変多いと聞きます。これはけさの新聞なのですが、二重ローンに対して民主党が対応策を打ち出した、このようにありますが、国会の延長もままならないような現在の不安定な政権では、これが成立するかどうかは別問題ではありますが、中越地震等で防災の復興モデル住宅、公的援助で安価に建てられたようなケースもあるようですが、この教訓を阪神、あるいは東日本、長野県の北部、こういう中越も含めた教訓を生かすような村の対策がより望まれるわけですが、いかがでございましょう。

その中で、何も海岸地方だけが危ないわけではないです。直接津波等の被害がなく、地震の影響も無傷だと思われた内陸部で、今度は液状化現象という深刻な傷跡が残ってしまっております。山形村でも、山からの水の影響と思われる災害が想定されるわけですが、この中で1点、先日、先ほどのなろう原公園、マレット場を自分が訪れたわけですが、そこに長雨の影響かと思われる兆候がありまして、マレット場の一番北側、やや下段にあるコース全体が何と水浸しになっておりまして、使用不可能となっております。これがマレット場だけなら、どちらかといえば仕事ではないし、やむを得ないかなとも思うのですが、その影響なのかその東側、やや標高で言うところの方の畑、ここへ伏流水となったのではないかと思われるような大量の水が吹き出した模様であります。

これは下大池の区長さんにお聞きした話であります、実際にそこを見ても、その水の浸かった一番北側のコースと伏流水が出た地点を結ぶと、その真上に住宅が2戸もあるわけですが、もしかしたら住宅の下を通過して伏流水となったのか、この点村が対処、検証したのかどうか、これをお伺いしたい。

そんな中で、先ほどの補正の説明にもあった空間放射線量測定器の購入が決定されたということですが、これに関しては大変結構なことではないかと思われま。

以上につき、ご答弁をお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） いろいろご心配いただいておりますし、今回の災害は、まさに未曾有な災害ということが言われておるところでございます。ご案内のように、私ども山形村地域防災計画を立てたのは平成19年でございます。ご覧いただければわかると思いますが、ここには主に風水害対策と地震対策ということで、したがって、今

回のそれに伴うところの原発事故等につきましては、触れられていないというような、そんな現状がございます。

このときは周囲によりますと、最大マグニチュード8.0を想定いたしました。そして震度最大5弱から6強ということが予想されている前提でつくられている。まさに今回はマグニチュード9、震度7ということで、まさに想定外でございます。そういう面では、これを踏まえてどうやっぱり災害計画を立てていくかということが大きな課題でございます。国の方もこれに基づきまして、また、県も今見直しをかけている最中でございます。当然私どももそこら辺を想定しながら、これから防災計画を立てていかざるを得ない。立てていくという形で考えているところでございます。

そういう中での今年の訓練計画をどうするかというご質問でございます。自主防災組織、見方によれば非常に私ども自信ありますし、一生懸命やっていた中での、かなりほかの市町村よりかも先駆的につくられて、そして頑張っていたという自負もございますが、よく区長さん会議の中に出席させていただきますと「そちらの区はどんなふうに行っているのだ。今度はおれたちも」「そういうこともあるのだな、やらせてもらうか」というような情報を交換しながらご努力いただいているというような現状です。

ただ、実際問題として、先ほど申し上げているとおり、今の想定外の災害についての訓練をどうするかということになりますと、大変私どもも悩んでいるのが現状でございます。したがって、議員からおっしゃられた点、あるいは皆さん方からいろいろご質問いただいている点を踏まえながら、これからどんな訓練計画を立てるといえるのは、これからの課題になるかと思っておりますので、ぜひ、またそういう立場でご助言をいただきたいと考えているところでございます。

それと個人情報の関係でございます。先ほど申し上げた形で、区によってはそういう形でやっているということでございますので、ぜひ、そういうことでほかの区の皆さんもご協力いただけるのだったら、そういうことも広げていくのも1つの大きな手ではないかと考えているところでございます。

液状化については。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 上条議員がおっしゃる八幡様の裏の湧き水の関係ですけれども、私も大雨の後、現場に行きましたら、やはりちょうど最初のマレットゴルフ場のところに水がありました。たまたま前区長さんがおられまして、現場等を見させて

いただきましたけれども、聞くところによると前の工事中にもやはりあの近辺には湧き水が出たというようなことで、ご存じのように扇状地帯でありますので、既に直接神社の真後ろの畑の横にも湧き水っぽい沼地がありますけれども、やはりあの近辺はどうしても大雨が降ると、どこからなく水がしみ、あるいは湧き水が出てくる地帯ではないかと思われまますので、常時水道（みずみち）みたいのができているのではないかと推測されますので、今後雨のときには注意してみたいと思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、よろしいですか。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 今の城ヶ沢の件ですけれども、確かにあそこはホタルが発生するような湧き水が出ているところでありまして、ただ、そういう場所、注意しておくだけですか。例えば上のマレット場、あの辺の水抜き、あれを何と言うか自分はよくわかりませんが、その辺も含めた対策というものは何も考えていないのでしょうか。そのことの答弁をお願いしたいのと、自分は先ほどお願いした昨年の助け合いの「逃げ遅れゼロ」ですか、「逃げ遅れゼロ」の結果検証、あるいは精神、これはただテーマを挙げただけなのですか。その後、自主防災会でこれに関して何か話し合いがなかったのでしょうか。このことについてお聞きしたい。

そして最後に、村のテーマ、今年はまだ決まっていないのですか。まだご答弁いただいていないのですが、この辺を含めてよろしくをお願いします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 先ほどどなたかのご質問に答弁しましたけれども、去年は総参加2,000人を超しました。総参加2,000人を超したということは非常に協力的であったということだし、ご理解の方が多いということで、そういう結果だと思っておりますけれども。

まず最初に、隣組というか、組連絡班、区連絡班、それから組というのがございます。組の人たちが一緒になって同居の方に声をかける。一緒に集会所へ集まる。それから集会所でだれとだれとだれが、全員行けば公会堂だとかその場所、区の場所、そこへ本来ならそこまで歩いていかなければいけないのだけれども、高齢者の方は車に乗せてもらって行くとかという、まず最初の段階で呼びかけ、声かけ運動なるものを行っていただいたというように理解しておりますが、恐らくそうだと思います。組の人たち同士でだれとだれとだれが留守のようだし、どうしても今日出られないという

人もいたとかという、そういう情報を得ながら集会所で連絡班で集計して、それから下竹田だったら下竹田公会堂へ集合した。上竹田なら上竹田公会堂へ集合したという、そういうことになっております。

ですからその辺のところは、区の自主防災会が中心になって行っているわけでごさいます、自主防災会の力の出しどころというように思っております。それは区長が中心でありますから。当然先ほど申しましたとおりに分団長も加わっております。

そもそも自主防災会の経緯を申しますと、自主防災会というのは行政主導型で成功した例はないということをお聞きしております。ですからとりあえず村の方で「こういうこととこういうこととこういうことをやりなさい」と言えば、はっきり言うと簡単にできるわけです、防災会というのは。それではなくて、区の人たちがそれぞれ知恵を出し合って、どうすれば一番ベストなのかということをお話しした中ででき上がったものです。

話が出たのは平成17年ごろでございましたけれども、さんざんいろいろ議論した中で、19年に何度も言うようですが区長を中心にしてそれぞれの区で立ち上がったわけでごさいます、これは今の松本広域連合の消防局の局長をやっておられます角田局長、今の局長が山形消防署の署長をやっているときでございました。大変情熱を傾けていただきまして、それぞれの区を回っていただきまして、講演して歩いたり、どんな方法が、例としてやって、必ず言うことは「これは皆さん方で立ち上げてください。私はただアドバイス程度で、最終的には区長さんを中心にして、その区で立ち上げるのがベストだ」という話をされまして、それぞれのご理解を得ながら立ち上がったわけでありまして、非常に難産ではありましたが、立派な防災会が立ち上がったわけでごさいます、私は今でも思っております。行政主導型だと恐らく断ち切れてしまったか、これからしもうだろうと思っておりますけれども。

ちょうど折しも元気づくり支援金をいただきまして、それによって防災倉庫だとか自家発電機だとかタンカーだとか、それぞれ備品を購入することができました。それも同時に6つの区がそれぞれ設置できたわけでありまして、これによってなお拍車がかかって充実してまいったというように思っております。これはやはり行政主導型ではなく、自主的にやろうとした言うなれば自助・共助・公助のうちの自助と共助の生み出したものだと思います。公助が入るとだめだということでごさいます、自助・共助の補完原理に基づいたものでありまして、立派なものだというように思っております。

ます。

この自主防災会がずっと続くとともに、住民の安全・安心のためにご尽力願いますよう、お願いしたいと思っております。自主防災会の誕生までの経緯を簡単に申し上げました。まだ細かく言えば1時間ぐらい話はできますけれども、そうするとまた申しわけないので、時間に限りがありますので、自主防災会の誕生までの経緯はこんなところがございますので、よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 今年の村のテーマは、これから区長会と会議を行いますので、その折に定めさせていただきます。

排水の関係なのですけれども、先ほどの畑等へ出た湧き水、マレットゴルフ場へたまったのが、それが要因かどうかわかりませんが、たまったということは、何かの事情で下流域の方へ湧き出たことも考えられますけれども、あそこのマレットゴルフ場が水浸しということでもありますので、マレットゴルフの愛好会の方々も心配しておりますので、あそこ近辺の根本的な排水対策は講じなければいけないと考えておりますので、愛好会の皆さんと相談をしながら方策を練っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員に申し上げます。ただいまの発言で質問は3回になりました。

以上で上条浩堂議員の質問は終了しました。

ここで、休憩します。3時15分まで休憩とします。休憩。

（午後 3時05分）

○議長（神通川清一君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時15分）

○議長（神通川清一君） ここで、お諮りします。今3時15分、あと3人があるわけですが、5時を超える可能性があります。続けて一般質問を続けたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） では、そのようにいたします。

それと、小野保健福祉課長が5時半に葬儀の関係のため退席します。お願いします。

◇ 上 條 光 明 君

○議長（神通川清一君） それでは次に、質問順位9番、上條光明議員の質問を行います。

上條光明議員、質問事項1「役場の組織及び職員体制について」質問してください。
上條光明議員。

（5番 上條光明君 登壇）

○5番（上條光明君） 議席番号5番、上條光明です。今日は大きく分けて3つの事項について村長に質問したいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず最初の質問事項は、「役場の組織及び職員体制について」お伺いいたします。

山形村では、長い間、現在でもそうだと思いますが、財政健全化のため、人口は増加傾向にもかかわらず職員数削減に努めてまいりました。平成20年4月からは「大課制」を取り入れ、役場内の組織が大幅に変わりました。最近は、定年退職者も含めた欠員補充のため新規採用者も増えています。しかしながら、職員の年代別構成には偏りがあるように私は思います。

公務員の定年延長の話題も聞こえてきます。一般企業では既に60歳定年の延長を数年ずつ行っている会社もあると思います。

そこで、ご質問いたします。

1つ目ですが、先ほど同僚議員からも質問されていますけれども、「大課制」をどのように評価していますか。また、組織の見直しはあるというような先ほど答弁でしたけれども、ちょっと私が都合した段階では、私の情報ではまだそういう情報がなかったものですから、組織の見直し検討の予定はありますかということで一応質問しています。

2つ目ですが、公務員定年延長の見通しはどうか。

3つ目、職員数について県とか国からの指導等がありますか。村独自でオッケーなのかどうか。山形村の職員数は、同規模自治体と比較してどうですか。あまり8,000何人というピタッとしたところはないかと思いますが、大体同規模というのはありま

すね。それと比較してどうかということです。

4つ目は、平成23年度の予算資料によると、4月1日現在、一般行政職は78人になっています。年代別構成を教えてください。20代、30代、40代、50代というような大まかなことでいいです。これも2番の公務員の定年延長との絡みはありますけれども、もし60歳定年が今後も続く、定年が延長しないということを前提ですが、継続するとしたら、ここ5年くらいに何名定年退職になる予定ですか、60歳になる方がどのくらいいるかということです。

5つ目ですが、一貫した子ども育成のため、現在担当している保育園は住民税務課、小学校は教育委員会、ふれあいの館は保健福祉課というようになっていますが、これを同じ部署、どこの部署でやる。新しいそういう課をつくることも1つの案かもしれませんが、統一するお考えはありませんかということで、以上5つご答弁をお願いします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上條光明議員より出されております質問事項1の「役場の組織及び職員体制について」のご質問にお答えしたいと思います。

初めの1の『大課制』をどのように評価しているか。また、組織の見直し検討の予定は」についてでございますが、この件に関して答弁申し上げたいと思います。

現在の体制でございますが、複雑化する事務事業に対応し、住民サービスの向上を図り、住民の利便性向上を図るためなどとして、平成20年4月から始まり3年が経過したところでございます。

この「大課制」の現状課題の検証を行い、一定の評価はあるものの、十分に対応し得ない面も出ているなど課題がありました。そうした中、本年4月に組織検討委員会を立ち上げまして、課題を整理し、さらなる住民の利便性向上に向けての検討をしているところでございます。

次に、2番目の「公務員定年延長の見通しは」についてのご質問に対してお答え申し上げます。

役場職員の定年は、山形村職員の定年等に関する条例により定められており、現在60歳であります。この条例は、「地方公務員法」が上位法にあり、第28条の2第

1項から3項まで及び第28条の3の規定によって定められているものであります。地方公務員法第28条の2第2項には、「前項の定年は国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする」とうたわれているため、今後の当村の職員の定年も、国の職員に準じ定めてまいりたいと思います。

国家公務員の定年につきましては、2009年人事院勧告及び2010年人事院勧告によりまして、公的年金の支給開始年数の引き上げに合わせ、段階的に65歳まで延長することが適当との勧告がされております。これによりまして、2013年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げていくこととなりますが、国の法整備が整った段階で準じ導入をしていくものと今のところ考えているところでございます。

次に、3番目の「職員数についての国や県の指導はあるか。同規模自治体と比較してどうなのか」についてのご質問にお答えしたいと思います。

山形村の職員数については、毎年「地方公共団体定員管理調査」が行われ、県を通じまして総務省へ提出をしております。この関係で研修等が行われておるところでございますが、指導等は行われておりません。

山形村の職員数は、集中改革プラン等によって職員数を減らしてきましたが、類似団体「人口5,000人以上1万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次80%未満の団体」と比較した中で少ないほうだと思われまます。

平成22年4月1日現在、住民基本台帳人口8,739人に対し、山形村普通会計職員は75人でありましたが、人口1万人当たりの職員数とすれば、85.82人となります。同時に類似団体の職員数を見れば、長野県内では筑北村が183.25人、木島平村が141.96人、中川村が134.27人、原村113.25人、立科町が112.08人、先ほど申し上げましたが山形村は85.82人となりますので、このデータから見ましても、職員数はほかの団体との比較といたしましては少ないと思われております。

次に、4番目の「平成23年度予算資料による4月1日付職員数78人の内訳は」というご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

50代が27名、40代が19名、30代が24名、20代が8名となっております。

また、「60歳定年が継続としたら、ここ5年間に何名定年退職になるか」についてであります。平成23年度末には1名、24年度末には3名、25年度末には2名、26年度末には5名、27年度末には4名の予定であります。

次に、5の「一貫した子ども育成のため、現在担当している部署を統一する考えは」についてお答えしたいと思います。

初めの答弁でも触れましたが、現組織体制において十分に対応し得ない面も出ており、組織の見直しが必要となっております。そこで現在、行政機能がより発揮できる組織のあり方を研究するために、庁内で組織検討委員会を設け検討中であります。その結果を踏まえまして、考えてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、再質問があれば質問してください。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 平成23年度の1月に県が公表した県の市町村職員の給与水準を示す、私もあまりよくあれですけども、ラスパレスという指数があるのだそうですが、この指数は国家公務員の給与を100としたときに、水準を数値化したり比較したものだそうです。昨年4月1日現在では、県内の平均は96.9、山形村の指数は94.3だったそうです。100とすれば94.3ということですから、県の平均よりも低いし、もちろん国家公務員よりも低いという水準だそうです。

「企業は人なり」と言いますが、自治体にとっても限られた人員の限られた予算の中で効果を上げるには、もちろん役場の仕事というのはチームプレーの要素が多いものですから、もちろん団結力だということも必要にはなると思うのですが、それ以上に個人個人の能力アップが求められると私は思います。もちろん能力といっても、いろいろ一口で言っても、例えば責任感だとか積極性だとか、机で事務処理をすることもそうでしょうし、また、外へ出たときに村民のサービス、行動、そういういろいろ村民のニーズを聞いて素早くやるというような、すべての幅広い能力のことを私はここでは能力というふうにとらえているので、ただ、筆記試験をやって100点とる人が能力があるという、そういうことではないものですから、その辺はご理解をさせていただきたいと思っております。

それでは、2回目の質問に入ります。

まず、2回目の質問の一番最初にちょっとお聞きしたいのです。1回目の質問で具体的に触れていませんので、ここで初めて話すようなことなのですが、職員も今「協働の村づくり」ということで積極的に参加しておられると思います。本当にご苦労さまだと思います。そこで、職員の現場作業についてお伺いしたいと思うのですが、職員の方は本当に現場でいろいろされている方は多いと思うのですが、村民の中には定

例的な作業は専門職、シルバーも含んでですが、「そういう方に任せたらどうだ」というような声も私もあちこちから、以前からもそういう話は聞きます。もちろん災害時だとかみんなで花を植えるとか、そういう協働の村づくり作業をするときには職員も一緒にやるということ、これは当たり前だと思いますが。

どうしてとといいますと、本来職員の業務というのは、いろいろ業務のタームというのは幅広いと思うのですが、例えば事務処理をしたり、村民の相談をしたり、雨が降ったり風が吹いたりすると村の中を巡回して、どこか荒れているところはないかとかいうようなのも含めて、そういうようなことをある程度したりするのが本来の職員の業務ではないかなというように、そういう声もあります。すべてではありませんが。その辺、職員の方が積極的にそういう現場での作業をやることは、非常に村民から見ても「よくやっているな」という評価はあると思うのですが、反面、職員の負担が大きくて、先ほど申し上げたとおり、いろいろなそういう業務に支障が起きているのではないかなという心配があるものですから、現状をどうとらえているか、1つ目お願いします。

あとさっきの関連の事項でいきたいと思いますが、「大課制」の評価ということで、これは先ほどの同僚議員のところでも同じ質問がありましたので、一定の成果は上げているけれどもというように、先ほども住民にわかりにくいとか村民の多様なニーズにこたえたか少し疑問だというように先ほどお話をされたと思いますので、この辺はこれ以上いいです。

組織の見直し・検討というのは、これも先ほど同僚議員のところでも答弁がありましたので、組織検討委員会で検討しているということで、今まで3回開催しているということ、先ほども質問ありましたけれども、「早く結論を出して来年の4月には間に合わせたい」というような答弁が先ほどありましたので、これはここでいいです。

ちょっと「大課制」の関係、すべて「大課制」とは直接関係ないのですが、私どもの山形村には考査役という職位があると思うのですが、多分課長級で、下・上と言うと語弊があるかもしれないですが、課長補佐と課長さんの間の職位かなというふうにとらえているのですが、考査役という職位がなぜ必要なのかどうかということが1つと、あいまいというか、仕事のタームが、民間的に言えば、課長がいて課長補佐とか課長代理がいて係長がいる、課長代理がいるという、こういう図式が一番組織的にはわかりやすいかなというように感じもしていますので、組織の見直しというようにも今されているというようにあるものから、考査役という職位が必要が

あるかという語弊がありますけれども、想像するところによると、ある程度の年齢が来て、ある程度のそういう肩書を与えないといけないというようなところから発生したのかなというような勝手に私は思っているのですが。

これからはそういうことでなく、組織というのは段階的にいくようなことでしないと、先ほど冒頭に「大課制」の云々というところに、村長が平成20年3月の村長施政方針のところで、「大課制」をなぜ取り入れるかというところで、ちょっと読んでみますと、「村民の皆さんの利便性向上と効率的な行政運営を基本に弾力的な業務体制をつくるための組織だ」というようにうたってありまして、まさにその目的でやったと思うのですが、やっぱり私が勝手に思っているかもしれませんが、ある程度組織というのは横断してやるということは非常に理想的なのですが、やっぱり何々課長、何々課長、何課長とあったときに、なかなか横断してやるというのは口では簡単に言えますが、個々に何々課、何々課とセクション、セクションになっているので、理想的には多分これ「大課制」を取り入れたときには、道路の関係は農道が昔で言えば農林課ですか、経済課でしたか、普通の道路は建設課だというのを一緒にして、道路の関係は今で言えば農林建設ですか、それで道路と言えば農林建設に行けばわかるというようなことでしたというように、たしかそんなようなことがあったのですが、現実にやっぱり部署、部署でやるほうが私は効率的ではないかなというふうに思います。今の考査役の件だけ所見をちょっとお願いします。

公務員の定年延長の件は、先ほど国家公務員に準ずるということですので、これは山形村でどうこうできる問題ではないと思いますので、これはこれで結構です。

あと職員数についてですが、前もこんなようなお話があったときがありますが、同規模とすれば人数はうんと少ない、職員数は少ないというように、もしかしたら山形村の職員はほかの職員と比べて少し負担が大きいのかな。ただ、これは臨時とか、後で同僚議員がまた質問しますのでここではこれ以上触れませんが、正規な職員というのと臨時職員というのは、人件費というのは物件費というようなところに盛ってあるものですから、ちょっとわかりにくいところあります。いずれにしても類似団体と比べて、どうも少ないということらしいです。こういうものの弊害というのは起きてはいないでしょうか。

確かに財政健全化をするために、ここ10年くらいずっと減らしてきて、それはそれで評価されていると思うのですが、ただ、そのあおりといいますか、弊害が起きて病気になったり、いろいろなことが村民のニーズにややどうなのかなとか、事務的な

ことにしてもちょっとなかなかやってる間がないものですから、このくらいでというようにないかなというように思います。

あと一般職の20代8人、30代24人、40代19人、50代27人ということで、これはなかなか採用したときというのは年代で、ここ10年近くずっと人を減らしてきているものですから、こういうようなひずみがあるのではないかなと思うので、これはやむを得ないのですが、ただ、年代別の偏りを今後どういう対応でやればいいのかというふうに考えているか、よろしいでしょうか。

将来を見据えたときに、山形村が「自立」ということで宣言していますので、多分これから20年、30年、50年、山形村が自立していくには職員の年齢が、今は20代、30代、40代、50代で私は聞いたものですから、うんと差はないのですが、先ほどの定年退職の予定を聞きますと、大体15人くらいが5年くらいで退職するというようなこと、それと20代も8人ということですが、多分25～6から30代の前半の35くらいまではほとんど人がいないというようなこともあるので、この辺の対応をどういうふうにやるか。中途採用でやるという方法はあると思うのですが、なかなかそういうのは難しいとすれば、全部割り切ってある程度能力主義でやるとか、いろいろやる方法はあると思うのですが。

それと5番目の保育園、小学校、ふれあいの館の担当を同じ部署にということは、組織を見直すということですので、これ以上今日ここで突っ込んでも結論は出ないと思いますので、その辺の所見をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 私の方から「職員の現場作業について」、所見を私の方から申し上げたいと思います。

具体的には、多分農林建設課の皆さんが頑張っているということだと思います。先ほども道路の関係でいろいろ皆さん方からご意見が出ました。特に今年は、風食被害等で道に大分土がたまっております。その都度、村民の皆さんからお呼びをいただきながら、かなり苦勞した経過がございます。今でもやはりそういう状況でございます。おっしゃるとおり村民の皆さんの中には、「それでいいのか。本来の仕事をやっていないのではないか」という心配していただける方もかなりいることは私も存じ上げています。ただ、いろいろな考え方がありまして、やはり心配していただける方と、中にはうんと評価していただける方がございまして、「本当によくやっているな」ということで評価していただける方もございます。

ただ、実際問題として私の立場から見させていただくと、ほとんど作業で毎日が追われてしまっているというような現状もなきにしもあらずでございます。したがって、おっしゃられたところの農林建設課は、そのしわ寄せがかなりあるのではないかと認識しております。そういう面では、先ほど申し上げなかったのですが、例えば協働の村づくりの中で、昔は道路作業などは道普請などをやりました。そんなことも住民の皆さんとご理解いただきながら考えていただくのも今の時代かななどと考えているところです。

以上でございます。

あと2点につきましては総務課長の方から申し上げます。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 考査役の職務の関係なのですけれども、この考査役は「大課制」の始まった20年4月以前からこういう職務はありましたけれども、その中でやはり今回の「大課制」につきましては、やはり課長が1人ということで広範囲な職務でありますので、考査役というものは重要なポストであるかと思えます。ただ、これから、今、検討中でありますように、組織検討委員会の中で課がどうなるかわかりませんが、考査役制度が確かに必要なかという検証も必要かと思えますので、議員のおっしゃることもよくわかりますけれども、その点を踏まえながら検討しなければならないかと思えます。

職員数の少ないので弊害等もありますけれども、少ない人数でやっているとやはりけが等の場合は弊害あるわけですけれども、やはりこれも集中改革プラン等の数字をもとにはじき出しておりますので、やはり少数精鋭でやっておりますので、今のところ支障はないですけれども、やはり先ほど来答弁しておりますように、退職者が増えますので、ある程度の余裕、あるいは前倒し等の採用も、私の立場で言うことではありませんけれども、そういうことも一考していかなければいけないかなと思っております。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 職員数につきまして、上條議員よりいろいろと提言いただきました。経過ということ、どうしてこうなったかということ、私は何回も申し上げておりますけれども、平成9年でございます。ですから10何年も前の話でございますけれども。当山形村の財政状況は県下でワーストツーと言われたということで、前の村長さんが呼ばれ、総務課長が呼ばれ、県の地方課に呼ばれて「何とか改革をしな

い」という提言をされた。そこから始まって、これではいけないということで平成10年ごろ、職員数103名おりました。そのときには人口は7,000人台、8,000人までいったのが平成12年11月、8,000人突破したわけでございます。その前ですから、前の話ですから、人口は7,000人台だったと思います。103人は、とにかく人件費を減らそう、少数精鋭主義の道を行こうということで、前の村長を中心に改革をしまいったところでございます。

そんな中で、確かにここへ来て突発的な病気等ございまして2人の、言うなれば民間で言えばエリート社員と申しますか、村で言えばエリート職員が2人今、療養中でございます。そんなこともありまして、人数的には確かに、それぞれ課の課長を中心に、また、次長等園長を中心にしながら頑張っていたというわけでありましてけれども、いずれにいたしましても今の人数では、私の見る限りでは大変無理をしていたというように見ております。

しかしながら、経緯がございまして、三位一体の改革によってどのように、私どもといたしましては地方交付税がどれだけ減らされてくるか大変不安だったわけでありまして。実際問題、減らされたわけでありまして、あの改革が前もってなかったらかなり厳しい状況にあったのではないかと申すように私は思っておりますし、恐らく関係職員の人たちも、それは認識しているのではないかと申すように私は思っております。

そんなこともありまして、そこへもってきて平成17年から5年間に集中改革プランを策定いたしました。これは国の指示でございまして、それによって大改革をしてきたわけでありまして、職員をさらに絞ってきた。絞ってきたというのは、採用をできるだけ少なくしようということで変えてきたわけございまして、そんなこともあった中で大変無理をしたことは事実でありますし、現在も先ほど申し上げましたけれども、職員に大変無理をさせて働いてもらっているというように思っております。それは先ほど私が申し上げました数字にもあらわれておるわけございまして、そのようなことを経緯等もご理解いただきながら、私どもといたしましては、今後採用の数等についてもそれぞれの担当者と相談しながら頑張っていきたいというように思っております。

ちょっと戻りますが、「大課制」の件につきましては、どうしても役所というところは縦割り行政、これは皆さん、議員の方も発言された方もおられますが、どうしてもそれに走ってしまって、大変横断的な、要するに「課と課の垣根を超える」とか「枠を取り払って」という言葉を皆さん使いますけれども、そんな中で「大課制」が

考えられてきたわけでありまして、そんな意味でいろいろな面で融通性は効かせてきたわけでありまして、やはり中心は村民です。村民の皆さんの利便性というものを考えた中で体制、人事等をやってきたわけでありまして、その点をご理解のほどお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員。

○5番（上條光明君） 3回目です。答弁要りませんので、長くなるとほかにまだ2つあるものですから。

村長の言うことはよくわかりますし、私も冒頭にも言いましたとおり、財政健全化のためにみんなが苦勞してきたということはよくわかっていますので、ただ、そうはいっても山形村も、もちろん財政が幾らかよくなったから何でもやってもいいということは私は思っていないんですが、ただ、やっぱり時代時代のあれがあると私は思うのです。

だから、隣の村のことを言うこともないのですが、隣の村も役場はずっと建てないという方針だったようですが、幾らかそんなようなことも検討するというようなこともあるので、ぜひ、これから山形村の先々を見据えたときに、本当に職員がぎりぎりやって、そういうことでいいのかどうかということは、もう1回ぜひ組織の見直しに絡めて、村長は前から言っていますし、私もそれはよく知っていて質問しているつもりですが、やっぱり平成9年、10年のころはそんなところではなかったのも、もちろんこういうことをずっとやってきたことを私は間違っているということをここで言っているわけではないです。今こういうふうになったから、少し将来を見据えた中で職員の育成もきっちり、今やっていないというのではなくて、そういうことも考えていく時代ではないかなということを思ったということですので、その辺はこれ以上答弁要りませんので、よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、次に質問事項2「こんにちは赤ちゃん事業について」質問してください。

上條光明議員。

（5番 上條光明君 登壇）

○5番（上條光明君） それでは、第2の質問に入ります。「こんにちは赤ちゃん事業について」お伺いします。

少し古い情報ですが、昨年5月の新聞記事によると、松本市は平成21年6月から

始めた生後4カ月までの乳児がいる全家庭を訪ね、子育ての悩みを聞いたり情報提供したりする「こんにちは赤ちゃん事業」の実施状況をまとめた。これによると、悩みを抱え支援を必要とする母親の早期発見につながるなど効果が出ているとした。調査でも90%以上の母親が「訪問されてよかった」などと好意的だったそうです。もちろん山形村でも既に実施はしております。

質問に入る前に、一言済みません、通告書に書いてありませんが、質問の要旨は昨年5月の記事をもとに作成はしましたが、私が27日に通告書を提出したのですが、翌日の28日の新聞に昨年の調査の結果が記事になっていまして、ここにもありますが、ほとんど結果は同じような結果だということですので、それを前提で質問をこれからします。

1つですが、山形村ではいつごろから始めましたか。

2つ目として、だれが対応していますか。

3つ目として、具体的な事業内容、簡単でいいですが、どのようになっていますか。

4つ目、最近の実施状況は。対象者がどのくらいで訪問率はどうかというようなことです。

5つ目、訪問効果と母親の評価はどうかということ。

6つ目、何かそうはいっても問題があるかなということ、もしあればですがお願いしたい。

以上6つご答弁をお願いします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上條光明議員の2つ目のご質問に対してお答え申し上げます。「こんにちは赤ちゃん事業について」のご質問でございます。

初めの①の「山形村ではいつから始めたか」でございますが、平成19年度から次世代育成支援対策の一環といたしまして、「生後4カ月までの全戸訪問事業」として始まりまして。山形村では、平成20年度からこの事業の補助金を受けておりますが、新生児訪問は、母子保健の事業の一環としまして既に実施をしておりました。

次に、②番目の「だれが対応しているか」でございますが、これは保健師が対応しております。

次に、③番目の「具体的な事業内容は」についてでございますが、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問しまして、育児等に関するさまざまな不安や悩みを聞きまして、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しましては、適切なるサービスの提供につなげるようにしておるわけでございます。

それから次に、④番目のご質問の中に「最近の実施状況はどうか」ということでございますが、22年度で言いますと、65人の乳児の家庭すべての家庭を訪問させていただいたという報告を受けております。

次に、⑤番目の「訪問効果と母親の評判はどうか」でございますが、訪問に際しましてはアンケート調査をお願いしていますが、現在集計がまとまっておりません。集計が出ましたらご報告したいと思っておりますが、訪問して聞いている範囲では、評判はよかったと聞いております。

次に、⑥番目の「何か課題はありますか」についてでございますが、訪問した際、保健師だけでは対応できないさまざまな問題もあるそうでございます。いかに情報を活用していくか、また、家庭関係が希薄になりつつある現代社会では、子育て経験者からのさりげない言葉で心から癒される場面があるのではないかと考えられます。地域全体で子育てを支援することができる環境づくりが大きなテーマと考えます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、再質問があれば質問してください。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） この事業は厚生労働省の提唱で各自治体がやり始めたということで、今、村長のお話だと山形村は19年からやっているということで、さすが福祉の村づくりということで数年早く始めているのですね、松本あたりより。背景には、核家族だとか少子化に加えて地域社会の結びつきもよくなる中で、身近な場所に話し相手や相談相手を探す母親のニーズがあるということが記事になっておりました。

それでは、2回目の質問に入ります。

今、いつごろから始めたということで、19年から始めたということで、これは再質問することもありますので。

2番目の「だれが対応しているか」ということで保健師さんがしているということ。松本などの記事でいくと、民生児童委員さんがやっているというような載っていましたが、山形村は保健師さんがやっているということで、先ほどのお話でいくと

65人すべて対応したというようなことですが、保健師さんもいろいろお仕事を持っている中できつと対応されていると思うのですが、担当する保健師さんのすべて大変だということすべてが大変になってしまうのですが、1回訪問するということですか。人によっては、いろいろ悩み事によっては2回、3回というような複数回対応するかどうか、その辺だけ教えてください。

具体的な内容は、先ほど4カ月までのすべての出生児に行っているということで、もうそれはいいです。

山形村では、よその市のことはあまりいろいろ言うことはないですが、記事によると松本では木製のファーストスプーンを贈っているというようなことが記事に載っていたのですが、山形村はそれに類似したというようなことをしているとしたら何か。古い話かもしれませんが、昔、子どもが産まれるとイチイの木だったでしたか、記念樹をやるというようなことだったときもあったようですが、植えるところがないとか、いろいろあれで何か変えたというようなことも聞いているので、今はどんなようなことをやっているか、ちょっと教えていただければと思います。

それと最近の状況ということで、65人すべて100%やったということでご苦労さまでしたということですが、100%やる状況、多分1回行ってすぐ行き会えるというようなことがないもので、2回、3回というようなことをどんなように、電話かけアポとってから行っているのか、当然そうかとは思いますが、65人、結構全部回ってお話するというのも大変だな。ご苦労さまでと思うのですが、その辺をちょっとお願いします。

それとあとアンケートは集計がまとまっていないということなものですから、評判は、アンケートは集計していないけれども評判いいということですので、やる効果はかなりあるのかなということで、ぜひ引き続きやっていただきたいということ、これは答弁もないですね。

あと課題のところですが、保健師さんだけでは対応ができないというようなことで、1つ訪問を拒むという言い方はあれかもしれませんが、来てもらっては困るという人はいないと思うのですが、100%行ったということですからあれですが、100%行き会っているということは、来てもらっては困るという人はいないということではないわけですね。確認のために、そこら辺をちょっと。

○議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 最初に1つ誤解を招くといけないのですが、この事業

は19年度から始まったのですが、国から交付金をいただいて始まったのは、うちは20年度からということですので、この事業自体は20年度から。ただ、母子保健としては既に昭和の時代からやっていたということですので、そこだけ済みませんが誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから回数ですが、4カ月までにやはり最低でも1回ということなのですが、あと健診が母子保健の方でありますので、そちらの方で対応したり、状況によったら複数回という状況もあります。

それからあとスプーンの関係ですけれども、私どもの方もプレゼントのファーストスプーンということで、金額的には100円ぐらいのものなのですが、差し上げているということでございます。

それからアンケートのことなのですが、信大の方と協力してやっておりますので、集計はまことに遅れて申しわけございませんが、22年1月から実施しておりますので、先ほど言ったみたいにまとめ次第またご報告申し上げたいというふうに思います。

それから拒んだ人はいないかということで、とりあえず全部回らせていただいておりますので、電話のときに多少嫌だという方はいるかと思うのですが、確実に「だめです」という方については、私どもの方も訪問できませんので、それ以外の方は全部回らせていただいていると報告をいただいております。今のところそういった方はいないかというふうに思います。

また、そういった中でもって、いろいろな問題点をこちらの方へ帰ってきて、そういうようなところと協議をした中でもって、よりよい子どもの育成のためにということで検討しているということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員。

○5番（上條光明君） 3回目ですが、山形もファーストスプーンをやっているということですね。ちょっと簡単でいいですが、教育委員会に属してしまうとまた面倒になるのであれですが、ファーストブック事業というのは、これは教育委員会でやっていることで、この赤ちゃん事業でやっていることではないのですね。それだけちょっと、関連は当然あると思うのだけれども、それだけちょっといいですか。あまりそれ以上は要りませんけれども。

○議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 教育委員会の部局のことなのですが、この事業

と直接には関係ないというふうに伺っております。

○議長（神通川清一君） ただいまの発言で質問は3回になりました。2番目の質問はこれで終わりにします。

次に、上條光明議員、質問事項3「森林化した耕作放棄地の『山林』手続について」質問してください。

上條光明議員。

（5番 上條光明君 登壇）

○5番（上條光明君） それでは、最後の質問事項に入ります。「森林化した耕作放棄地の『山林』手続について」お伺いします。

松本市は、実質的に森林化が進む耕作放棄地を森林法に基づく「山林」に指定替えをする手続に入る方針のようです。ねらいは、農地として維持できると見込まれる土地に支援策を集中する一方、国の補助対象になる山林にすることで整備を促すことだそうです。もちろんただ単に地目を変更するだけで根本的な耕作放棄地対策にはなるとは私も思っていないですが、ただ、こういうことをやっているということで、そこで、質問いたします。

①つ目ですが、山形村では耕作放棄地のうち森林化した面積はどのくらいありますか。ないのかもしれませんが。

②番目として、山林に指定替えする手続は、山形村として現段階では必要と感じていますかという、この2つの質問をご答弁願います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上條光明議員の3番目のご質問「森林化した耕作放棄地の『山林』手続について」のご質問にお答えしたいと思います。

初めの①番の「山形村では、耕作放棄地のうち森林化した面積はどのくらいあるのか」でございますが、現在把握している森林化した面積は、5筆で4,310平方メートルであります。

次に、②番目の「山林に指定替えする手続は、現段階で必要と感じますか」についてお答え申し上げたいと思います。

指定替えすることにより、さまざまな問題が考えられますので、現段階では必要・

不必要を判断するまでには至っておりません。森林化の発生場所、所有者の意向や状況、耕作放棄地となった原因などを総合的に勘案しながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、再質問があれば質問してください。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 2つのことですが、記事によると松本市は、背景には受理に迫われ整備がままならない土地が中山間地に広がっているという危機感が、松本市といってもうんと広がったものですから、そういうところがあるということだと思っております。本村は平成23年度の村長施政方針でも触れていますが、5年に一度行われる世界農林業センサスの経営体調査によると、本村の耕作放棄地は5年前と比べて減っているというような施政方針のところにも書いてありまして、そういう意味では松本市とかよその市町村と比べて、まだまだ放棄地などもあまりどんどん進んでいるというような背景はないものですから、今の答弁のように、そこまでやる必要はないかなというようなことなのですが。

1つだけ確認といいますか、今、答弁では今のところ5筆で4,000平米ぐらいだというたしか答弁だと思います。広さからしても、それほどな広さではないので、ただ、山林化の地目変更をしたからといって現状がよくならなければ何の意味もないので、あまりそれに労力を費やすのもどうかと思うのですが。

ただ、これから先、増えることないと思うのですが、そうはいつでも今日午前中に同僚議員の「柵をつくれ」とか、いろいろな方策をやっていく中で森林化というのは防げるところもあるかとは思いますが、これからも、今までもそうだったように、農業法人のご協力を得ながら、整備の施策や安定したそういうのにやっていく必要はあると思うので、ぜひ1年に一遍がいいのか、2年に一遍ぐらいがいいのか、当然農業委員さんを含めてこういう調査は毎年、これは5年に一遍の調査をもとに言っているのですが、毎年現場を見たりチェックはしていると思うので、あまりそういうことが進むようなことがあれば、今、早急にやることは山形の場合はないのかなと思いますが、ぜひ、そんなことを念頭には置いていただきたい。

それと今の森林化にするのが何回も言うとおりの目的ではありませんので、ぜひ荒廃農地をできるだけ現状くらいで抑えるような施策を継続的に続けていただきたいということで、一言だけ答弁いただければ。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 山形村の森林化の面積は、先ほど申しましたように、松本市の私も信毎の記事を読まさせていただきまして、松本市は相当面積があるということで、遊休荒廃農地を減らすには、そういった山林化もしていかなないとなかなか減らないということかと思えます。

山形の現状を見ますと、5筆、いずれも山際ということでございます。森林化ということになりますと農地法が外れるものですから、メリットとしては山林になれば山林の整備にはお金が出てくるかなと思うのですけれども、反対に規制がなくなるものですから、資材置き場とか、そういった周辺の環境に与える影響ということも懸念されるということでございます。

山林化につきましては、今のところ、先ほど村長が答弁するように、必要・不必要まで、面積が少ないものですから至っておりませんが、県も林務部、それから農政部の連携の中で、こういったところの調査もしていくということでございますので、そこら辺を見きわめてまいりたいと思えますし、先ほども議員さんからも答弁がございましたように、山形の場合、法人さんが結構耕作放棄地を減らすために農地を借りてということがかなり進んできております。耕作放棄地に対しましては、この地域でも村独自というより松本地域を挙げて取り組んでおります。補助事業等もあるわけですが、その中で耕作放棄地が増えないような努力は今後も、村といたしましても、また、農業委員会といたしましても、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（神通川清一君） 以上で上條光明議員の質問は終了しました。

ここで、質問順位を変更していただきたいということでございます。先ほど申し上げた小野保健福祉課長が私用のため順序を変えていただいて、三澤一男議員の先に竹野議員の質問をお願いしたいということですが、いいですか。

いいですか、ご了承いただけますか。三澤議員、済みません。

◇ 竹 野 園 麿 君

○議長（神通川清一君） それでは、質問順位11番ですが、10番ということで、竹野園麿議員の質問を行います。

竹野園麿議員、質問事項1「人口動向をどうとらえるか」について質問してください

い。

竹野園麿議員。

(7番 竹野園麿君 登壇)

○7番(竹野園麿君) 議席番号7番、竹野園麿です。1つ「人口動向をどうとらえるか」について質問します。

日本の人口が減少に転じたと言われてから既に久しく、今日ではすべての国民が認識を共通にしているところであります。それは2004年がピークで、2005年から減少に転じたと言われております。しかし、これは全国一律の動きではなく、現在も増え続けているところもあれば、極端に減少しているところもあります。

行政が目的とする主たる対象が国民、あるいは住民であるため、人口の減少は国、地方を問わず行政にとってはさまざまな課題を生み出してくると思います。

さて、当村は長い間、人口減少という悲哀に直面することなく今日に至っています。他の多くの自治体が人口減少に歯止めがかからず、さまざまな対策を練り出している中、将来も人口は増加すると見通し、我が世の春を謳歌してきましたが、今も人口減の心配は不要でしょうか。

毎月配布される広報の表紙に記されている人口動向を見ていて、ここ数カ月の人口がマイナスになっていることや、昨年は8,800人を超えていたのに、最近では8,700人台に落ちていることなどから、私なりにその傾向を分析してみました。

使用したデータは、役場がインターネットで公表している人口動態です。あまり前の、つまり古いデータはこの傾向を見るのにむしろ適正を欠くと考え、平成3年から平成22年までの20年間分を使ってみました。

結果を簡単に申し上げますと、自然動態では20年間の出生の平均が66人で、死亡が77.6人です。この平均に対し、ここ数年の出生数は1割ほど減っております。つまり60人くらい。逆に死亡は2割ほど多くなっています。つまり100人くらいです。

さらに、社会動態の平均は、転入数が385人で転出は270人となっていて、転入数が転出に対して非常に多いために人口増の状況を来してきた。しかし、ここ数年の転入者数は20年間の平均に対し1割から2割減少し、転出者数はほぼ平均と同じ数字となっています。つまり、自然動態、社会動態ともに減少していることが見てとれます。人口動向は的確で早くキャッチし、対策を打つことが重要だと思います。私のつたない分析ですが、村長はどのようにとらえられているか、次の点についてお伺

いたします。

1つとして、人口動向をどのように現在分析されていまいか、根拠を示していただきたいと思ひます。

2として、この人口の傾向を見て村の行政にとって懸念されることはどんなことか。

3つ目として、歯止めをかける対策について村長の所見をお伺ひいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、竹野議員から出されております質問事項1の「人口動向をどうとらえるか」についてのご質問にお答えしたいと思ひます。

まず1の「人口動向をどのように分析されているか」でございますが、人口は多くの要因によって常に変化しており、この変化の中でとらえられた人口を「人口動態」と呼んでいることはご承知のとおりであります。山形村のホームページに掲載しております人口動態につきましては、竹野議員の分析のとおりでありまして、出生・死亡による自然動態の増減は、平成16年から7年連続してマイナスとなり減少傾向が続いております。

転入・転出による社会動態の増減は、平成11年の減少以外は引き続き増加しているものの、全体としては増加数、増加率が一時期に比べまして増加しているわけでございますが、わずかになってきているのが現状でございます。

昨年10月に実施されました国勢調査の結果の速報値によりますと、山形村の人口は8,427人で、前回に比べて、前回というのは平成17年でございますが、前回に比べまして232人の増、2.8%増加しておりまして、長野県内77市町村で増加数が6位でございました。それから増加率は5位となりましたが、人口の構造を示す基礎的な資料となる人口動態などで長期的に見ますと、人口が自然動態及び社会動態とも全国・長野県と同様に減少に転ずるものと予測されております。

次に、2番目の「この人口の傾向を見て村行政にとって懸念されることは何か」というご質問でございますが、お答えしたいと思ひます。

村の将来を考える観点から、過去から変遷と未来への展望を試みて、人口動態からの分析は欠かせません。

全人口に占める「年少人口」の15歳未満及び「生産年齢人口」の15歳以上65

歳未満は減少して、「老年人口」の65歳以上の割合は増加に推移し、人口が減ることと高齢化社会になることは確実でございます。そして日本経済は、少子高齢化とともにゆっくり経済が落ち込んでいく確率が高いと予想されております。

現下の人口状況は、国・地方ともに極めて厳しく、少子高齢化の対策は国・地方に共通の重要な課題であり、国から地方に負担を転化するような施策を行わないことが重要であると思っております。

少子高齢化が進んで、老年人口ばかりが増えて、年少人口と生産年齢人口は減少し、そして人口は減少する状態では、住民に社会保障全体サービスを直接給付している地方の役割は大きく、今後改めて社会保障全体の必要性を試算した上で、地方の安定財源を確保するとともに、これからのサービス制度を見直すことが必要となるわけでございます。

国立社会保障・人口問題研究所は、日本の人口は44年後、2055年には8,000万人台となるということで警鐘を鳴らしております。極めて深刻な日本の将来像を突きつけられているわけでございます。

経済の活力を維持するための労働力の確保、年金や医療、介護等社会保障制度は維持できるのか、政府の少子高齢化対策はどのようになるのか、大変危惧するところでございます。

3番目の「歯止めをかける対策について」でございますが、お答えしたいと思います。

人口の減少をとめることは難しいことでございますが、その減少のスピードを緩めることは可能であり、かつ必要な施策であり、国・地方において人口減少の緩和を明確に位置づけるべきであり、残された時間は多くはありません。

少子高齢化の対策に当たっては、国と地方が相協力しつつ行うとともに、医療・介護・雇用、そして年金制度・行財政など、現在の制度・政策の組み替えが必要であり、抜本的な改革による再構築が求められます。

議員及び住民の皆さんにおかれましては、かねてから村の行財政の運営についていろいろのご配慮をいただいているところでありますが、村を取り巻く少子高齢化・人口減少の時代に対応した将来を見据えた助言や、住民と行政が一体となった取り組み、それを十分に踏まえた対応、所要の措置の実現について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

つけ加えますが、当山形村の高齢化率でございますが、22.6でございますが、

現在のところは県下で3番目に低いという状況であります。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、再質問があれば質問してください。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） ちょっと私が聞いた「傾向についてどのようにとらえるか」に対する村長の答えがはっきりしませんでした。私の分析が間違っていないというふうな答弁でしたが、私はそれからいくと減る、今はもうターニングポイントぎりぎりのところにいる、そのように私は分析して話を申し上げたわけです。

確認のためにもう1回聞きますが、先ほども村長は言っていましたが、国立社会保障・人口問題研究所の資料、ずっと前に出された資料なのだけれども、これをもとに2009年10月につくられたものでは、県でつくったのだと思うけれども、その当時、県下81の市町村で2030年まで人口が増え続けるのは唯一山形村のみというふうになっています。この数字、私は今これはもう当たらないというふうに私は見ているのですが、これは今も信頼できる推計というふうにとらえているかどうか、はっきりお聞きいたします。

それからあとこういった今まではどんどん増えてきたけれども、人口がそういう状態からいわゆる平ら、平らは一定の時期を過ぎたら必ず落ちる方向になっていく。そういったときの行政の懸念されることだとか、あるいは対策というものについてあまり具体的なことが話されませんでしたけれども、例えばこれまで増えてきたのは、やっぱり松本市のベッドタウンという立地によるところが多かったというふうに思います。ただ、それだけではなくて、当時ジャスコだとかアイシティ、そういった企業を積極的に誘致して、村のイメージアップにつなげ、村の活力を与えたという、そういうことが大きな効果があったと思いますが、村長はどう思うか。さらに必要と思うかどうか、その辺をお聞きします。

それからもう1つ、行政に直接どのような影響が出るのかどうかという、人口がもし減り出したら。例えばで聞きますが、今、上水道、下水道、それぞれ建設が終わっています。上水道は今現在、まだ約9億円近い借金が残っているし、下水も今年度の予算書の中では39億円あまり残っています。人口が減ってきたら、この償還するのにやっぱり1人当たりの負担はどうなるのか、私は単価が高くならざるを得ないのではないかというふうに思うのだけれども、どう考えるか。

それからもう1つ具体的に聞きます。施設、終末処理場などにある大きな土地、プ

ールは3つ分が予定されているのですが、人口動向を見て今後、今2つでやっているのだけれども、2つでこれからこの人口の推計だとしたら今の2つのままで処理が可能かどうか、3つつくる必要があるかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

それからもう1つ聞きますが、これは財政の問題ですが、今、村税と言われる中で92%を占めている住民税と固定資産税、自主財源の中の92%を占めています。この自主財源というのは、25%が留保財源として交付税の計算をされるときに除いて計算されるので、その分は交付税が落ちないという、いわゆる余裕の金といいますか、言葉はあまり正確ではないのだけれども、そういうことでもって自主財源というのは非常に大事なものであります、村の財政に余裕を与えるには。

人口減少というのは、直接住民税が減ってくる。つまり、増える要素がなくなってくるから直接影響するわけです。2つの固定資産税と住民税を合わせると、見てみると6年間の平均では1年に2,000万円ずつ増えています。そんなことがありますので、財政にはどんな影響が出るのか。幾つか今、質問しましたので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） それでは、これから本村の将来の人口の推計、推計人口といえますか、これが先ほどお話にありましたとおり、国立社会保障・人口問題研究所が国調をベースに推計した長野県の市町村別の将来推計の人口表によりますと、本村におきましては、平成27年には8,905人、10年後の平成32年は9,121人、平成37年には9,255人、平成42年には9,309人となっております。この数字は、私はこのまま推移できるものと思っております。かなり正しい線であろうかと思っております。

というのは、恐らく心配しているのは、私もさっき答弁に中で申し上げましたけれども、平成12年11月に人口8,000人を突破いたしました。年々増加いたしまして、平成17年の国勢調査におきましては、人口の増加率が県下でトップでございまして、増加率が6.3%という結果が出ております。

そんな中で、他の市町村からは「何で山形村はそんなに人口が順調に伸びているのか」というご質問等もございましたけれども、確かに山形村は松本市、それから塩尻市のベッドタウン化ということは大きな要因となっておりますし、そこにはアイシティがあり、また、イオングループのジャスコ等があるということ、また、自然がいっぱいある。多くの方が、「何で山形村へ来られましたか」とお聞きしますと「自然が

いっぱいだ。人柄も非常に親切である」という答えが返ってきております。ちょうど市内にもし土地を持つとすれば地価も高いというようなこと、それに比べて山形村は土地代が安いということの中で、理想とすれば若い人たちは、ちょっとした1軒の家でちょっとした庭、ちょっとした家庭菜園もできるようなところ、ペットも飼えるところというのが理想ということで郊外にある山形村を選んだという答えを何人かの方からお聞きしているところでございます。

人口動態を見てみますと、去年は本当にお亡くなりになられた方が90人でございまして、産まれた赤ちゃんが58人という結果が出ております。そんなこともあったりして、去年は極端であります、また最近ちょっとここへ来て亡くなられた方が多くなってきておりますけれども、これはいろいろ過去のところを見てみますと波がございまして。

ですから私は、さっきは今後大変な問題になるということでありましてけれども、流れを見てみますと、8,800人になったのがおととしの9月でございました。それからしばらく8,843人まで伸びてきましたけれども、今年の2月、ガクンと落ちてしまいました。8,800人を切ってしましまして、どうなるだろうかという心配はしたわけでございますが、その要因として私ども分析したわけでございましてけれども、要因としては、厳しい財政状況下で、松本市や塩尻市に勤務されております本村にあるアパートに住まわれている方々、会社の都合によって違う場所に異動または母国へ帰られた方が多かったということでございます。特に外国籍のある方が今年の2月、3月ごろ、大分山形から離れていったという結果が出ております。

それから先ほど申し上げました、ここ1~2年産まれる赤ちゃんとお亡くなりになられた方のバランスが崩れてきているということでございます。先ほど申しましたとおり、昨年の統計を見ましても、90人お亡くなりになられたのに対しまして産まれた赤ちゃんが58人という結果があります。大体平均して産まれる赤ちゃんが75人ぐらい、亡くなられる方が65人から70人ぐらいという推移で来たわけでございましてけれども、おかげさまでここへ参りましてまた人口が徐々に、微増ではありますが増えてまいりまして、8,800人にマイナス1人、8,799人という結果が6月1日現在出ております。

私が思うには、今度、山形から和田の境に第2臨空工業団地ができて、いよいよ今年の11月から分譲が始まるということで、大きな企業も既に予約の予定だということを知っておりまして、そうすると山形から和田までは続いてしまうのではない

かということで、必然的に山形の方の住宅需要は、特にアパートの関係などで山形の方へ人口が流れてくるのではないかというような、楽観的といいますか、そのような私なりの推測といいますか、そんな予想を立てておるところでございます。

ですから人口が減るということは大変なことございまして、以前にも私は申し上げましたが、1家族が山形村へ住む場合、また、町へ住む場合、市に住む場合、約1億円の経済効果があるということをお聞きしております。考えてみれば、土地を買ったり家を建てたり、そしていろいろな備品を買ったり、また、いろいろ家族で1億円は、確かに考えてみればそのくらいするのかというように、消費するのかなというように考えたところでございます。

答えになったか、私のお答えの中で落ちがあると思いますので、それぞれの担当より落ちの部分は答弁申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○7番（竹野園麿君） 時間がないので、プールの話だけ。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 下水道の池の関係でございますが、今現在2池がございます。処理能力が1棟1,800ですので、今3,600立米処理をすることができわけでございますが、21年度末でこれは2池最大の流量が2,400ほどございましたので、それを計算しますと現在の稼働率というか、あれが67%。ですから今現在はまだ23%、2池では能力があるわけでございますが、先ほども出ていますように、これから人口の伸び、それから企業進出等によっては2池では不足することも十分今後考えられると思います。その年度というのは、今、3池はいつにすることまではまだ想定はできないわけですが、近い将来そういったことも、3池が必要になるということも当然考えられるということでございます。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、よろしいですか。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） まだほかに質問して答えてもらっていないけれども、それは結構です。

最後に質問しますが、どうも私の分析した見通しと村長の見通しと違う。つまり村長は希望的なのではないかな。あくまでも国立社会保障・人口問題研究所の長い時間の向こうの見通しをそのまま信用できるものだというふうな見方のようですけれども、それは村長の見方としてしょうがないことだというふうに思います。

いずれにしても、人口は私は増えないというふうに思います。今そういった日本全

体が、最初に申しあげましたように5～6年前から減少傾向に入っている。このことは村長も認めていますので、たまたま今まで山形が増えてきたのは地理的な利があつて増えてきた。いずれにしても、これだけ増えてきた。つまり国の動向よりも5～6年増える傾向にあつたということは喜ぶべきことだったろうと思いますけれども、ずっとそういうふうな見方は非常に危険だというふうに思います。

私は、人口は増えない。むしろ、これからは減るのだという、そういう見込みの中でもって、一般的に例えばヨーロッパの先進国なども人口は減っている。つまり特殊出生率というのですか、それは2.0幾つなければ人口は維持できない、あるいは増えないのだけれども、それも切ったままだ。そういう中でもって、「今、日本の社会は成長社会から超成熟社会へ入っている」というふうに言われています。それは結局、「社会のあり方、行政の進め方なども量より質の方へ変えていかなければならない」というふうに言われています。

私は、菅直人首相が少し前に「最小不幸社会の実現」というふうなことを言っていました。それを1つの目標にするのだというふうな。しかし、これは何か、私はこれはいいことだ。やはり社会的弱者、底辺にいる方を今、救い上げるのだ。格差社会の中で今、行政として一番必要なのはそこだというふうに言われていましたので、私はそれはすごくいい発想だというふうにとらえていましたけれども、何か言葉というのですか、ネガティブな発想だというふうなことで最近ちょっとあまり言われなくなっておりますけれども、1つだけ村長に、この点、村長はどのように感じているか、考えているか、簡単にお答えください。

○村長（清沢實視君） 私はいつも慎重派と言われておりますけれども、村の将来を考えたときに、人口が減っていくから大変だ、大変だ、それに対応していかなければいけないという、それよりも、村をいかに発展させて、また、生活が豊かになっていくかという、その発想のことが村のリーダーとして大事だというように常々思っております。

過去においても、三位一体の改革のときもそうでしたし、また、過去のいろいろの壁にぶつかったことが何回もありましたけれども、やはり乗り越えるためには、前途に明るい希望、住民の人たちに日ごろより明るい希望、それを持たせなければ村自体の発展はないと思っております。

ですから実際問題、人口が減ってくるから大変だ、大変だ、それはわかりますけれども、山形村においては、数字を見ていただいても明らかにその自治体よりは人口

が増えている。活力ある村ということで認められていることでございます。これは自他ともに認めていることでもありますけれども。ただ、流れとして、そういう警鐘は鳴らされていることも心得ていなければいけないということを常々私は心得ております。

ですから人口数に関しては、あくまでも私どもといたしましては、山形村に魅力ある村として、また、活力ある村としてなるために、それぞれ努めていかなければならないというように、私はその点ではリーダーとしての、村のリーダー的な存在として頑張っていかなければいけないということに思っておりますので、その点につきましてはご承知願いたいというように思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員に申し上げます。ただいまの発言で質問は3回になりました。よって、1番目の質問を終わります。

次に、竹野園麿議員、質問事項2「障がい者福祉対策と産業振興について」質問してください。

竹野園麿議員。

（7番 竹野園麿君 登壇）

○7番（竹野園麿君） 2番目の質問をいたします。「障がい者福祉対策と産業振興について」。

経済の低迷は、東日本大震災と相まって先の見えない深刻な状況となっている。若い健常者でさえ必死の就職活動をしても、なお職にありつけず、将来に明るい希望を持たない日々を送っている人が全国にあふれていると言ってもいいありさまであります。この状況は、障がい者にとっては一層厳しいものであり、行政の支援が強く求められています。

さて、村長はこれまで「福祉の村づくり」を標榜し、ローカルマニフェストにも表明してきました。また、「産業振興を強力に推進する」ともうたってきました。

私は、このほどある人からフランス鴨の飼育から処理、販売までの事業を立ち上げたいとの相談を受け、内容を聞く機会を得ました。これは既に村長にも伝わっていると聞いておりますので、内容については村長は十分にご理解されていることと思えます。

ご承知のとおり、この事業、この話は、大きな事業ではありませんが、障がい者が携わることができるものであり、まさに障がい者の自立に向けた職場づくりにつながったものと考えます。

また、この事業は松本平の地域にはない事業でもあり、オンリーワンの地場産業として定着させれば、村のブランドになる夢を抱かせる事業でもあると考えます。村の人口増にも少しは資する施策でもあると考えます。

このような観点から次のことについてお聞きいたします。

1つ、現在、障がい者の福祉対策として行われていること、また、今後考えていることは何ですか。

2つとして、主たる産業振興対策はどんなものでしょうか。

3として、事業の支援に向け、村として前向きに取り組む考えがあるか村長の所見をお伺いいたします。

1回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、竹野議員の2つ目のご質問に対して答弁申し上げたいと思います。それは「障がい者福祉対策と産業振興について」でございます。

初めの1の「現在、障がい者の福祉対策として行われていること、また、今後考えていることは」についてお答えしたいと思います。

障がい者が自己実現を図る、あるいは社会の構成員としての役割を果たす上におきまして、職業生活において自立することの意義は極めて大きいものがあります。より効果的に就労に向けた支援を進めるためには、障がい者雇用の分野の施策に加えまして、福祉サイドから取り組みを進めまして、障がい者の雇用・就業を強力に推進する必要がございます。

このようなことを踏まえまして、障害者自立支援法におきましては、障がい者の就労を支援する事業として、就労移行支援事業と就労継続支援事業があります。福祉的就労から一般雇用への移行促進を図っておるところでございます。

山形村といたしましては、障害者自立支援法によりますと、就労移行支援及び就労継続支援を行っておるところでございます。村では、ご承知のとおり、しゃぼん玉塾が小規模の作業所として設置されておきまして、村といたしましても支援をさせていただいております。

今後におきましても、松本市、塩尻市、安曇野市及び東筑摩郡の3市5村で設置しております松本障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携を密にいたしまして、就労

に向けた支援、就労後の支援を行っていくとともに、相談支援センターと連携し、求職活動に対する支援や、その適正に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のための相談等体制をさらに充実させてまいりまして、障がい者の一般就労を促進してまいりたいと思います。

次に、2番目の「主なる産業振興対策は」でございますが、山形村の基幹産業は何と申しましても農業であります。その農業も販売価格の低迷等厳しい状況が続いておりますが、我が山形村を見渡しますと、野菜、果実を中心に農家の方々、特に近年は若い農業後継者も増えつつありまして、脈々と農作業に取り組んでいただいております、力強さを感じておるところでございます。こうした中で、今後は農業も商工業もともに連携しまして、一部は観光農業も始まっておりますが、付加価値を高める取り組みも必要になっていると思っております。

3番目の「事業の支援に向け、村として前向きに取り組む考えがあるか村長の所見をお伺いします」というご質問に対してお答えしたいと思います。

信州フランス鴨の会の方が見えられまして、フランス鴨の飼育から加工・販売の一貫生産による地域活性化の振興を図っていきたい旨のお話がありました。現在、中信地区には加工処理する施設がないため、北信の中野市の加工所まで運搬して処理をしているようでございます。運搬経費等から、また、鴨の飼育場所も安曇野、山形、筑北、松本市の四賀、島立、新村とこの地域であるため、この中信地区での加工処理場の設置を目指しているとお聞きいたしました。松本市内で2カ所ほど候補地があり当たったようでございますが、公害等の心配もあるとして地元の理解が得られなかったようでございます。現在も加工処理が可能な候補地がないか当たっているようでございますが、なかなか思うように進んでいないようであります。

村といたしましては、あくまでも民間レベルの計画でありますので、地元の対応を含め事業者でのご努力をさらにお願ひしたいと考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、再質問があれば質問してください。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 今の答弁で村長のいわゆる障がい者の一般就労へ向けた強い熱意があるということを確認させていただきました。私は具体的に、じゃあ、村長がそういう強い障がい者支援の気持ちがあるということで、私はフランス鴨事業を通じて一般就労となる職場確保のために提案をしたいと思っております。

フランス鴨の事業を村の産業として取り入れるように推奨する理由を申し上げます。多分村長は知っていると思いますが、ソーシャルビジネスとして信州フランス鴨事業を山形村に取り入れるメリットはということで、ソーシャルビジネスというのは村長ご存じだと思いますけれども、もしわからない人がいればいけないので若干解説しますが、現在解決が求められている課題に取り組むことを事業活動の使命にしていることというふうに言えば大体の内容や意味が伝えられるかというふうに思いますが、そのメリットは、1つとして、この事業そのものが他にないため特産品となり得る要素が高いこと。村の特産品、ナガイモやそば、アスパラ、ブルーベリー、ワインなどと融合させた新たな特産品を生み出す土壌があること、ここへはスカイランドきよみずの料理、目玉商品として載せることなども考えられるのではないかなというふうに思います。

それから山紫水明な山形の土地は、フランス鴨のブランドづくりにかなっているということ。大都会だとか松本市だとかという名の知れた大きな都市ではなくて、こういう農村風景、山の風景のあるところがフランス鴨の名前にふさわしい。

農業観光、社会福祉などの面で、新たな雇用の創出で村の活性化が大きく期待できることである。特に私はこの中で処理だとか生産だとかという、そういう仕事において障がい者が一般労働者と同じ立場で仕事に携わることができる、そんな大きく期待されるという、そこで今、申し上げたようなことが、私はぜひ村へこの事業を取り入れていくことを推奨する理由でございます。

そこで、具体的に私は提案したい。終末処理場、先ほど人口問題のときもお聞きしましたが、いわゆるフォーターパルの敷地を利用できないかということです。もちろん下水道施設として今、目的が決められているわけですので、もし施設として返す場合は、もちろん無条件で復元して返す、そういう条件のもとに。これは単なる民間企業への貸付とは意味が違うということを申し上げたい。いわゆる障がい者、弱者支援の社会福祉政策というものを村が行うということ。これは、私はこういった企業の経営に村が直接タッチすることは賛成しません。以前にも「三セクだとか、いろいろな企業からは行政は手を引け」ということが言われております。

こういう障がい者の職場、それを村が貸し付けることによって、ある程度貸付条件等を通して障がい者の職場確保、それから労働条件などに一定のかかわりを持つことが可能であるというようなことで、村の公有地をこのような形でもって使用することは非常に私は有効ではないかな、そういうふうに思いますが、この質問についてどの

ように考えているかお聞きいたしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） ただいま終末処理場の空いている土地を活用したらどうかということでございますが、実は下水道処理場の用地でございますが、敷地面積約1万9,000平米、1.9ヘクタールでございますが、うち、現在ございます処理棟施設、それから南側の池2槽、それから将来考えられる3槽の池の増設予定地を含めまして約1.5ヘクタールは国の補助を得て購入したものでございます。ほかのものということになりますと、目的外使用ということも十分考えられます。

実は今週、会計検査員の会計実地検査が長野県内に入りまして、県内のすべて、ほとんどの下水道処理施設の運転状況、それから用地の利用状況の検査が行われております。昨日の午後でございますが、当山形村にも検査員が参りました。特に施設的には問題なかったわけでございますが、今回、会計検査員の調書提出文を見ますと、目的外使用の状況、あるいは貸付の状況等も検査員も着目しているということで、こんなこともございます。

それから議員さんも十分ご承知かと思いますが、処理場建設に当たりましては、平成5年9月に下流域の皆さん、これは松本市の神林、今井、和田の町会の方々、それから関係の議員さん等交えて、松本市と交わした協定書がございます。これにつきましては、年に1回下水道処理場の運転管理に関する協議会を開いておりまして、放流水質の状況、あるいは施設の状況を年1回確認していただいております。こんなこともございまして、目的外使用ということになりますと、この辺の下流域の皆さんとの協議も当然必要になってくるかなというふうに思っております。

それから何よりも、あそこは上竹田地区になりますけれども、すぐ処理場の近くには住宅が接してきているということでございます。周りを見ますとJAの堆肥センター、それから少し離れますがサンクスBB（最終処分場）、それから畜産団地等もございます。そういった住民の皆さんのコンセンサスというか、理解というものも当然必要になってくるかなというふうに思っております。

それからたしか地方自治法を見ますと、「その用途、または目的を妨げない限度において条件を満たす場合は貸付等もできる」というような条項もあります。そこら辺はあるわけでございますが、いろいろな面もそれぞれ考えていけないかなというふうに思っております。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 障がい者福祉の一環としてフランス鴨の施設をという、私は社協の方で役員をやらせていただいている関係上、お気持ちも十分わかりますし、私たちとすれば何とかならないかということでもいつも村長などと話しているところでございます。今日は傍聴の皆さんもいらっしゃいますが、昨年も代表者の方がいらっしゃいまして、そして具体的な説明をいただきました。今やはりいかに弱い皆さんと一緒にこの村をつくり上げていくか、大きなテーマでありますし、そういう中で山形村がどのように協力して一緒に生きていくかということが大きな問題でございます。

実は、正直言いましてあちこち私どもとしても当たらせてもらったり、お聞きもしているのは事実でございます。ただ、先ほど課長が申し上げたように、やっぱり最後は住民の理解ということになります。これはどうしても、行政の方でどうだどうだということでも、やはりそれを受け入れていただくところのそういう雰囲気なり土壌があるかどうかということでございます。今、具体的にウォーターパルのことをおっしゃいましたけれども、幾度となくお話も聞きましたし、ちょっと個人的にも当たらせていただきました経過もございますが、なかなかいざとなりますと理解が得られていないのが現状でございます。

そういう中で、松本市さん、大きなところもいい方向に向かっていないというのは、そういう悩みがあるのではないかと考えております。こんな小さな村でございますから、そうはいってもどこかにそういうご理解いただく、そして周りの皆さんがこういう立場で障がい者の就労支援という立場でのご理解もいただく、そういうことでいいところに建設できないかなということでも既に努力はしているつもりでございますし、これからもそういう話がございましたら、ぜひ、一緒になって考えていきたいということで思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、よろしいですか。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） ウォーターパルの敷地の中へつくるということは、目的外使用だとか、そういったことはもちろん私も頭にはあった上で、なお質問しているわけです。先ほどまず面積については、最初の1番目の質問の中でもって、まだ今現在の2つのプールで今8,800人の人口を賄って、まだ60何%ということでしたね。これからいったら、私は人口の推移から見たら、確実に3つ目は要らないというふうに私なら推計します。それはやっぱりどっちが正しいかということは、数字でもってやっぱり判断すべきだろうというふうに思います。

それと目的外使用、これについては、その辺から完全に不要になっているということから、国の法律、そういったものを突破する方法は見つかるのではないかというふうに思います。例えばさっき会計検査員が入っている、入るというのですか。逆に言えば、たくさん余計に残しておくほうが指摘されるのではないですか。むしろ、むだにしているという意味で。今、余計に地方の時代だと言われている。やっぱり法律というものは、地方の住民の福祉のために、いろいろな施設を有効に使えというのが全体の考え方になっているはずだというふうに私は思います。

あと、もちろん私も知っています。平成5年9月に始まったときに、まだ私が役場に入る前からだったのですけれども、下流域の今井、神林、和田の人たちの処理水を流すことで非常に反対されたことは知っていますが、処理水を流すことでした。直接そこはかかわらないはずだというふうに私は思いますが、若干は出てくるでしょう。だけれども、あともう1つ言われた周りの住民のコンセンサス、周りの住民、畜産団地がそれほどこのために反対しなければいけないというものではないと思うし、そういった今井だとか下流の人たちが若干出るにしても、何も出なくて事業を進めるなどということはできません。

なら、さっきの最初に社会的弱者を救うための熱意がどれだけあるか。さっき村長は十分ある、そのように私は聞き取りましたので、これは障害があることはわかっていますけれども、障害に正面からぶつかっていく、そういう気持ち、方向性、事業の効果というか、行政としてやるべく内容としてとらえた場合、そういったいろいろな抵抗となる障害にぶつかっていく、そういう気持ちがあるかどうかということを最後にお聞きいたします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） この件に関しましては、たしか平成18年だったと思うのです。今日、お見えになっている傍聴席におられます笹井社長さん、それから前共立学舎の村山所長さん、お2人が村長室に見えられまして、フランス鴨の趣旨に関しましてご説明されまして、私はそのとき聞いたとき、何てすばらしいフランス鴨という高級食材を飼育するなどすばらしいことだ。そしてまた、我々の年代からの人たち、特に高齢者の人たちというのは、以前どこの家でもニワトリを飼ったり鳥を飼ったという経験があるものですから、これはいいことだなということで私は諸手を挙げて賛成といえますか、いいことだということでございました。

その後、私はそのとき社協の方の会長もやっておりましたから、そのことでその後、

会長さんが決まりまして退任したわけでありましてけれども、その後、例の建部の里で、在宅障がい者の就労支援ということでフランス鴨を50羽から100羽ぐらい飼っているという、「それはよかったね」と言って喜んでいたところでございます。

また、今年の元旦にも写真でその様子が載っておりました。これはいいなということでございましたけれども、実は去年の夏だったと思うのです。資料が新たに届きまして、これを村の産業として、その当時もそこまでは話をお聞きしなかったのですが、高級食材として村の活性化のためにということで、これは先ほど言いましたように全く経験ない人たちではないし、この時代だからそういう人たちもかなりいるのではないかというように私は思ったところが、後で書類を見させていただいたわけでございますけれども、フランス鴨のほかに信州黄金シャモ、合鴨、1年、2年、3年、4年ということで、4年目には2万3,150羽を処理したい。そういう場所を探しているということでございまして、2万3,000という数はかなりの数でありまして、私は村の処理場と思っていたところが、村ではなくて中信平の全部のものを山形村へ持ってきて処理・加工するという話だということの後でわかったのです。

そうしたときに場所が大変だということで、先ほど副村長からも話しましたけれども、一生懸命になって「あその場所はどうだ」「ここの場所はどうだ」と話したことがございます。現地まで行って見たこともございます。ところが、松本市の境に1カ所いいところが候補があるということでございまして、ただ、それはやっぱり所有者は松本市の方だということなものですから、「周りの人たちの同意を得なければいけないのではないかな。それは難しいね」などと話していたところでございますけれども、それがどうもうまくいかなかったのではないかなと思っております。先ほど言いましたけれども、例の最終処分場の土地の空いているところへということ、私は今回初耳でございました。

そんなこともありまして、やはり場所については慎重にやっけないと、後で村民から、村民合意といいますか、住民合意といいますか、やっけないければ、ちょっとこれだけの数を1カ所で処分する、調理するということはちょっと大変かなというふうに思っておりますが、それを何とかできないものかというのが私どもいつも話題になっている課題でありまして、それを何とか、これだけの会員の皆さん、それぞれ優秀な、それこそ県ぐらいの、国まで動かせるぐらいのメンバーの皆さん方ですので、その辺のところをお力を貸していただきまして、無事スムーズに場所が決定し、企業として、また、採算ベースに乗るような、そういう状況になってもらいたいなど

いうふうに現在私は思っておるところでございます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 以上で竹野園麿議員の質問は終了しました。

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（神通川清一君） それでは次に、質問順位 11 番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項 1 「第 2 次山形村環境基本計画を受けて」を質問してください。

（2 番 三澤一男君 登壇）

○2 番（三澤一男君） 議席番号 2 番、三澤一男でございます。今回は大きく分け 2 点の質問をさせていただきます。

それでは、1 番目の質問に入らせていただきます。

村は、今年 3 月、第 2 次環境基本計画をまとめました。第 1 次計画策定から 5 年を経て、山形村環境基本条例に基づき、将来にわたる計画書ができ上がりました。その中で、特に環境施策の展開から村の考えをお聞きします。

今、日本は、東日本を襲った大震災と被災された方への援助と膨大ながれき処理、東京電力福島原子力発電所の解決の糸口の見通せない事故処理対応を迫られております。国を挙げて一刻も早い復旧・復興を願ってやみません。電力各社はベース電力としていた原発の見直しで、電力供給の根底が崩れています。政府は、大地震が想定される中にあるとして、中部電力浜岡原発の停止要請を行い、原発の稼働を停止しました。このことで、需要の逼迫している電力供給能力を落とすことになりました。

中部電力は、停止中の火力発電所を再稼働し、夏場に向け計画停電を防止するめどはついたとしていますが、従来、基準電力に対して余力は 4 % 程度だと言っています。夏場のピークは、月曜日から水曜日、午後 1 時から 4 時ごろと言われています。産業界では、平日休みにして土曜・日曜日稼働するという企業もあります。また、自治体の中にも、平日休んで土曜開庁、サマータイム導入という動きもあります。

そこで、質問させていただきます。

1 つ、山形村としてはどのような対策を考えているのかお聞きします。

2 番目として、第 2 次環境基本計画の中には省エネルギー対策も盛り込まれています。

教育委員会所管の施設は、トレーニングセンター、ミラ・フード館、小学校体育館、小学校グラウンド、テニスコート、ドーム等があります。それらの照明で使用されている水銀灯の数量は、ナイター照明を含め全280灯ございます。その中で、500ワット、400ワット以下の水銀灯を使用している施設は、小学校体育館、トレセン体育館、ミラ・フード館、ドームで計100灯あります。そこで、お伺いします。水銀灯をLED照明に替えた場合の省エネ効果は約4分の1になります。当然CO₂排出効果も4分の1以上になるわけです。5年計画の策定をした今ですから、この効果の検証を進めるよう提案いたします。

以上、村長、教育長のお考えをお聞きします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、三澤議員よりご質問を受けております「第2次山形村環境基本計画を受けて」のご質問にお答えしたいと思います。

初めの地震と大津波による福島の原子力発電所の事故、また、それに連動しての中部電力浜岡電子力発電所の停止に伴う、これからの夏場にかけての電力需要に対する村の対応についてどうかというお尋ねでございます。お答えしたいと思います。

まず、役場内の対応といたしましては、職員の服装のクールビズにつきまして、例年6月1日から9月30日まで実施しているものを、前倒しし、また、期間を延長し、5月中旬から10月末まで実施することといたしました。

電灯につきましては、事務室も常時必要最低限の点灯といたしました。パソコンにつきましても、1時間以上席を離れる場合は、電源を落とすよう指示いたしました。夏場最も電力を使用する冷房につきましては、設定温度を上げて電力量を抑えてまいりたいと思います。このことに関しましては、今週の課長会議において徹底、指示したわけでございます。

一方、一般家庭におきましても、節電につながる行動は多々あるかと思えます。広報、YCS、村のホームページ等を通じまして、節電、省エネを呼びかけてまいりたいと思っております。

2番目の質問は教育長よりお答えしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 続いて、教育長、答弁願います。

本庄教育長。

(教育長 本庄利昭君 登壇)

○教育長(本庄利昭君) それでは、2番目の質問であります「第2次山形村環境基本計画を受けて」の2番目の質問であります、「水銀灯をLED照明に替えた場合の効果の検証について」お答えいたします。

水銀灯については、現在400ワット以下であれば対応できるようであります。そういったLEDが現在開発されているというふうに伺っております。

400ワットの水銀灯をLEDに替えた場合の省エネ効果は、電気使用料でおよそ60%減、照明管の耐久時間ですと5倍から6倍延びると言われているようであります。こういったことから、省エネ効果が見られますし、ランニングコストを考える上でも、LEDは水銀灯に比べて優れているものと認めております。

トレーニングセンターやミラ・フード館の中には400ワット以下の水銀灯を使用しているものもありますので、LEDへの変換の可能性も十分考えられることですので、これから今後、投資コストや実現可能性など含めて研究をしていきたいというふうに考えております。

これから順次先ほどございましたけれども、トレーニングセンター、それから小学校の方につきましてもLED照明の切り替えを具体的に検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(神通川清一君) 三澤一男議員、再質問があれば質問してください。

三澤一男議員。

○2番(三澤一男君) 今、教育長の方からも答弁いただきましたので、私も若干数字的なことで試算させていただきましたので、その辺のところでは触れさせていただきます。

冒頭で触れました教育委員会所管の施設の中で、効果があらわれると思われる例ですけれども、水銀灯が全数280灯あると申し上げましたけれども、LED電球に取り替えができると思われるのは、先ほど教育長が言われたように400ワットクラス。私は500ワットクラスのところも対応できるのではないかなと思っておりますので、これを数字的に見ますと100灯たしかございます。屋外照明、ナイターなどに使っている照明は、1,000ワットが使用されていますので、まだ現在のLEDの価格では費用対効果が出ないというか、1,000ワットのLEDというものはなかなか難しいというのが現状だと思います。

その中で効果が出ると思われるのは、小学校体育館で500ワットが18灯ございます。そこで、体育館の使用電力量を夏と冬で比較させていただきました。昨年の夏場の6月から9月まで、4カ月の平均が月当たり23万1,000円、冬場ですけれども、今年の1月から3月までの3カ月間平均で月30万1,000円、これを年間推計させていただくと320万円になります。単純なコスト計算で、400ワットのLED電球1灯当たり14万円として、設置費用が252万円になります。電気料は4分の1として80万円程度となります。ほぼこれを今日も答弁いただいている中では、3年ぐらいあればLEDに交換した効果が出るというお話があったのですけれども、私の試算でいけば、これは4年ぐらいあれば取り替えの効果が出るという、そういう試算をさせていただいております。

ただ、この電気料は単純に水銀灯だけではないので使用状況の検証が必要だと思いますし、また、現在の水銀灯は500ワットです。400ワットにした場合には、JISでは一般的に平均床面照度、ここの面の照度で300ルクスという基準があるようなので、その辺のところの調査も必要となると思います。

現在使用している水銀灯は安定器がついているので、実際のワット数はもう少し増えているということになりますので、LEDにした場合にはもう少し効果が出ると思います。

設備としては、水銀灯の寿命から電球取り替え用の昇降器具というリフターというものがありまして、電球を取り替えるときに上げたり下げたりする、そういったような器具も必要になりますので、そういったものがなくなります。

また、LEDに交換することによって、当然今ついている電球の落下防止、耐震補強も含めて落下防止の対策もできるのではないかとということで、あわせて提案させていただきます。

もう1カ所の比較ですけれども、トレセンの体育館、ここですけれども、400ワットが30灯、300ワットが20灯、夏と冬の電気使用料が、小学校と同じ10基で見ますと、夏が月39万9,000円、冬も同じ39万2,000円とあまりこれも差がありません。先ほどと同様に計算して、概略年間470万円となりますので、LED電球の価格を400ワット14万円、300ワットを12万円として試算すると660万円、電気料は4分の1として120万円となります。計算ではほぼ5年これはかかって償却ができるということになると思います。

以上の試算から、結果がわかる省エネルギーの計算でLEDの価格については私の

調査ですから参考価格ですけれども、いろいろな業者さんに問い合わせをかけた上で調査する必要があると思います。

また、水銀灯とLEDの寿命ですけれども、一般的には水銀灯の定格時間は約1万時間、LEDについては5万時間となっていますので、1日8時間使用ということで水銀灯は4年、LEDは20年使用可能ということになります。

温室効果ガスと言われている二酸化炭素（CO₂）排出量もほぼ4分の1になりますが、今回ここでの試算は省略させていただきます。

今後、長期にわたる電力供給能力の不足不安と継続した省エネルギー効果の検証をしていただいて、どのように考えているか担当部局の方からのご見解を再度お聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） 三澤議員ご指摘いろいろいただいておりますけれども、私もなかなか電気の方も至って暗いものですから、よく十分理解できていないのが現状であります。今、省エネの電気の量を減らすという問題とコストの節電というか、経済的な効果、それからCO₂の問題もありますし、環境の問題、メリットがかなり多いというような印象で伺わせていただきました。

実際に使う場合に、先ほど床面照度の話も出ましたけれども、どんな利点があり、どんな問題が生じるかということも十分また研究させていただきまして対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、よろしいですか。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

民間企業は、あらゆる努力をして省エネルギーと環境対策に取り組んでいます。また、環境ISOと言われている14001を導入して、目標を設定し、実行して、日々どのような効果があらわれたかを検証して、再度計画をする。本村の基本計画書の中でも触れていますが、PDCAサイクルを回しますよというようなことを触れております。ただ、ISOの環境14001では、ただ回すだけでなくスパイラルアップしましょう。要は、短期的には先月より今月、去年よりは今年が改善された。これも短期的には四半期、半期ごとに目標との違いを継続的に確認して進めていくという国際規格なわけですけれども、少なくとも今回の計画書は、このような考え方を取

り入れているのではないかと思いますので、ぜひ村と業者と住民の責務を確認し、協力し合い、よりよい方向に向けて努力していかなくてはならないというふうに思っております。

そういった中では、環境審議会というものがあるわけですから、少なくとも年に1回は環境審議会で検証していただいて、結果報告、それをまた自分たちでもお互いに共有し合って、次のステップアップをしていくということが必要ではないかと思しますので、その辺のところもお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 環境審議会でございますが、今まで何もない場合は開かれてこなかったということでございますが、第2次基本計画の策定ができましたので、最低年に1回は開いていきまして、いろいろな検証等々も環境審議会等でもやってまいりたいというふうに思っております。

それからISO14001、この間、塩尻市さんが更新したということを知ったのですが、やはりこれは、いつかも議員さんから質問あったのですが、なかなか取得するにお金が非常にかかるということですし、更新する場合もかなりの費用がかかるということでございます。村としては、今なかなか村独自では取れないかなというふうに思っております。

○議長（神通川清一君） 以上で質問は3回になりました。1番目の質問は終了します。

次に、質問事項2「役場職員の臨時雇用（パート職員）について」質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） それでは、2番目の質問をさせていただきます。「役場職員の臨時雇用（パート職員）について」。

ハローワーク松本の集計によると、全国の平成23年3月の有効求人倍率は0.63倍、長野県は0.68倍、松本所管内は全国とほぼ同じ0.63倍となっています。このような雇用状況の悪化で、就職したくても職につけない人が多数います。昨年度雇用された人についても、雇用形態が常用で正社員の雇用者全体に占める割合は32.6%でしかありません。ほとんどがパート採用となっています。それでも職につければよいほうです。まずは雇用確保が必要と考えます。

そこで、村採用職員の状況について村長にお伺いいたします。

1、現在、役場職員の臨時またはパート職員はどのような比率になっているかお聞きします。

2番目として、企業には臨時職員を正社員に採用するよう行政指導もあります。村職員は地方公務員法等制度の違いはあると思いますが、そのような登用を行っているかをお聞きします。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 三澤議員の2つ目のご質問「役場職員の臨時雇用（パート職員）について」のご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

初めの1の「現在、役場職員の臨時またはパート職員はどのような比率になっているか」でございますが、お答えしたいと思います。

役場職員は、平成23年4月1日現在82名となっております。このほか嘱託職員10名、雇用条件提示の臨時職員等38名となっております。

次に、2番目の「臨時職員を正規職員の登用を行っているのか」というご質問にお答えしたいと思います。

地方公共団体が職員を採用する場合は、地方公務員法第15条等に定められておりました。競争試験など能力の実証によって行われなければならないこととされております。競争試験など能力の実証によって行われなければならないというようにうたわれておるわけでございます。

したがいまして、山形村職員の採用に当たりましては、採用試験を行っているため、臨時職員（パート職員）の方が一般職となるためには、採用試験を受験していただくこととなります。その結果、要件にかなえば採用となるわけでございます。お尋ねのように、国・県等の指導で臨時職員から採用することはありません。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、再質問があれば質問してください。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 村というか、地方公務員法という法律と民間は違うということはお話でわかりました。ただ、民間の場合は、臨時職員の労働者採用に関しては、労働省が各県に労働局の雇用均等室というものがございまして。雇用均等の立場から、

パートタイムだとか臨時職員を採用するときには、勤務条件の明示をするように、平成20年4月以降の雇い入れた短期間の労働者に対しては、昇給があるとかないとか、退職手当、賞与の有無を周知するようになっていて、これによって明示しない場合には罰則規定もあります。常時10人以上を雇用する事業所には、短時間雇用管理者の専任という、こういうのも民間は求められているわけです。

地方公務員法では任用と言うようですが、非常勤職員の正規職員の登用の機会を与えることは、今の場合、競争試験をしなければできないということなのですけれども、そういった機会を与えてくださいということも雇用均等室は民間には言っております。

今のお話ですから、そのような事例はないというふうに思われますけれども、今は民間、地方自治体にかかわらず、働きたい人に雇用の機会をつくらなければいけないときだというふうに思っております。

そういう中では、ふるさと雇用再生特別交付金とか緊急雇用創出事業特別臨時交付金等も23年度当初予算にも盛り込まれておりますけれども、村としてももっと雇用創出の機会を増やすような、そんなことを考えていただけないかということをお伺いして質問を終わらせていただきます。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） なかなか深刻な事態でございます。原発に伴うところの日本の本の雇用、これからどうなってしまうかという、これは世界的なレベルで考えざるを得ないという時代になっておるところでございます。お互いに悩める時代だと思っているところでございます。

先ほど前の方のご質問にございますが、山形村の職員体制、先ほど村長答弁、多少少なめということもございますし、今後退職されていく方も何人かいますので、そういう先を見越したところの採用体制をぜひ、つくっていきたいと考えております。当然その中でも、臨時の方と条件が合えば受験していただくということも当然でございますし、現実問題として嘱託の皆さん、大変優秀な方がいらっしゃいます。私ども大変助けていただいているのが現状でございます。何とかそんなことも含めまして、皆さん方のそういう雇用が確保される時代になればいいななどと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 三澤議員、よろしいですか。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今、ご答弁いただきましたように、とにかくそういった機会を
ぜひ、つくっていただきたいということをお願いしまして私の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

これで一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（神通川清一君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了いたしましたので、
これにて閉議し散会とします。

（午後 5時45分）